

二股流地方の馬賊も亦皆林内にあり該地方は數年前迄は未だ馬賊なかりしが光緒三十一年(明治三十八年)二月より結黨窩藏したるものにて馬賊頭目を列擧すれば徐某、綽名を十三紅と云ふ、季儂子、韓某、程某、張某等にして以上の頭目の部下各六七十人あり其他陳某、袁某の二人あり

右馬賊は五六群に分ち每群六七十人乃至百人あり馬賊の劫掠する法先づ不意に屯内に突入し人を見れば則ち擧去し森林中に至り其貧富の等差によりて五六元乃至十餘元を騙取贖回せしむ

其武器は皆快鎗にして馬あるものは十中僅に一二を越えず

圍場地方にも馬賊約二三百人あり

飲馬牌子地方馬賊窩藏の所大約皆森林の中にあり十數年以來馬賊甚だ多し頭目の綽名を瓢把子と云ふ三十八年六七月頃磨磐山東首の村中に入り圍練の爲めに殺されたりと云ふ

十道河子地方馬賊は皆林中に住す是等は日露戰爭に際し露人の招募せる花勝子隊にして同地方に窩藏し頻りに擧去を行ふ其馬匹を有するもの十中四五人ありと云ふ

郭家店地方馬賊は一定の定住地なし馬賊の頭目に一人一馬、二國、雙山、東山、崑山等あり手下二三十人明治三十八年十月頃清官吳某に征討せられ頭目中死するものありと云ふ此馬賊は多く花勝子隊より轉移せるものなり

范家店北二百清里抹立紅岡子地方は多年馬賊の窩藏地にして其頭目孔某は孩大爺と號し農安縣人にして年齢三十餘歳なり部下三百餘人を有せり

長白山に蟠據せる馬賊中最も有名なりしは劉單子にして部下一萬と號し曾て民間に向て車馬糧食を徵發したることあり日露戰爭に先ち露國に買收せられ現に「ハ、ロフ、スク」に在りと傳ふ

其他の小頭目は凡て韓登舉の嚴拿を恐れ韓家の領域を去りて新開地なる蒙江地方に出沒するもの多し

第五、小興安嶺地方

小興安嶺一帶より呼蘭河通肯河上流一帶の地は馬賊の窩藏せる地方にして明治三十三年の事變に於ても屢々露人に抗したる馬賊多し呼蘭河地方馬賊の最も

有名なるは通稱「長白」と稱するものにして光緒二十四年(明治三十二年)の頃山東省より移住したるものに係り其後通背に於て決して居民を搶掠せず重に露國人に反抗することを宣誓したりと云ふ

部下に孫康路と稱するものあり元北團林子にありて四百八十餘响の地を有し地方の團練會長たりしが後「長白」に隨從して馬賊の群に投じたり

其他部下の小頭目に十四人あり白彥蘇々地方には五六十人の小頭目あり

此等馬賊は多く烏合の集團にして武器は「モーゼル」銃旋條銃等を用ゆ或地方を攻掠せんとするに際しては全部隊の集合を行ひ操練することあり其攻掠法は徒歩の大集團を以て村落を砲撃し接戦することなし掠奪を行ひたる後は村民の馬を奪て之に騎し四散す其外常に乘馬せるものなし

馬賊は掠奪品を平分して自己の所得となすの外頭目より手當を給せらるゝものなし

北團林子地方の馬賊は皆深山にあり一定の處なし往々居民の家に來住し食費を要請するものあり頭目に綽名生種と稱するものあり光緒二十八年(明治三十

五六年頃四出搶奪したるが露人の爲めに追はれ通背荒蕪地の内に赴きたりと云ふ

又掃北と稱するものあり部下百餘人あり

二道溝馬賊は皆江岸柳樹中にあり三五人に過ぎず行人を路劫す著名の頭目なし

其他布哈多海拉爾地方に出沒せる馬賊は著名なる大鬍匪を見ず

第六節 郷紳

清國の社會に於て官吏以外に卓立して隱然重きをなすものあり所謂郷紳之れなり
清國の境土を防衛し國威を維持するは固より政綱兵備の然らしむる所なるも其實情は上下官民の懸隔頗る甚しく其國民中堅實なる分子たる中流社會を缺ける清國にありては少なくとも暗に官吏を補助し施政を便宜にするものなかる可らず殊に滿洲に於けるが如き政令の遍からざる地方に於て然りとす

郷紳とは一地方に於て名望財産を兼有する者にして現に貴顯の地位に在るか或は曾て父祖子弟の貴顯に在る者あるか或は學位を有するか或は博學德行等により郷人の景慕する所となるもの或は農を事とし一二千畝の地を有するか或は商を營み質鋪錢莊等を經理し其收入する所自立するに足り自ら郷黨に尊敬せられて某處某姓と言へば居處を問はずして人皆其名族たるを知るものなり元より縣の郷紳と府の郷紳と省の郷紳とは其名は同一と雖も名望財産の高低多寡あるは免るべからずと雖も能く地方の保安に任し或は橋梁城垣を建築し交通の便を開き或は義學を興して教育し團練を編し公私の間に有益の事業を興す之を郷紳の手に待たざる可らず彼の地方官は多くは自己の利を謀るに急にして地方の公益を營むの念少なければなり

然れども郷紳の人物にして好惡ならんか自己の地位を利用して上は官を欺騙し下は威福を民に張り却て害毒を社會に流すものも亦少なからず故に清國の現勢を知らんとせば又郷紳の勢力を等閑に附す可からず
滿洲にありては郷紳は自ら地方の牛耳を握り其小なるものは郷約となり地方官

の政を輔け其治下にありて自治の條の存するものなきに非ず其大なるものに至ては地方の豪族として管下の自治を施し以て民政の普及せざる缺を補ふものなしとせず

郷約及び團練會長に付ては前述したるを以て茲には吉林省に於ける地方民間の有力者を擧ぐれば左の如し

吉林には明得仁、何士民、牛子厚の三あり牛は旗人として且つ富豪なるを以て其名最も高く何は名望家として知らる

敦化縣に於ける張某、孫某、孫連科、劉大海の四人は皆富豪なり

法特哈門には于九鈞子、衛仲奚、吳憲章、雷某等あり就中雷姓は旗人にて家富み且つ優貢たり范家店の馬老王、元寶窪の劉發、黃某、于霖中、衣尙福、張寬、呂文、孫文謙の數人の如きも皆富戸を以て顯はる殊に元寶窪の干霖中は舉人の學位を有し勢望甚だ揚れり

周家窩棚には富戸周某あり小老營に王有和、汪永和、謝金寶、李勝年等の郷紳あり殊に李の如きは義俠家なるを以て四郷に知らる

郭家店の董伯同は富豪にして拔貢生たり史某は進士たり齊某は翰林に入り皆衆望あり哈爾濱地方には富豪として江茂經、江宏甫等あり
横道河子の徐子蘭、安某、盧才造の三人は富豪と稱す可からざるも皆名望高し三岔口の王成文、于某、局子街の張禹、齊某、馬文彩、徐景川は皆富豪四郷に冠たり
西三岔口には富家李文登、名望家許永和あり琿春に達侍衛、土門子に鮑德山、張德あり皆郷紳の最たるものなり
齊々哈爾には陳紀合、陳紀來の二人あり海拉爾に張膝甲あり皆地方に聲望ありと云ふ

第七節 救恤

第一、倉儲

清國治政の主意民を本とするを先聖の遺法とす故に穀は民生の重要に係るを以て從來最も倉儲を重んじ平日より米麥雜穀を儲蓄し荒歲準備とす倉儲の法に三あり

常平倉は州縣廳所在地に設置し州縣官吏の直轄に歸し常年穀價低廉の時を以て糶買し次年舊穀を糶賣し再び新穀を買入し定額儲數に充たしむ荒歲には倉粟を頒出して賑恤に供す是を地方官倉とす
社倉とは郷里に設置し郷農の義捐穀を儲藏し確實の民を公選して倉長とし出納を管轄し毎歲倉穀を出借して息穀利息を納め時々儲額を州縣に報告し州縣官をして監督の責に任せしめ其出納に干與する勿らしむ
義倉とは市區に設置し商民の義捐せる穀米を儲へ該市の賑荒に豫備する所とす之を地方民倉とす之を要するに常平倉は官轄倉廩にして州縣官の備荒儲穀なり社倉は郷農の義捐して該郷賑荒に備ふる所なり義倉は市民の義捐して賑荒に備ふる所なり而して官倉民倉に論なく共に備荒賑恤の爲めに設けしものとす
此等諸倉の監督として通常滿洲旗官を置き倉監督一人協領内より揀派し外に倉官一人倉筆帖式二人あり出入倉穀を管理す今吉林省に於ける各倉を擧ぐれば左の如し

吉林

永寧倉は城内東北隅に太平倉は城内東北角にあり

義倉永寧倉院内にあり雍正五年の創設にして旗兵の備荒倉に係る

水師營義倉城外西南隅にあり隆乾七年設く

烏拉城

公倉は城内東北隅に設く

烏拉額赫木等の各站及び金珠鄂佛羅義倉は均しく同站筆帖式の經理に係る

巴彥鄂佛羅邊門

伊通邊門

赫爾蘇邊門

佈爾圖庫邊門

以上四邊門食穀は均しく各邊門防禦筆帖式の經理に歸す

伊通州

義倉は佐領衙門東北隅にあり

寧古塔

公倉は城内東北隅に義倉は城西北隅及び東門外にあり

伯都訥

公倉は城東北隅に義倉は城外東南隅にあり

三姓

永豐倉は城外西南隅に義倉は城外西南隅にあり

阿什河

永順倉は 内東北隅に義倉は永順倉内にあり

拉林城

公倉は城内西南隅に義倉は公倉内にあり

雙城堡

義倉は城内東北隅にあり

琿春

義倉は城内にあり

黒龍江省にては水災の救恤として官府より救恤を行ふこと屢々にして其費用時

に一年三萬兩乃至九萬兩に及び則ち大人一人に付き毎日粟二斛と錢百八十文小兒一人に付き粟一斛と錢九十文を下附すと云ふ

第二、慈善

清國人は團結心強く同郷の者は會館を作り同業者は公所を作り互に會員の協治と共に地方公共の慈善事業を營みつゝあるは清國の社會上最も嘉す可き美風なり而して此等慈善公共の事業に就ては地方官は民の父母官として救恤行政を施す可く郷紳は其位置より生ずる當然の責務として之か謀をなすものなり其事業は重に老年貧窮のものを養ひ流浪頼る處なきものを棲ましめ或は冬期に至りて粥飯を貧民に給し或は路傍に窮死して柩棺なきものは殊に義地に埋葬する等を重なるものとす而して此等の慈善事業に要する經費は或は官公費により或は義捐金により或は殊に此の目的を以て賦税するものあり今吉林省各地に於ける此等二三の設備せるものを擧ぐべし

吉林府

養濟院城内功德院内にあり雍正の時壽婦石熊氏出家したるもの光緒九年官修理

して其舊を存し今殘疾貧民皆留養せり

棲老所吉林城隍廟の左側にあり光緒十四年の創設に係り老年の貧民を棲住せしめ其費用は斗稅中より支出す

棲流所吉林城西山神廟の左側にあり光緒十九年知府葉聯甲の建設に係り流民を棲ましむ

引痘掩埋局府城白旗堆子前にあり光緒七八年同治廉瑞の創設に係り同十八年民房を買入れ局を此に設けたり

長春府

同善堂府城北にあり光緒十一年署理通判李金鋪捐款を集めて養老引痘掩埋の事を辦理せり

伯都訥

引痘局城内にあり光緒十三年設立にして錢二千吊の維持基金を有す

賓州廳

引痘局光緒十三年の設立にして其費用は凡て同地紳商の義捐によれり

雙城廳

引痘局城内にあり光緒十三年の設立に係れり

第八節 衛生

滿洲人は最も危険なる生活を送りつゝ、あるものなり何となれば彼等は遼漠たる未開地にして而も大陸的氣候を有し寒冽なる湖北の地に勞働活計し毫も衛生の如何を解せず粗衣粗食以て生命を存続しつゝ、あればなり勿論滿洲は世人の想像するが如く風土物産の上に於て生活に困難なりとは稱すべからざるも人命を托し病累を驅逐すべき醫術に至ては殆んど不完全を極め加ふるに交通の不便風氣未開なる他に未だ之を救濟するの途なく而も彼等の宿習たる不潔癖の結果及氣候の激變等諸種の病因を誘發し衛生上大に用意を拂はざる可からざるに彼等土民の蒙昧無智なる毫も身命の重んずべきを省せず何等衛生設備を有せざるに拘はらず克く比較的人壽を全ふし長命を保ちつゝ、あるは一見不可思議の現象とす從來彼等滿洲土民は一旦病魔に襲はるゝ、あらんか神仙の憤怒に觸れたりと迷信し之を巫者に託して以て萬一を祈り或は醫家より草根木皮を得て服藥し若し効

果なきときは即ち前世の因果と断念し禍の後代に及ばざらんことを欲し再び巫蠱者を聘して加持祈禱し以て其災殃を拂ひ得たりとして安心す又滿洲人の爲に惜むべきは一般に人命を輕視するにあり家人の死するや極めて簡單なる葬式を行ふのみにて死者を待つ頗る輕薄なり殊に八歳以下の兒女に至りては之を人間視せず死せば之を山狗野犬に與へて喰はしむ其底意の那邊に存するや殆んど解釋に苦むものあり一般の衛生状態如斯近年露國の南下せしより以來特に此衛生の點に注意し鐵道沿線の各都邑には衛生諸機關を設置し傳染病流行當時の如きは斷乎たる豫防衛生法を執行し爲に往々士民の反感を買ひ露人は無辜を虐するものなりとの怨聲を放つに至れり又從來滿洲内地に派駐傳道せる歐米宣教師の如き一意衛生の必要を説諭するありと雖も未だ其好果を奏するに至らず故に今回日露役中に於ても到る處此不衛生なる状態の爲に大に我進軍を阻害せしは明なる事實にして幸に我衛生隊の銳意衛生法を敷き惡疫の流行を豫防し風土病の發生を撲滅し我軍一過する所大掃除を厲行し以て所在宿營地をして面目を改め土人をして稍々其利害を曉得せしめ得たるは今後滿洲殖民を志すもの大に幸と

する所なるべし

第一項 氣象

滿洲は北緯三十八度四十分より五十三度三十分に亘り佛蘭西及び伊太利と同帶の位置を占め其廣袤より謂へば我邦仙臺より樺太の北端迄と同長なり然れども其氣象に至りては大なる相違を見る

東三省中にて海に接せるは僅に盛京省の南半のみ吉林、黒龍江の二省に至りては四面陸地にして朝鮮と長白山脈を以て界し西比利亞とは小興安嶺、伊勒呼里山脈及び大興安嶺を以て遮断し西方は即ち蒙古平原に連る海の配布既に斯の如く加ふるに江水河渠は荒蕪なる地方に在て多く北流し北は深邃なる森林帶に面し所謂貿易風の以て氣候調和の天恵を缺き諸種の原因は相俟つて寒暑二つながら酷烈を來し且つ地勢上亞細亞大陸に連接せるが故に其地方の風雨雲霧は常に氣壓上大陸の支配を受け即ち五月より九月に至る四五ヶ月間は中部亞細亞の低氣壓襲來の結果滿洲の一部は到る處南風及び東南風吹來るも十月に至り之に反對の現象を呈する時は滿洲は爲めに到る處北風及び西北風を生じ四月に至る迄繼續

す山嶽に富む地方に於ては風の流動複雑なるは自然の勢なれども大體に於て右の原則に歸依せざるはなし又實驗家の手になれる風位統計表によれば滿洲の夏季には西南風多きを見る之れ蓋し夏季太平洋に於ける大氣が黃海に横はる低氣壓を逐ひ北に向はんとして山嶽を擁する遼河谷地の爲めに空氣の流動を誘引して西南より東北に向ふ此現象は又滿洲の氣象に大なる關係を有す其他地理上の關係より地方局部に於ける諸種の變象に至ては漸を逐ふて記述すべきも要するに北部滿洲風土に於て稍留意すべきは寒暑の差甚しきに在り其他偶發の天災地變を除き氣象上別に憂ふべきなし下節寒暑氷雪霜雹及び風向雨霧等につき述べん

第一 寒 暑

北滿洲は冬季最も長く夏季之に亞ぎ春秋最も短きを以て寒國地帶たるを免れず一般に五月漸く暖氣を覺え十月既に降雪を見る處ありと云ふに到りては殆んど半歳は冬季なりと云ふて可なり

北滿洲は概して海潮の襲來を受くべき海洋より甚だ離隔するを以て冬季甚だ寒

冷にして殊に西北部は最も劇烈且久しきに亙れり五月末に至りては北部滿洲は到る處俄かに温暖となり植物の發育甚だ速かに數日にして變象すべし只其東部は寒潮の流る、日本海に瀕するを以て其温度の激昇を阻止すれども其西部に至りては寒冷なる春季より酷熱の夏季に急轉するなり聞く黒龍江各地の一部の如きは五月末既に草の刈取らる、許りに生長し又一旅行者の實見談に五月下旬額爾克納河畔早朝裘衣を要せしに其後數日を経て大興安嶺の東北斜面の谷地に至れば既に蒲公英其他の草花開きしを見たりと

北滿洲は概して五月下旬より氣候温暖となり六月下旬其最頂に達す而して此間一日中最も熱氣熾なるは午前十一時より午後三時迄の間とす夏季の比較的短期なる割合に其間時として熱氣人を眩暈せしむることありと云ふ夫の三姓地方の如きは七月中日中は列氏三十度を降下すること殆んど稀なり七月下旬よりは熱氣漸次減退し九月に到り初めて稍冷氣加はるを常とす北部滿洲を中斷せる松花江沿岸地方は九月上旬既に紅葉の凋落するを見日中尙温暖なれども夜間甚だ寒冷なり中旬には朝時列氏二度に下降することあるべく大興安嶺の西方は八月下

旬に至りて冷風霜を襲ひ夜間霜深きことあり然れども琿春地方にありては十月初迄は零度に降ることなきに中旬よりは急激なる氣候の變轉を生ずることありと云ふ

而して北部滿洲に於ける短き秋季は一年中最も愉快なる季節にして秋季の間天候静快にして乾燥し寒暑身に適し眞に冬季の來るを忘れしむるものありと今旅行者の言に依り各地寒暑の一斑を述べんとす

一 琿春 支那人の言に據れば琿春地方は冬季寒冷にして春季に入り尙解氷せず陰曆四月尙綿衣を要し五月に入り始めて山東省地方の春天の景の如くなるべしと此事實は浦鹽ボセト等に於ても實驗さる、處にして今寒暖計(攝氏)により最近數年間の平均温度を見るに浦鹽にありては三月尙零度下五度ボセトは零下一二度なり四月に入りて漸く浦鹽四度となりボセト五度半となる而して夏季に入れば暑熱大に加り時として流汗淋漓たることありて二十一度を示すと云ふ然れども七月の中旬を過れば漸く涼氣を覺へ九月中秋節を經過せば結氷するの勢あり彼の英人ゼームス氏は琿春額木索爾市間に於て十月三十日正午

に列氏零下十一度を實測し後二時間を経て十四度に下り後數日間を経て零下十七度に達せりと云へり

一、寧古塔 此地亦寒氣激しく陰曆三月に至れば稍暖氣を感ずと雖ども綿衣を脱するは五月にして俗に端午の粽餅を喰ふて綿衣を送ると云ふ諺あり斯くして七月末に至らば便ち寒氣人に通り此れよりは日を追ふて寒冷に向ひ十一月下旬に至らんか日中は零度以下に昇ると雖ども朝暮は寒冷にして列氏零下十度に達す此地方にて最も激烈なる寒威は十二月にして列氏零下三十度に降ることあり又夏季も氣温の變化極端にして九月下旬早曉には列氏二度なるに日中同三十一度となり夜間に及んで復た零下三度内外に下降すること珍らしからずと云ふ

一、(ハッロフスク) 該地は海拉爾と殆んど同緯度にあり従て寒時多く暖時甚だ少なし其中最も寒冽なるは陰曆十一月より三月の間にして最近數年間の平均温度に據れば十二月二月は共に攝氏零下十九度に達し正月の如きは攝氏零下二十五度に降る四月に至りて暖氣稍加はり七月に至りて頂上に達し攝氏二十一

度となる十月に到り復た冷氣を覺ゆ

一、穆稜河 此地極寒期は陰曆十一、十二、一の三ヶ月間にして端午節を過ぐるに及んで稍暖和を覺ゆ以て八月中秋節に到る而して最熱期を問へば僅かに六月中十日間位にして殆んど夏氣を解せざる程なり而して十月に至りては最早結氷を見る以て其一般を推知するに足らんか

一、吉林府 該地は春季と雖ども概ね寒冷にして三月下旬に至り稍暖和となり是れより漸次暑氣に向ふ此地以北にありて夏とも謂ふべきは七月中旬より八月中旬に至る一ヶ月間にして寒暖計は攝氏十八度乃至二十四度間を昇降す然れども長白山中に入りては此間最も短かく單衣を用ゆること僅かに數日に止ると云ふ此れより後は追次冷氣加はり以て翌年四月に至るなり而して最も寒冷なるを一月間とす

一、長春府 此地附近は三月尙寒冷にして外出に困難なり四月に至りて稍融和するを見る端午節に至り始めて温暖なり然れども尙綿衣を着するものあり最も暑熱を感ずるは六月にして夫れより秋季に入りては尙可なれども十月となり

ては日一日と冷氣加はり十一月に入れば遂に最寒となる

一、伯都訥 此地方極寒の期は十一月下旬より二月初に至る三ヶ月間にして四月より漸く暖く月末に到りて中和となる最熱は六七月の頃にして八月末より亦稍冷涼を覺へ始め其れより十月に入りて益激甚なり

一、哈爾賓 此地方にて一年中最も寒冽なるは十一月末より二月初に互る三ヶ月餘の間にして殆んど人をして堪へ難き感あらしむ三月末に至りて漸く暖氣を覺へ四月よりは天氣清和頗る春風人を融和するを覺ゆ六月末より炎氣蒸蒸八月に入りて秋氣森蕭朝暮の間袷衣を着せざる可らず中秋節を過れば微寒を感じ時として降雪あり九月空山落葉の候となりては寒威益嚴しく十月小陽尚且寒風骨を侵し滴水氷を成すあり

一、大興安嶺 此地方は滿洲の最寒冷部に屬するものにして河沼は四月末解氷し十月末結氷す故に此地方は六ヶ月の長き冬季を保つ住民の言に依れば列氏零下四十度に降下すること稀ならずと之を露人「クロバトキン」氏の言に徴するも亦然るを見る就ち該嶺の森林地殊に西側斜面地方に在ては夏季尚ほ薄弱なる

日光を受くる位にて多くの場所に於て五月下旬尙氷雪を殘留し夜間は寒冷を極めしと而して夏季暑熱を感ずること僅かに數日間に過ぎずと云ふ

第二 氷雪及霜雹

總じて北滿洲は大興安嶺小白山長白山脈及其支脈等を除き霜雪少なく却て南部に多しとす之れ時として溫暖なる濕氣を帶ぶる海風の誘致するあればなり雹も亦地方により降下し時として植物に災害を與ふることなきに非ずと雖も殆んど稀有に屬す霜も亦時として禾穀に害あれども氷雪に至りては却て住民の喜ぶことあり其は此れが爲めに滿野坦々砥の如く縦横に跋躡するを得、車棧の通行頗る便捷なればなり然れども北部滿洲は下霜期より以後は山河眠り草木死し禽獸蟄居し到る處堅氷白雪の景ならざるはなく田園凍結して又鋤犁を容れず眞に死の滿洲たるべし今左に各地につき其概略を記せん

一、珲春地方 下霜は八月より九月の間に始まり其後は植物皆零落す雪は十月にして四月迄續くも林間谿谷中に於ては五六月の比尙雪痕を止むと云ふ該地方普通積雪量は一尺五寸位なれども大雪に遇へば二尺餘に及ぶことあり漸く北

して敦化縣附近に至れば二尺五寸に達すと云ふ

凍氷は十一月中旬より起り以て翌年四月末に至る其厚さ五尺餘あり此より交通益便利を加へ車馬の往還斷へず

此地方降雹あり光緒三十一年の如きは之れが爲めに五穀は均しく皆穰らず大に耕作者をして損害を被らしめたりと云ふ

一寧古塔地方 下霜期は八月末より九月初の間にして薄霜を見るや農家は穀物收藏に急ぐ其後漸く降雪となり以て翌年清明に至り溶化し盡すべし普通積雪量は一尺乃至二尺とす又年によりて降雹あれども爲めに禾穀を傷るに至らず結氷は十月末より四月に至り凍河は十一月初とす氷厚四尺に達す

一穆稜河地方 此地方下霜は概ね九月にして早き時は八月既に之あり雪は早きも十月中旬晚き時は十一月なり積雪量は最烈しき時にて四五尺あり翌年四月末溶化し初め五月末悉く化了すべし而して下雹なし

凍氷は十月末より翌年三月に亘り約三四尺の厚さを有す而して此等氷雪は共に運輸に害なしと云ふ

一長白山中 霜は八月末より九月中旬を常期とす降雪は十月にして清明の節即ち解了す積量は大雪にして二尺餘なり雹の降ることは甚だ珍らしく十年に一度位の割合なり霜雪は其下降期にして速かならざれば爲めに禾穀を害するとなし

氷結は十月末より起り厚さ二尺餘車を行るに足る

一吉林府地方 下霜は例年秋分節前後なるも時として九月を過るも猶見ざるこゝとあり降雪は十月二十日前後より始まり最も多きを十二月より一月中とし時として積んで三尺に達する大雪あり翌年三月に至りて止むも地上に痕を絶つに至るは四月とす而して此等霜雪は毫も禾穀蔬菜を害せず又雹の降ることは殆んど之れなく十餘年間此に在住せしもの未だ曾て見しことなしと云ふ

結氷は早きも九月末晚きは十月末なり封江は大雪節前後開江は清明節前後にして其厚きは五尺に及ぶ

一長春府地方 八月前後下霜を見年により嚴しき時は植物大に傷害さると云ふ雪は中秋節前後に多く翌年三月に於て終る大雪ありし時は深さ一尺餘あり十

月末に至れば結氷し三月溶化す而して結氷後は車馬來往更に至便となり運輸に利す此地亦降雹あり光緒三十一年六月又降雹を見しも甚しき害なかりき

一、伯都訥地方 本地方に於て霜を見るは九月にして十月に至れば即ち降雪となり翌年三月に至りて溶化す年によりて積雪量一定せず降雹稀なり結氷期は九月末より翌年四月に至る

一、哈爾濱地方 下霜は總して八月中にあり一度降らば草木凋枯す降雪は九月より十月の交にして翌春清明節に前後して解了す大雪の時は其積量三四尺の深きに達す結氷は恰も下霜期と一致し三月漸く融開し始め月末に至れば遂に全く其痕を絶つに至るも陰寒の地尙ほ稜々たる殘氷を留む而して其江水凍結するもの厚さ五尺餘に達するを常とす該地土人は皆氷雪を喜べり蓋し運輸交通便捷にして能く車馬肥犁を行るを得べければなり例年五六月の間雹の降るあれども大なる災害をなすに至らず

一、齊々哈爾地方 本地方陰曆八月末霜あり故に其以前に於て植物の保護を要す然らざれば大に災害を見るべし九月に入れば雪來る十月に至りて更に甚しく

能く四五尺の深きに達することあり全く溶化し盡すは翌年四月にして殊に陰地にありては年中雪を藏す旅行者の言に光緒三十年五月末に於て降雪あり二三尺に達せりと又降雹あり年により一定せされども一度降らんか萬物皆均しく損害を被ると云ふ結氷は八月末より起り翌年暮春の候に於て一部溶解すれども年中其跡を失ふに至らず其厚きこと一丈餘あり

一、興安城地方 例年七月末に至らば便ち下霜あり八月雪降り初め十一月十二月の雨月最も多く深さ二三尺に至る翌年四月末より漸く溶解し始むるも年中盡くることなし又年により二三月の交雹の降ることあれども甚だ多からず凍氷は九月末にして十一月十二月の頃に達すれば厚さ三四尺あり河川亦一面結氷し四五月の交解了す

第三 風向及雨霧

滿洲地方に於て風の流動に關する大原則及夏季太平洋に於ける大氣が西南より東北に轉向する理由につきては前説の如くなるが此等によりて氣壓上變更を見ること亦決して尠少ならず又風向に關する一現象として滿洲にて耕地若くは茫

なたる砂漠よりなる平地にては春秋の兩季に是等土壤が日光を吸収すること多く温熱を與ふる時に際して獨立的地方及沿岸に風を誘起することありと云ふ此等の風は時として地方により氣壓上に變化を與へ植物を害し人畜を傷ふこと等あれども北部滿洲にありては興安地方を除き一般に穩和にして爲めに大災害を被りしこと極めて稀少なり

滿洲に於ては低氣壓南より漸次北進し行くを以て南部にありては五月既に雨期に入り六月下旬迄引續き松花江は稍遅れて七月に始まり嫩江地方にては八月初めて雨期到來す斯の如く降雨期の滿洲の西北境地方に達するや又南東の方向に漸退し始め北部滿洲は九月乾燥期に達するも南部にありては尙降雨あるなり而して降雨の際に於ては道路は泥濘となり潜水に沒せられ交通阻碍其不便謂はん方なし然れども其時期は農作物の發生最も盛なる時にして一年の收穫は此降雨の如何により豊凶を決せらるべく農家は之を呼んで穀雨と云ひ甘霖と稱して最も喜ふべきものとす

滿洲の或る地方に於ては屢々濃霧の出現あり之れ主として四季此地方を來往す

る風向に歸因するものにして一面は夏季東南風の太平洋より水蒸氣を齎らして大陸を濕潤ならしむると一面は冬季西北風の大陸の河沼より水蒸氣を吸收し途中山嶽に出會して復た其内地に反來するものとす而して南部沿海岸は勿論松花江の谷地琿春地方大興安嶺の東側面等は最も濃霧を以て有名なり
以下主なる地方につき其實況を説かん

一 琿春地方 此地方は春夏東南風多く秋冬は主として西北風あり又例年風災あり往々暴風塵土を捲ひて襲來し房屋を倒壊すること珍らしからず雨期に入るは五月末にして光緒三十一年の如きは雨天一ヶ月餘に及び禾穀爲めに大損害を被れりと云ふ又松花江岸よりして一帶の濃霧盛に時として全く咫尺を辨せざる事あり

一 寧古塔地方 毎年春天北風多く五月に入り西南風あり即ち一年中最も多きは西南風とす而して九月十月の交より北風に變ず暴風塵風共に近年之れありしを聞かず

六月初より九月に至る間を降雨期とし就中七八月を最も多しとす降雨大にし

て河水氾濫せしことあれども水災なしと云ふ

一、長白山中 概して北風多きも唯春日に於て西南風多し冬夏の交時として大風あれども大碍なし此地方は六七の二ヶ月間は陰天最も多くして約十の六を占め冬季之に亞ぎ春秋は快晴なり五月末より降雨期に入り八月に至りて止む就中七月最も繁く其他は一ヶ月中僅かに四五日の降雨あるのみ殊に谿谷の地は雨害を受け麥其他の作物に影響すること少なからずと云ふ

一、吉林府地方 當地方に於ては春日は多く西南風にして亦北風なきにあらず夏秋二季に至りては亦西南風あれども冬季に入りては東北風又は西北風の二あるのみ而して暴風塵風等の害更に之れなしと云ふ

雨は先づ三月末より降り起し九月末に至りて止む就中最も繁きは六七月の交にして別に出水等の害なく却て禾穀の爲めには甘霖とも云ふべきなり雨水の爲め道路汚濘車馬の通行極めて難澁なれども又大なる旱潦の恐れなし又七月前後霧あれども概ね半日位にして消散す

一、長春府地方 春季は西風或は南風大にして塵風亦多し農家は此風の過るを俟

つて始めて耕耘に従事す否らざれば狂風土層を吹き起して播種の勞も無効に歸するを以てなり土人の言によれば陰曆三月十日に至れば必ず七日風ありと稱す秋冬は南北風あれども狂風なく唯八月頃暴風の襲來して植物を害することあり降雨は三四月の交にして雨澤大なり

一、哈爾濱地方 十數年間彼地に居住せしもの、言によれば本地方は春天西南風多く秋季北風となり冬季亦同じ然れども暴風なく唯西北風の時は松花江中民船を行るに碍ありと云ふ

四月初より雨期に入り以後は連雨少なきも三五日一回必ず降る而して又晴天十日連続することは少なり六月初に至りて穀雨期となり六七の三ヶ月を以て最も繁しとなす概して雨量多らず九月に至りて止む住民は雨澤に浴することあるも大雨水害を被りしことなし

一、齊々哈爾地方 年中多くは北風にして六七月頃に至り稍南風を見るのみ又之れが爲めに植物に災害を與へしことなし五六月の交將に雨を見るべく多くは雷雨にして三五日を隔て、降る而して更に水害なし

一、興安地方 一年中主として西北風吹くも只夏季西南風を見る殊に八九月の交塵風狂ひ砂石を飛ばし樹木を覆へし人畜を斃す等頗る猛惡を極むること三四日の久しきあり又例年一月前後暴風の襲來するの恐れありと云ふ
雨期は毎年六月末にして夫れより八月末に互り時々降雨あれど雨量極めて少なく甚しきは全く雨を見ざることさへあり八月頃は毎朝濃霧繁く風向に従て移動すれども後低下して山脈間の狹隘なる谷地に充塞し茫然咫尺を辨せざることあり

第二項 生活状態

滿州住民の衣食住に就ては既に風俗の章に於て述べたれば再び贅せざるも本章に於ては主に衛生的に彼等の生活状態を観察せんとするものにして先づ彼等の通有性なる不衛生の點より食物嗜好品、飲料水、及び家庭等を逐次説かんとす

第一 食物

滿洲人常食物は我邦人の如く主食は高粱、米、麥、豆類、野菜類等にして肉類を副食物

となす而も彼等は我邦人に比して肉食すること多きは寒地に棲住する自然の要求によるが故ならんも一般より見れば彼等は依然穀食人種たるを失はず吾人は彼等が斯く惡氣候の地に若かも不衛生的に克く勞苦に耐へ得る所以のものは植物を主食するに因るものなるを信せんとす今更に彼等の食物を仔細に研究せん先づ植物性に就きて見るに穀類にありては米、麥、粟なり南清人は白米を食するに反して滿洲住民は高粱、玉蜀黍を用ひ麥及粟亦食すれども高粱、玉蜀黍に比して高價なれば祭祀又は休息日等の外一般に用ひず麥中殊に小麥を多しとし此は主に小麥粉として肉餠類の如き或は麵包、麵類の如きものを製して用ふ次に豆類としては醬及醬油の原料となす外一般に豆腐及豆素麵として用ゆ蔬菜類にては大根、芋類、瓜類を普通とし果實は一般に少く梨、葡萄、林檎、蜜柑等南部より搬來せしもの多し又副食物として海産物を用ふ此は主として南方及我國より行きしものにして彼等は一方鹽分を之より得んとし好んで食ふ

動物性食物にては獸肉として牛肉、豚肉、羊肉等を食す而して牛肉は冬季主に用ひ羊肉は夏季、豚肉は回々教徒を除くの外常に食す又鳥肉類としては鷄鶩等にして

其他は稀なり魚肉には鯽鯉の河魚を用ゆるもの多し

第二 嗜好品

彼等滿洲人の生活は極めて簡單なるが故に其嗜好品の種類も亦甚だ少なし

一酒類 は又彼等の嗜好物中最たるものにして何人も之を厭ふもの少なし故に山間僻地と雖も燒鍋を見ざるはなし燒鍋とは燒酒の醸造場にして極めて強烈なる酒なり其他二三種あれども其原料は高粱及粟等とす近來外國酒の都市間に販賣さるゝを見たり就ち麥酒葡萄酒等を重とし清國製のもの亦少なからず

一茶 は支那人の特性として一日も離す可からず應酬寢食の間最も緊要なるものとす茶には紅茶綠茶あれども普通紅綠茶の粉末を以て製したる磚茶即ち壓搾茶を用うるもの多し蓋し此は輕便にして廉價なるを以てならん其香味の下等なるや勿論とす

一煙草 支那人は裝飾品として煙具を携帶する如く喫煙者極めて多し殊に婦女及幼兒に多きは我邦と異なる處とす煙草には朝煙水煙の別あり朝煙とは普通の長煙管を用ひ喫するものにして水煙とは水を通して出る煙を吸ふなり煙草は之

を市上より需むるものあり又自植するものあり一支那人の言に一ケ年一人の喫煙量は少くとも二三斤に達すと此に最も厭ふべきは彼等は通じて阿片を嗜むことなり支那人は阿片を大煙と云ひ家宅を構ふるものは之を自宅にて喫するも商人の交際上又は勞働者等は阿片屋に入る阿片屋は契煙具を具備して客を待ちつつあり而して富裕者は他の者に比し概して喫煙量多きは明かなるが又婦人にても概して出嫁後は之を嗜み新夫婦一室に閉籠り相對して吃煙するを無上の快樂とせり其量一人一年少くも小錢五百吊文即ち我七十五圓餘を要すと云ふ

人あり曰く阿片は彼等に於ては一種の常食なりと或は然らん眞に之れなくんば一日尙は安んずる能はざるの狀あり元來阿片の中毒なるものは緩徐なれども一たび害毒彼等の全身に入れば一種の慢性病を生じ爲めに精神疲靡勇氣喪失顔色蒼青身體孱弱となり而も一旦之を吸飲せしものにして之を廢せんか精神知覺乃至活動力の全然休止を見るに至るを以て害ありと知れる喫煙者も容易に煙管を擲つこと能ざるなり實に支那を亡國に導くもの、一因は阿片なり聞く近日英國下院は清國の阿片制限の企圖に同意せりと此れ支那人の中心あるもの、耳に最

大の福音と響きしならん

一、菓子類、小麦、小麦粉、豆類、落花生、鶏卵、其他果物を以て種々製造したるものにして、幼児の間食、接客、神佛用等とす、何等美味なるものなく、且つ油氣を含めるを以て日本人の口に適し難し

第三 飲料水

飲料水は生活上必須のものにして一日も缺く可からざるものなるが滿洲に於て飲用水は江に近きものは江水否らざるものは井水泉水等に頼る河によりては河底泥土質なる爲黄色又は黄黑色を帯ぶるものあれども牡丹江の水の如きは河底泥土にあらずして砂礫なるを以て清透にして滿洲第一の甜水なりと稱せらる然れども嫩江遼河等兩岸の如きは河水を家に運び缸裡に湛留して清澄せしめ飲用するもの多し又滿洲には諸處大小湖沼ありて旱魃の外汲みて飲用に供するを得而して河沼の水に遠き村邑には通常數個の共同井戸あり其深さの如きは地方によりて異なり或は一丈餘より深きは十數丈に達するものあり概ね清甜にして飲用に差支なし然れども又地方によりては僅に一二の井水と附近を流る、小濁河

により飲用を足すものあり故に一旦旱魃に會はんか河水涸れて僅に井水にのみ渴を醫するの窮境にあるものあり總して滿洲に於ては我國の如く水の供給洽ねからず

第四 家庭

北部滿洲に於ては一般に文化の普及行届かざる丈け民俗も朴實の觀あり然れども官商豪農の一部を除きて其住宅を窺はんか塵煤屋に滿ち臭氣紛々潔癖性の日本人より見れば随分驚くべきものあり曾て一土民悠々長煙管を持して此不潔屋の椽側に休憩せるものに對し其屋内の非常に不潔なるを詰り一擧手の勞善く清掃すべきを教へしに彼れ平然として答て曰く那兒有工夫(どこにそんな閑日月があるか)と以て第二天性となれるを知る可し蓋し彼等の鼻目には塵埃は無頓着なり箒目正しきは禁物なりと云ふ可きか

此の如き家庭中にある家人は孔訓を重んじ長幼の序夫婦の和を守り常に主として家族制を重んじ子孫の繼續を計らん爲め蓄妾を耻とせず山川を迷信し天地を祭り以て永く一家に禍波の起らざらんを祈れり故に一旦病魔に罹らんか巫者を

家中に請じて祈禱を捧げ以て神佛に謝罪す不潔より來る病因の如きは固と彼等思念の外にあるなり彼等の家庭は不潔の家庭なり形式的家庭なり四隣に對し體面を傷るに過ぎず夫妻常に阿片を嗜み或は朝起洗面を缺き齒糞と爪垢を除かず健康に效ありとして常に韭菜を食し而して尙且婚喪祭の大典を口にす彼等は子弟を養育するに先づ家事金錢の事を以てし家業を襲ふて過なからしめんとす去れば三五の少年既に帶妻せるものあり以て家事に助手たらしむ故に彼等の子弟は讀書學問を遠け唯姓名を記するを得ば足れりとす即ち自ら進歩向上的精神を没却せらる加ふるに婦女子に至りては全然讀書講學を無用物視し全く無學文盲なり此等家族によりて成れる家庭は頗る秩序的に安隱なる可けれど無智者の集合又何等の快樂なきに似たり

彼等は一家内男子を擧げんか女兒に比して頗る欣然たるものあり爆竹以て神仙に謝恩す然れども兒女共に八歳以下は之を人視せず天死せば狗餌となす其慘酷驚くに堪へたり生兒は生母之を養育するは勿論なるも別に方法あるに非ず授乳の外は之を垂床に縛し少しく生長するに及んで之を藁又は木竹にて製したる框

内に放置す故に別に小守歌あるを聞かず玩弄物あるを見す頗る簡單なる養育の下に成人するものとす

第三項 衛生機關

第一 疾病

北滿洲は冬季に於ては寒氣激烈なる爲め諸種の惡疫も隱匿して其跡を潜め人命を失ふが如きこと比較的僅少なれども夏季に於ては之に反して流行病猖獗を極め傳染力頗る猛烈にして甚しきは一村全く病村と變ずるの奇觀を呈せしを實見したり蓋し其基づく所は土地の僻陬にして交通の不便なると醫師の缺乏且醫術の未發達なると住民の無智にして衛生の如何を解せざる等諸種の原因あらんも地理的形勢は其主因をなすものなり前述せる如く夏の滿洲殊に雨期所在地有毒地に變ず即ち春季解氷後續て雨期に向ふを以て全土は穢泥となり光熱の漸く之を乾燥するには少くも數旬の日子を要し此間氣中淤濕を含み加ふるに地上に茂盛しつゝある草樹は其氣と合して濫酵酸化し一種の瘴質を生ず然るに住民の人體たる數ヶ月の間空居して身には皮裘を纏ひ運動の缺乏を來たし従て皮膚を弱

め内臓を衰へ未だ之が回復に遑あらずして俄かに此温熱に對するを以てなり假令ひ彼等住民は生來激働に耐へ體質を堅固鍛練せりと雖も此恐るべき氣象に向て對抗することは甚だ困難と思はる

夏の滿洲は風土病多し主として冬期より春期に亘りて最も行はるゝもの、如く初め四五日乃至七八日間は神氣鬱塞すれども未だ業を休みて就寢するに及ばず後漸く腰痛を起し毎日短少時間定期に發熱し更に一週間前後を過ぎ始めて熱度猛騰し爾後は普通窒扶斯と其症候を同じくするなり該症は「ウルガ齊々哈爾間及び松花江上下より海拉爾に至り蒙古に接する一帶の沮沼地方を以て有名なりとし年々此れが爲めに失命するもの尠からず

又北滿洲並に沿海州の野菜少き地方には主として水腫病あり此は多く晩春より初夏に發生する者にして罹病者初めは之を自覺するもの少なく漸くにして體重く氣沈み次第に精神茫然となり全身に腫を來すも別に大なる苦痛なく悶然發熱し益々脹腫を加へ遂に全く身の自由を失ひて死に至る而して發病より死に至る迄約四五十日間を普通とし本病に罹りて全癒するもの頗る少なしと云ふ其原因

は種々あらんも彼等が豫防法の不行届として先づ住居の不完全食物の不良等を擧げざる可からず何となれば彼等は日中外にありて勞働し水上淤泥地を歩行して皮膚の破損不潔を顧みず且寒暖常なく温蒸陰鬱太く毛孔を侵されし結果と食物の不良且つ粗食は身體をして營養の十分を缺き消化機關不活潑となり食慾減退す加ふるに彼等の被服の汚穢にして且寒暑を防ぐに適せざる又住屋も不完全にて塵煤屋を蔽ひ四圍密閉して氣を通せず故に臭氣鼻を衝きて殆んど堪へざるものあり又樹木等の植付なければ氣温の調和等なし此等は又起臥に害あり以上諸種の原因は相俟つて五管四肢血行の順序を失ひ殊に野菜の缺乏に因り遂に斯る病疾の發生せるなるべし

又猩紅熱は暑中に多く其病質たる上海香港等に流行せるものと類似せりと云ふ腸窒扶斯亦冬季及春秋共に猖獗なり

下痢諸症は雨期後夏秋に多し長時日大雨降り續き卑濕の地は多く水を湛へ炎熱を受くるや瀦水は温氣を得て腐敗し異臭を放つべし斯かる忌むべきの地に住する人民は渴を療さんが爲め或は生水を飲み或は果物を暴食し其他不消化物を用

ゆるを以て斯かる病氣に犯さるゝなり

「マラリヤ」熱は雨後に多く一度感染せし時は容易に平癒せず其性質は朝鮮内地のものに比し更に悪症にして此は一般に流行す該病者の漸く其數を増加し世人の注意を惹くに至りしは一八八九年の春にして秋季に進むに従ひ益々猖獗となれり思ふに此は當時河水の氾濫ありて廣漠なる土地を浸し幾多の植物を腐敗せしが夏季太陽の光熱は之を蒸發解體せしめ大に疾病發生の媒介をなせしことを大原因となす一八九二年の如きは奉天附近にて四百餘人の「マラリヤ」患者の窒扶斯に變せしめたりと云ふ

滿洲に於ける「インフルエンザ」は其症候頗る猛烈にして一八九二年奉天地方に流行せしもの、如き好例なり其發生期は氣候中和にして霧多き時に際し最も激甚となり爲めに土人及び外人間に死亡者を出すこと甚だ多かりき
霍亂病即ち虎列拉病は夏期に多し明治三十五年にはブラゴエチエンスク浦潮哈爾濱より南滿洲を通じて夏期より秋期に入る迄猖獗を極めたり又旅順市街の三分の一を焼拂ひ西伯利亞鐵道中旅行者を車窓外に投棄せしも同じく此歳の事なり

りき翌年も亦各地に流行を見珥春地方の如き又猛烈にして一時四百餘の患者を出せしも幸に死亡者比較的少かりしと云ふ

近寒は極めて劇しきものと比較的激しからざるものとの二種あり此は概ね傷寒に基きしものにして日々多數の死亡者を出せり

眼病は春期より夏期最も多く晩春の候南風の廣漠たる空原を通して吹き來り細微の塵埃を齎らすあり故に戶外にありて勞働に従事するには勢ひ此れが害を蒙るべく又家屋の結構粗笨なれば此節に及んでや室内此塵埃の侵入するあり又前述の如く室内の不潔暗黒なる又視力を弱め眼病を發すべく激烈なる寒暑も亦眼球を傷ぐるならん故に此病に苦むもの少からず
貧血病最も多く土着人の之に冒さるゝもの多し

肺病は下級貧民多く殊に若年の婦人に多數を占む病候亦激烈なり又病狀結核性に酷似せる癆瘵病多し

心臟病亦下級貧民殊に婦人に多し病勢劇甚なり

又春晩夏期に發し身體皮膚一面に粟立する奇病あり麻疹に似て症候經過を異に

す初めは悪寒發熱して烈しき頭痛を起し同時に全身に粟粒狀の發疹を見加ふるに力なき咳聲を發し忽劇に疲勞を來たすべく皮膚作用の變化は直に腦心臟に異狀を來し往々死に至るものあり本病は流行感冒症の如く全癒期に近かんとして瑣細の過怠より病狀回歸すること瘧症の再發と其類を同くし其疹俄かに滅失し更に復た以前に倍せる病勢となり輕症患者たりしものも危險に陥るの不幸を見るべし而して此は解氷後より雨期に際し流行するものにして其原因は主として氣候の變化と濕潤多きにあるもの、如し概して水腫病に同じきも暖氣俄かに加はり皮膚の緩弱に乗ずる温氣が鬱蒸の作用ならんか然れども水腫病に比しては稍輕症にして流行の度亦比較的劇甚ならずとす

第二 醫者

滿洲に於ける醫者は先生又は大夫と尊稱され垂辨胡服何等普通支那人と異なる所なし我邦の所謂漢法醫に彷彿たるものにして家に賣藥を調へ置き診察の結果適宜に投藥するものにして宅診門脈と云ふ往診出馬と云ふ共に之をなす滿洲土人の質撲なる稍隔遠せる所より醫師を請迎するには自家飼養の驢馬を送るの禮

あり

醫者は別に免許狀を有するの必要なく所得税を納むるの義務なく先代の遺業を踏襲せしものにして幼より側に侍して見學助手し歲月と共に漸く診斷に熟達し加ふるに周圍の信用を得るに及んで始めて開業し得るものなり又醫術の發達なきは之を洋法に比して極めて幼稚たるを免れず顔色を察し病體を質し病症の原由を考へ再び其聲音氣息を伺ひ後脈診して此に病因を判斷し適宜に草根木皮を調合して以て治療を計るものなり其説明の如き陰を論じ陽を辯じ頗る滑稽に屬するものあり元來支那人一般の通弊として醫師を請するを好まず病愈劇甚なるに及んで始めて迎ふるなり又彼等は病を得るや之を神佛の患者に對する應報として斷念し之を自然に拋棄するか或は巫者によりて罪を天地に謝し病を治せんことを請願し又は後世に禍の來らざらんを禱るを常とす

第三 醫術

我國の醫術は之を支那に受けし所大なりしは史上明かなる事實なるが彼等支那人の守舊は依然として故の如し其術の幼稚なる亦想像するに難からず今其診斷

法の概略を述べれば患者來れば先づ其顔色の好惡を察し次に其病體の如何並に病症の何に由りて得たるやを問ひ再び其聲音氣息の加減を聞くや病人の手を執りて之を枕上に横へ醫者先づ右手の二指中指無名指の三指を以て病者の左手腕上に置き後左手の二中指無名指の三指を病者の右手腕上に置きて其脈動を診察す凡そ脈には三部あり曰く關脈曰く寸脈曰く尺脈之なり以上三部脈の浮沈遲速を以て其病症の吉凶を卜し葯位の當否を定め醫者は筆を執て處方箋を作り人に命じて葯局に到り其方箋上の葯名分量に照して購ひ服藥せしめ又葯局に遠離せる地方には醫者自ら藥を供へて投賣す

又彼等の療法を見るに其症候に對し姑息なる醫術を行ふものにして其病原を極め之を根治するが如きは未だ見ざる所なり又其方法と雖も按摩灸鍼の如き簡單なる物理的療法及藥物療法を用ひ營養外科的等は更に之を見ず又氣候療法の如きは支那人未だ夢想し得ざる所なり

第四 藥局

滿洲に於て大なる都邑には藥局の大堂を構ふるものあれども寒僻の地に至りて

は街上一小家に開舖し又は醫家に於て賣藥す去れば藥局を開けるものは勿論多少醫術に心あるものなり之れ買藥者の質問に答へ投賣するの必要あるを以てなり

其藥種に至りては我邦漢方醫の所用と大異なきを以て之を贅せず

第五 病院

以上の如き状態なれば支那人自ら病院を建設して醫術の發達を計り患者を救済せんとするが如き美舉に至ては殆んど望み難し然れども盛京省は早くより支那本部と交通し稍開化せるを以て比較的醫者も行届き現に遼陽の如きは官設醫院を創立し奉天にては從來清國政府保護の許にありし病院の後廢されて建物のみ殘留しありしを復興再建に着手せりと其他營口大連安東縣奉天等の開市港には醫藥を得ること容易ならんも唯北滿洲に至りては露國が滿洲經營上主要なる都邑に病院を設け又宣教師の所在地に小規模の施藥醫院あるに過ぎず今其主なるものを擧ぐれば如次

一 琿春 副都統衙門前に露國病院あるも清人の入院を許さず

- 一 横道河子 停車場の南方砲臺下に四棟の露國施病院あり外に醫員室一棟あり露人使用の苦力を收容し又請に應じ普通人を施療することあり
- 一 哈爾濱 秦家崗に五ヶ處あり一棟三十餘間のもの一ヶ所毎に六棟あり皆喇嘛台の周圍に在り即ち東南方に一處西方北端に一處停車場の北方に一處崗南に一處東方に一處あり皆中外人の入院を許す又懶漢屯に二處あり一は十八間他は三十六間にして共に平家木造なり清人の入るを許さず光緒三十一年春の新設とす舊哈爾濱に二處あり各々二十餘棟木造二階建なり一部清人の入るを許す
- 西懶漢屯に一處あり木造にして二百餘棟あり日露開戦中の新設に係り露國傷病兵收容に充つ
- 一 農安縣 天主教の設立に係り縣城の西南角にあり房舎七八十間
- 一 一面坡停車場の西北角に露國病院あり木板房十餘間のものあり醫師三人あり清露人共に入院を許す施療院にして治癒の後と雖ども金品を取らず但し寄附として受け居れり

- 一 伯都訥 城を去る百二十清里の小城子に露病院あり
- 新城子に天主教及耶蘇教徒の設立せる病院あり
- 孤榆樹にも天主教及耶蘇教徒の設立せる病院あり
- 五家站天主教病院あり
- 皆規模極めて小なりとす
- 一 吉林 英國病院東關朝陽街にあり二十餘間房子とす何人と雖も施療を以て入院を許す
- 一 雙城堡 耶蘇教英人天主教佛國人の二あり前者は南二道街後者は北二道街の民屋にあり共に來患者を診察するに止まる
- 一 ノーキエフスコエ露國病院一あり
- 一 北團林子 西門外を北に去る一里餘に天主教病院あり
- 一 興安驛 露國病院停車場の北にあり十餘間の小規模とす木造にして醫員二人ありて清露人の入院を許す
- 一 滿洲站 市の東北角に露國病院一あり十餘間に過ぎず

一、ハ、パ、ロ、フ、ス、ク、東西にあり共に十餘棟とす

一、奉天 此地戦役中露國皇后に依て立てられたる比較的完全なる病院ありき
廣寬なる北滿洲に如上僅少の病院あるに過ぎず而して戦争の餘光滿洲土民をし
て若干衛生思想を喚起したるものあり今後邦人の移植を計らんには先づ各地に
病院を施設するが如きは我勢力扶植上尤も機宜に投じたるものなるべし聞く本
願寺が南滿洲に布教の側ら此計畫ありと吾人は更に漸次之れを北部要衝の地に
進及せしめんことを希望するものなり

第七篇 化外區域

第一章 總説

滿韓自然の國境たる長白山は清祖龍興の地と稱し康熙十六年(二百二十九年)前四
月勅して封禁の域とし人民の移住を禁じ礦山の開掘を禁じ森林の伐採を禁じ漁
業を禁じ萬有包藏の富源を封鎖したるより山中の情況總て闇黒に歸し偶々之を
傳ふるものあるも神秘を稱し靈異を稱し全山城二千七百四十二方里の豊林沃甸
は久しく不可窺の状態に存在し比較的人跡の早到したる鴨綠江上流の如きも數
十年前に至る迄は江岸僅に十二溪谷を算するのみなりしが近年伐木者の漸く深
入するに及び初めて二十一溪谷を發見したるが如き康熙帝曾て三十萬の大兵を
率ひ露軍を黒龍江北に驅逐したる當時北進軍の一部を山中に留めたりとは史乘
の傳ふる所なるも其痕跡尋ぬるに由なく光緒二年(明治八年)初めて邊境を開き東
邊墻外の地少數客民の入境墾地に從事せるものあるに至りしも地氣極寒にして
霜雪常ならず冬季は凍結して出入尙易きも夏秋に際せば森林蒙密出入甚に困難

なり而して山林の利地下の富乃至夷谷平甸百里の境地以て國を建つるに足るの消息に至りては未だ世上に紹介せられざりき而して支那側よりするも所謂邊陲の地遠窩の境罪人の避逃地奸匪窩藏の化外地として文化の光明透達せず數十年前より挖金賊と稱する一族山中に横梁し採金を開始し毎年多額の産金を吉林及奉天府城に輸出するに及び漸く清國當路者の指目用意を屬するに至りしも未だ普く世人の注意を惹起するに至らず其清人中心あるものは之が處分に就て劃策する所なきにあらざりしも而も化外間黑境界の事情遂に探究に遑あらず且つ蟻掘せる挖金賊の勢力動かす可からず優柔不斷に放棄したる末遂に無限の寶藏を擧て吞噬一併の禍心ある露國勢力の前に曝露し以て今日の形勢を馴致したり説をなすものは曰く長白山は之を東亞の「アルプス山」と稱すべし此山に主たらんものは以て滿韓を平定し以て東亞の實權を掌握すべく以て東洋の平和を守護すべしと又曰く支那興安嶺の高原と長白山麓の平野とは斯國英雄の競争地にして支那本部の爭奪の如きは畢竟之が餘興たるに過ぎずと蓋し地勢上長白山に據て不拔不動の勢力を樹つれば以て滿韓を壓服し得たるは歴史の證する所にして露國

は戰時戰後に涉り長白山中に對する諸般の經營を間斷なく講究し休戰中直に測圖班を派駐して測師製圖したる如き所在に家屋を建設して入山者に備へたるが如き礦山技師及露國商人を派して五金礦及伐木の計畫をなさしめ或は馬賊を懐柔して利源擁護に任せしめ貧弱なる土民には金錢を與へ權勢ある挖金賊首には威力と勳章を以てし韓登舉を呼ぶに小王子の尊稱を以てしたるが如き狡猾富策操縱巧妙を極む而して今や長白山中至る所山東出稼者の土着せるもの年一年増加し又前年の寂寥を見ず韓邊外領域以外山坡溪谷自ら人烟の繁殖を來し郷約團練に依て自治體を作爲せるもの漸く多く是等山中の土民か歸順不定の境界に處し事大依頼の風は今や露國施爲の手加減に酔ふて次第に露化しつ、あり先年露國の吉林を占領するや當時山中に入りし小部隊の哥薩克は一人の生還者なかりしが如き殘虐の迹を止めしも今や安心して入境經營しつ、あること陸續歸南せる山東出稼者の齊稱する所なりとす

今や我保護國境は二江一山直に露國勢力の充溢せる吉林省境に接壤す而して由來韓國滿洲の境界は間島問題を寓して百年未決の題目たり況んや鴨綠豆滿二江

の鎖鑰たる長白山は國際上至緊至要の重地たるに於てをや則ち茲に本篇に於て長白山の東西に蟠踞拮抗し宛然一國を形成せる清國の化外區域たる韓邊外及び韓國の行收圏外に屬する間島を叙述したり以て該地方一般の現況を推知するを得ば足れりとす

第二章 韓邊外

第一節 概言

清國政令の行はれざる事久し矣其山谷邊境の間に往々豪族の一方に負隅して自己の領土となし敢て清官の治政を受けず自ら土民を支配すること猶ほ古の酋長政治の趣きを有するものあり吉林府の東南約四十五里松花江の上流長白山の北麓土俗地陰子と稱する寒村に住し夾皮溝一帶を根據とし東西四十餘里南北三十餘里の地域を占有せる韓邊外の如き其最も著しきものとす韓氏は原と同山中に於ける挖金賊の頭目にして漸次其勢力を扶植し終に同地方に割據し自ら領域と稱し土民の敬重を受け一人の之を怪むものなし其身命財産を擧て一に之に依托し惴然として其命を聽けり今や呼ぶに韓邊外又は韓國を以てし自ら化外の一國を爲せり而して吉林將軍以下清國の官憲も徒らに敬遠して事勿れ主義を採るに至れり以下其狀況を説くに當り先づ沿革を述べて其領域政治及産業に及ぼし最後に對外關係を叙し併せて露國の對長白山經營を略述せんとす

第二節 沿革

韓邊外とは今より七十餘年前長白山中に割據せし挖金賊首韓効忠なるもの、綽名なり効忠又瑞臣と號し原籍山東登州府の人移て盛京省復州に家居せり年三十餘歳にして地陰子に來り土地の豪族侯家に入りてか役せしが居る事十年餘四十年間に異姓五十餘家と兄弟の約を結び漸く勢力あり時に附近の馬賊屢々金場を襲來す則ち効忠は其地の獵夫李砲頭此れも異姓五十餘家と兄弟の約を結び附近挖金者の頭目として勢力ありと謀り馬賊百餘人を討平し遂に夾皮溝一帶の挖金地を占有するに至り其頭目を選ばんとするに當り韓李相讓りて決せず終に抽籤の法を採り撰舉せしに効忠は頭目に砲頭は副頭目となれり爾來韓家は長さ六七里寬四五里に跨かる夾皮溝一帶の地及び挖金者千餘人を支配し以て今の韓邊外の基礎を作れり元來此地附近の挖金は私開に係り屢々官兵の査捕を被りしも副頭目李砲頭才幹ありて縱橫能く事に處し常に啗はすに賄賂を以てし巧に其領有

を繼續したりしが後二十年李副頭目七十三歳にして死し程思敬なるもの之に代はりしも韓頭目と合はずして幾もなく吉林に去りしかば其後は全く韓効忠の專横に歸せり光緒七八年(明治十三年)の頃吉林分巡道吳大徵來りて察看する所あり韓頭目を見て莊稼老頭兒(百姓爺)の意なりとし名けて韓効忠と改めしめ且つ韓が光緒一二年(明治七年)の頃自家の大門上に掲けたる威鎮江東と題せる扁額を見て不可とし吳自ら安分務農の四字を書して之に更めしめ遂に効忠を伴ひて吉林府に赴き將軍副都統に見えしめ爾今年々吉林將軍に納租することを約せしめ後人を派して韓家の所領を檢分せしめたり蓋し効忠は當時既に地方の豪族として多大の勢力を有せしを以て吳大徵は巧みに之を繼續せんとし効忠亦無學にして終に吳の爲めに籠絡せられたるものならんか

此より後効忠は兵三百人を練りて自家領域の防備に充て附近古洞河に至る一帶の圍練會を設け會頭を守長と稱し尊ら馬賊の討平を事とせり光緒二十三年八月十三日(明治二十九年)歳八十四にして卒す効忠人となり面貌魁偉體格肥大身長六尺を超へ其末年は顔面朱の如く白髯胸に垂れ殊に兩眼の眼尻深くして斜に双鬢

を侵し好て人を殺戮すと雖も又善く義俠を重んじ常に凌富濟貧を旨とせるを以て下民間に徳望を有し隨て名聲も亦大に擧れり邊外と稱する綽名の起源に就ては彼が賭博を爭ふとき常に自ら韓邊外と名乗りしかば世人も亦呼ぶに韓邊外を以てし終に其通稱となり今日に於ては韓家の所領に屬する境域の稱號となるに至れり

効忠の子受文なるものありしも羸弱にして常に病み且つ庸愚にして家を繼ぐ能はず孫登舉字は子昇祖父に代りて家を承く時に年二十六歳人となり矮小肥大にして且つ猪頭なり才力餘りあるも學乏し然れども名望猶ほ地方人心を繋ぐに足れり之れより先き日清戦争に際し吉林將軍の命を奉じ兵五百を吉林府長山屯地方に募集し貴統領の幕下に屬し名を敵凱軍と名げ海城に赴きしが一戰遂に敗れ軍を散して歸る後上諭して儘先守備に保舉す光緒二十五年(明治三十一年)又命を奉じ兵五百を招募して奉天府に駐紮し同二十六年八月(明治三十二年)露兵と馬烟山に戦ひ始め勝ち後敗れて地陰子の本據を燒撃せらる同二十七年(明治三十三年)再び上諭して即補都司に保舉し藍頂花翎を頂戴す爾來家にありて以て今日に至

れり

現今韓氏の家族は登舉以下三人の弟登雲登朝登庸及登舉の嬰兒之れなり登舉初め父祖の恩家なる侯氏の女を娶りしが姦によりて之を逐ふ後侯家貧にして屢々人を介して容されんことを請ふも許さず且つ再嫁を禁じ自ら孫氏を容れて妾とせり父受文今年五十七歳夫妻共に吉林府に居住す登朝は夾皮溝の管事として兄登舉を輔け登雲登庸は放蕩にして鴉片を嗜み事を顧みず

韓登舉の本場は地陰子及樺樹林子にありて常に相往來す其地陰子にあるものは極めて宏大にして昨年中増築を加へたりと云ふ光緒二十五年三月(明治三十一年)の頃彈藥庫を建設せしも一日庫外の彈藥誤て火を發し忽ち庫内に轉火爆發し男女二十餘人を炸斃せしめたり後再新築せしに同二十六年(明治三十二年)再び露兵の爲めに燒盡せられしを以て光緒三十一年に至り家屋の新築と共に彈藥庫を二個所に建設したり目下登舉の家に使役する者百餘人に達し馬百餘頭牛三百餘頭を蓄へ其家産は詳細に知るを得ずと雖も數百萬元以上たるは明確にして目下收得年額約二三十萬元に達し支出稍々之に超過すと云へり

此外韓家は樺樹林子に一の燒鍋燒酎製造所を有し他人の燒鍋を開くを禁せり

第三節 領域

韓邊外は原長白山の北麓に位し松花江の右岸に跨り後漸次輝發江城に侵蝕したり故に其領域を記せんには長白山一帯の概況を知るの要あるを以て先づ之を略述し然る後韓邊外の各項に就て詳記する所あらんとす

由來長白山は土民老白山と俗稱す之れ連山重巒の間一頭嶙然たるもの、謂にして餘脈之れより四方に伸び平頂緩傾斜を爲して四面小山を環繞し其蟠踞區域は東西約二十餘里南北二十餘里之れを主脈の領域とす而して娘々庫山麓より山頂に至る約十里一條の山徑を通じ辛ふじて人馬を通すべし山形東西稍尖背をなし南北は平背山腹より山麓に涉り樹根盤結樹枝草葉厚舖せるを以て霖雨急流すと雖も山形を崩壞する事なし全山の積雪は舊曆八月より翌年五月に至り四圍の山城伐木扶疎し或は稠密或は稀鬆松樺柞樹等高きは五六丈乃至十餘丈亭々として天に冲するものあり

山頂の東北面に一小湖あり闕門潭と名づく周回二里餘石底にして水深三四尺に過ぎず黒魚を産す往年土民五六人あり之を漁して食し一夜中に皆中毒し死したることありと云ふ闕門潭より山の東坡に向て一水の流る、あり水域約三四尺深さ二尺に過ぎず北麓に落つるに及び大江と名づく又山の北坡に一支流の山腰より流れて大江に合するあり流域上窄下寬の叢石中を潜り山棚溪谷を斜曲して流る此に流を松花江の源流たる二道江の水源とす

全山の地質は岩石を以て組織し樹木は岩石の間に生茂し山麓に至り山脈四方に分岐し山脈の間皆平坦なる地區を擁し現下森林叢生せるも伐木開拓せば地味耕穡に適せさざなく且つ久年樹枝草根を以て自然的肥料を施しあるを以て生物繁茂すへしと云ふ

第一項 位置及人口

韓邊外の領域は東方古洞河より西方大鷹溝寬街に至り北方牡丹嶺穆禽河より南方花褶子那爾蘇に達し東西四十餘里南北三十餘里に亘る廣濶なる面積を包括せり領内住民の精確なる數を知る能はずと雖も之を該地住民の言に徴するに領内

の戸數五千餘人口約二萬五千を下らざるべしと而して其大部分は漢人にして内山東人十中の八九に居り其餘の一分は韓家第二の故郷たる復州及び他地方人とす山東人は主として登州萊州青州の三府屬にして沂州府屬のもの之に次ぎ職業は専ら採金人參採取及び獸獵又は農耕及び行商に限れり

第二項 氣候及風土

領内一帶遼漠幽密の境にして暖時少なく寒季多し風は北風最も多く雨雪殆んど期なく寒暑の變化は山東省に比し少しく差あり冬季は山東省より一ヶ月早く寒く九月に入れば白霜を見るべく十月既に殺草の氣あり夏氣の暑熱又山東省に比して甚しからず極暑單衣を要する期は例年五日乃至十餘日にして止む冬季必ず皮裘を要し綿衣にて過寒せんと欲せば須らく山東省に加倍して製衣せざる可らず同地方一般の住屋は木材を牆とし塗るに細土を以てし草莖木枝を以て屋根とす其食物に至りては住民の多數が山東人なるを以て佳節祝日婚葬祭の法皆山東省に異ならず常食は玉蜀黍製の團子を主とし高粱粟等之に次がり副食は多く蔬菜に限り新年其他の佳節にあらざれば獸肉麵粉を用ゆる事なし飲用水は山

間の溪流を酌み味甘美なりと云ふ

第三項 地勢及村邑

韓邊外一帶の地勢は長白山の餘脈を受け加ふるに松花牡丹二江の上支流各處分派し縦横に貫通せるを以て山丘にあらざれば谿谷にして廣低頗る甚だしく僅かに二道店子樺樹林子地陰子等の數個所を除き平原なるもの殆んど存在せずと云ふて可なり

領内の住民地は多く江河の流域に位置し其數亦多からず左に其重なるものを摘記し併せて各地附近の地勢を略述すべし

花碯子、長白山頂より北麓約十餘里の一小溪谷に位置し東西に伸張し溪間に住家三四十戸點在せるあり兩山甚しく高からず此地より西北行山嶺を過ぎて大沙河界に至る間一小道あり而して東北約六里の小道を行けば即ち古洞河に出つべく花碯子より西北約一百里吉林省城に至る沿路山丘重疊せるも山徑ありて行人を通す又該地より東二吉魯米突餘にして娘々庫河岸に至る沿路皆溪谷に係る道傍樹木密なるも人馬の通行に支障なし

古洞河 古洞河は源を英額嶺に發し東北より西南に流れ河床約十米突河底砂石にして水深三四尺に過ぎず西北流して大甸子に至り富爾河に入る水域約六里の間河床砂金に富み河の兩岸の山邱相夾み松柞樺樹の密林あり平地をなせる河域は約六百米突とす住家二三十戸を有す

孫家窩棚 娘々庫の西北約八里餘にあり沿路山林密茂せるも山徑通すべし此地居民四五戸ありて孫姓を最も大とす故に此名あり

大沙河 大沙河の二道江に合流せる地點に在り民家小旅店十餘戸會房一個所を有す此地又金場に係り淘金を業とする者多し

小沙河 大沙河の西方道路上に在り山谷中に民家三十餘戸あり皆農耕に衣食す韓民十餘家清民二家を沿道に見る

狄木窩棚 大沙河より寒窩溝に至る二道江岸にあり附近一帶樹林を圍繞す之れより西北九里の所に伐木窩棚一個所あり附近一帶を張三溝と稱す

黃溝子 黃溝子は大沙河の西北約七里を距る道路上にあり此間砂石を敷き山嶺樹木に富む村の四面皆山林を繞らし民家三十餘戸あり之れより西北行して

夾皮溝に至る道路上又民家數戸あり皆農耕及採金を業とす

寒窩溝 大沙河の西南二道江岸に在り山嶺嵯峨として道路人馬を行るべきも車輛を通せず樹林頗る多く居民少なし

趙家店 西北夾皮溝道路上二道江岸に山東人趙姓旅店を營むもの一戸あるのみ浪沙河 張三溝東北二里餘を距る道路上を南北に横斷せる一河溝ありて溝崖樹林中に窩棚一戸あり狩獵及伐木を業とす

石陰溝 石陰溝は張三溝の西北約二里餘を距り富爾河の正西約三里にあり住民四五戸之れより北行する事六七里にして黃泥河子に達す

上戲臺 下戲臺の東南約一里にあり居家十餘戸雜貨店四五戸旅店五六戸菓子屋三戸磨粉屋一戸あり

金銀甃 金銀甃は石陰溝の西方約三里金銀甃河畔に在り大沙河より二道江を辿りて金銀甃河口に至る約二十四里之を渉るに渡船三四隻あり河幅約三百米突深さ三米突餘とす居民四五戸旅店を營むものあり近年此地より夾皮溝に至る間車馬を通するに至れり

柳官蔭子、上戲臺の西十町餘にあり居民一家あるのみ

地陰子、此地は猴嶺の東北二里餘の山中に在り韓登舉の住家あるを以て境内のもの皆其地名を知れり

下戲台、此地は居民五六戸大旅店一戸小旅店二戸あり東西に亘る谷間にして一金廠あり

頭道岔、夾皮溝の東南二里にあり居家十餘戸一雜貨店あり孫姓の開市に係り財記と屋號す又一の鍛冶屋あり頭道岔は東西に亘れる一谷にして淘金廠あり夾皮溝、威沙河上流の一支流にして谷間の田園は今より約五十年前の開墾に係り諸種の穀菜を産す四周山嶽を圍繞し山南に一金場あり民家三十餘戸集團し爾餘の小屯零村各所に散在し皆淘金を主業とし農業を副とす全人口一千餘人中小雜貨店四五戸小旅店三戸を除けば凡べて之れ淘金業者とす

二道柳河、金銀甍の西南十里に在り居民十餘戸ありて採金及農耕に衣食す

頭道柳河、夾皮溝の東南約十三里にあり此間道路樹木陰森にして山嶺大ならざるも車輛を通せず河名の起源は柳樹掲衣可渡しと云ふに在りて河床砂金採

取者多し此地南北約三十里に亘る溪谷にして東西幅六百米突に過ぎず河の兩岸平夷にして兩側山を連ね山腹に民家散在し谷間に團練會房あり會勇七八名を常駐す

此地居民十餘戸皆山東移民の土着者に係り外に山東出稼業者にして未だ斯地に落着せざるもの七十餘戸あり皆窩棚に住し淘金農耕に従事す

兩江口、二道江東より來り頭道江西南より來りて相會し松花江の本流をなす地點の名稱なり又一に二道江界又は頭道江口等の名あり附近草澤なるも尙人馬を通すべし人煙稀少にして三四里間無人の境あり此地民家數戸ありて採金を業とす

頭道江、土人の所謂頭道江村は兩江口の西南にあり同地方に於ける同江兩岸地域の總稱にして湯河口との間は小山道を通じ山林積禿を顯はし車馬の便なく居民少なし頭道江渡口は水寬約千二百米突渡舟ありて行人を渡す山東省登州府蓬萊縣の移民四五家土民十餘戸皆農業に従事す

柳鍾溝、柳鍾河は湯河口の北約十餘里にあり一路森林密茂せるも林中の小路人

馬を行るべし此地より東して娘々庫に至る約五十餘里の間小道を通す沿道四五里毎に一二の獵場あるのみ此地に至りて初めて民家四五戸あり柳鍾溝(柳鍾は人參の別名なり)は有名なる人參の産地にして其位置頭道江北岸にあり江幅約三百米突水深未詳渡船あり

那爾蘇 兩江口より頭道江を溯る事四里にして那爾蘇河口あり所謂那爾蘇と稱するは該河口より西方約十里南北約三四里に亘る溪谷の總稱にして房屋合計四五百戸あり人參栽培及農耕に衣食す

北二道溝 夾皮溝の西南三里餘劉姓の窩棚あり二道溝南口に小油房一家あり

歲沙河子 老嶺の西方山谷にあり谷間住民の窩棚を連続せり此地民家六七十家旅店あり河幅廣からずして徒涉を妨げず東南二三里を隔て該河の一支流夾皮溝あり此地より北に向て索落河に至る二里餘の間山道平ならず一屯あり板廟子と名づく該河は三四丈の水寛を有す木橋ありて行者を渡す

板廟子 夾皮溝の西北約五里を距る居民十餘戸を有す皆淘金を業とす小旅店三軒あり

穆禽河 板廟子西北約十三里にあり該地より板廟子に至る間猴嶺あり上下約三

里の大吼とす四面樹木密茂し一路人煙稀少なり道路碎石撒在し馬を行ると難し此地民家十餘戸皆農業及淘金に衣食す

大鷹溝 此地松花江の渡口場にして水深約三米突江幅二千米突渡船二隻を常置せり

放屁河子嶺 上戲臺の東北三千五百米突を距る地にあり

南黃泥河子 放屁河子嶺の東北三里餘にあり居民十五六家あり

富爾嶺 南黃泥河子の東北約一千二百米突を距る所に居民一戸あり

大馬架 富爾嶺より東北に向ひ行く事四里餘にして一旅店を有す

富爾河界 大馬架を東北に距る約四里餘民家二三十戸ありて農業を營む

柳樹河子 富爾河界の正東約二里に位置し居民十餘戸旅店一軒あり

牡丹嶺 柳樹河子より正北折し更に東北に彎曲し七里の所に一山あり牡丹嶺と稱す蓋し牡丹江の水源と稱せらるに依りてなり道路は山嶢にして東北に向ふ

帽兒山 牡丹嶺を越えて東北行する事七里許山中に稀なる人煙幅湊の區とす居民二百餘戸あり土俗又柳錘營子と稱す皆種參及農耕を業とす

第四節 政治

第一項 組織

韓家は即ち韓邊外政府にして其支配者は畢竟領内の爲政者なり而して韓家の實權を握れるものに總理管事より總理は孫鳳五と稱し吉林府西關の人なり日清戰爭の時始めて韓家に入り爾來同家の秘書を勤めしが漸く登擧の信任を得て其勢力を扶植し今や全く領内住民の生殺權を掌握するに至り其管内に公布する告示或は吉林將軍等に致すべき交渉文案等皆孫氏の作製に係れり管事は徐福陞と云ひ地冊收租其他所管領内一切の常事を掌れり外に家庭教師程環廷なるものありて同族の教育に任する外管内一切の教育事務を掌れり

第二項 刑罰

領内の住民中或は闘争し或は盜賊をなしたるものあれば韓家は直ちに兵を派し

て之を捕へ罪狀に應じて刑罰を科す其罪重くして死に當するものにして其領域住民なるときは即坐斬殺し若し他府縣管轄のものなるときは護兵を附して吉林府に送るを例とせり一般韓家の刑罰は嚴酷にして喧嘩口論の如き輕罪も拷打を加へ若し牛馬を偷むもの、如きは輕きも耳を殺き重きは冬期結氷中に穴を穿ち其中に投じ時に死に至らしむることあり然れども妄りに殺戮を行ふにあらず専ら徳化を施し住民も亦其恩威に懼伏し敢て誹謗する等のものなしと云ふ

第三項 徵稅

徵租は光緒二十六年(明治三十二年)迄耕田十畝に付一年中錢二吊文(我約一圓二十五錢)なりしが其後稅額を増さんと欲し豆粟玉蜀黍高粱の四種を限り各自好む處に従ひ瘠地は一年六斗肥地は一年一石二斗を納めしめ猶自費を以て韓家に送致すること、したるに住民漸く其煩を厭ひ去つて他境に赴くものを生せしかば同三十年一月末(明治三十六年)新に告示を發して爾今各自の運搬を廢し各邑一團として收納することを許可し一年一回十二月中に各會をして家毎に就き收糧せしむること、したり但し新開地若くは疲瘠地に限り地味を按して租稅を輕減する

ことあり即ち那兒蘇地方一年の租糧を二斗としたる如き其一例なり
 又人參種栽地は園圃一丈平方毎に一年中錢三百文(我約十八錢七厘五毛)を徵す其
 砂金に關しては自家領の金場に於て各人の隨意採掘に任せしめ只所得額十分の
 一を韓家又は各會に供せしむ但し出金多き地方に限り十分の二に高率すること
 あり古洞河の如き其一例とす而して韓家よりは常に人を四方に派して挖金の狀
 況を視察せしめ一年を端午節(陰曆五月五日)及中秋節(陰曆八月十五日)の二期に分
 ち各人の所得額を檢算すること、せり又五虎石附近は漁税を課し漁獲額の百分
 の二を納めしむ猶領内に事あれば韓家より各邑に傳牌を行ひ或は布達を發し凡
 そ男あるの家は每家必らず壯丁一名を直ちに韓家に到らしむるを要す若し命に
 違ふものあれば直ちに捕へ拷打に附す

第四項 養兵

韓家に常時養ふ所の兵勇は總計六百餘名あり之を二本部七會に分ち左の各所に
 駐屯せしむ

- 一 地陰子本部 護勇二百餘人

- 一 樺樹林子本部 同上百拾人
- 一 夾皮溝會 總辦一人 護勇四十餘人
- 一 金銀甕會 會首一人 同上百餘人
- 一 古洞河會 會首一人 同上五十餘人
- 一 帽兒山會 會首一人 同上拾餘人
- 一 梨子溝會 會首一人 同上二十餘人
- 一 柳鍾溝會 會首一人 同上十餘人
- 一 那爾蘇會 會首一人 同上五十餘人

護勇は主として志願者に採り年壯強力なる山東人多く常に銃を携へ劍を帶べり
 而して腰に木牌を掛け其表面には郷勇と書せり長さ約五寸幅一寸五分餘若し之
 を有せざるものにして銃器を帶ぶるものあれば目するに馬賊を以てし直ちに之
 を逮捕して嚴罰に處す護勇には給料を與へず只毎年二回韓家より夏冬衣服各一
 着を給し正月各護勇相率ひて韓家に至り拜賀せば一人各中錢一吊文(我約六十二
 錢五厘)を賞給するの例あり且つ如何なる業務に従事するも決して課税せらる、

ことなし而して平時護勇は私かに賭博場を開き勝者より收得の幾分を收めて自己に利し韓家も亦之れを默許せり會首は總て無報酬とし韓家の指名撰抜に係れり而して其生計は所轄地の收租中より幾分を貪りて之ねに充て韓家も亦默過に附せり各會には必らず地冊簿を措き所轄住民の姓名原籍家族耕田數等を詳記し以て收租に備へ韓家には又總地冊なるものありて察看に便にす
現今韓家の兵器庫中に納むる小銃の數は六百餘挺にして多く二人抬銃なり日露戰爭中彼の花勝子隊との連絡に依り多數の露國銃を輸入したりと云ふ火藥庫の彈藥は詳かにするを得ざるも之に準ずるものと知るべし

第五項 學校

領内に學校九あり即ち二道店子に一、荒溝に二、樺樹林子に三、五虎石に一、梨樹溝に一、頭道溝に一とす平均教師一人生徒十三人を有し毎校一年の束脩中錢三十餘吊文(約我十八圓七十五錢なり)と云ふ總べて村夫子の私塾に係る韓家には別に一校を設けて目下同族の子弟數人を生徒とし教育監理程環廷教讀の任に當れり

第六項 地方政治

韓邊外一般の政治情態は如上記述したる處により略ぼ之れを明らかにするを得たるも猶領内各邑に於ける地方自治の情態に就て查するに其政治は總べて各地會首の掌握に係り司法行政財政軍政皆其手中に歸せり然れども韓家の撰任宜しきを得て刑稍々酷に過ぐるも恩威並び行はれ會首は又一地方名望家にして能く住民の志望を容れ善を勸め惡を懲し賞罰極めて明なるを以て未だ多く冤を泣き恨を訴ふるものを聞かずと云ふ尙ほ各地別其情況を擧ぐれば左の如し

一、古洞河 古洞河域の中間に會房あり土民之を大房子と稱す木造家屋三四棟より成り内に韓家の代表者宋平西なるものあり年齢將に古稀を過ぐる數歲土人呼ぶに大爺を以てす登擧の委任を受けて該地の稅賦礦務詞訟等一切を管し凡そ詞訟即ち闘毆或は争地等の事件ある毎に原被兩造共に大房子に至り大爺を見る或は二人或は三人相面して大爺に向ふて情狀を陳述し理非を論せしめ其非理者に對し輕きものは單に口頭にて斥責し重きものは部下をして打皮鞭子を以て打擲せしむ猶大房子内には韓家の護勇五十餘人を駐め常に帶銃して管内を巡邏す

- 一、金銀鼈 其支配人としては山東青州府人劉戰春なるもの有りて會房を設け護勇百餘人を有し常に馬賊の入境に備へ韓邊外の東境を防守せり
- 一、頭道柳河 谷中に一團練會あり十年前始めて置かれたるものにして會長李義平頗る名聲あり護勇七八人と共に會房に住す李姓は山東登州府人にて年齢四十餘歳該地附近は原馬賊の出沒多かりしも近年に至り全く其影を絶し古洞河以東に尙ほ二三の頭目あるも韓家の境域を窺はずと云ふ
- 一、夾皮溝 同地は金廠の隆盛と四外交通の衝にありて領内の部落中最も重要なるを以て韓家特に親族韓守憲を派して總辨とし及幫辨鮑之顯を駐め地方一般の管理に任せしむ一旦事あれば其駕御の下に集まり來るもの約三四千に達すと云ふ上戲臺に韓家修する所の小砲臺様のものあり周圍十四五米突高六米突餘の土圍子にして二人抬銃若干を駢べて地方の壓鎮とす護勇四五十名を養ふ
- 一、那爾蘇 那爾蘇の溪谷中西南岔と名づくる所に大房子三棟あり韓家の代表者馬紅牙(年四十四歳なるもの五十餘名を養ふて郷勇とし地方保護に任ず土人

馬氏を呼ぶに大爺を以てす外に各小谷内住家十家八家を以て一牌とし牌頭一人あり我國往時の五人組制度の如し牌頭は總べて大爺の撰派に係り別に定給を有せず只租糧の内より若干の上前を收得するものとす牌頭の管理する農民争鬪するか又は馬賊あるときは直に大房子に至り大爺に報ず大爺は即ち郷勇を派し擒て之を殺す如此自衛嚴肅なるを以て近年馬賊の劫掠を聞がすと云ふ

第七項 領外關係地政治情態

韓邊外と關係を有し殊に其境域を接して韓家の餘勢を仰ぎ準韓邊外又は韓邊外屬地とも稱すべき長白山一帶の住民地中自治の制を採れるもの少なしとせず蓋し清國政府は全く此地方を別界視し其政治の如き棄て、一も顧みず其奉天省に屬する臨江縣治は帽兒山附近に止まり吉林省にては現に蒙江に招墾局を置けるのみにに殆んど無統治の状態に放委せり故に奸匪兇盜の出沒夥しく居民は自衛の外一日も安堵して業に就く能はざるを以て皆自治の制を採り猶大事に備ふる爲め有力なる後援を得んと欲し韓家の如き豪族に藩屬阿諛するの要を生ずるな

左に其最も著しき所謂長白山東派子と稱する娘々庫地方の自治情態と蒙江地方の官治情態を摘記して其實情を示すべし

一、娘々庫地方 西北頭口子裡に大會房一所あり會首大爺を王老啊と云ふ山海關内の人にして年齒將に七十三、會勇二三百を備へ自治防衛に任せり馬賊の襲來あるときは會勇を擧て之に當り若し賊勢大なるときは一方に檄を傳へて各所の窩棚を促し人員を徵發して速に大爺の下に集り其命令の下に行動せしめ他方に人を派して韓家の援兵を請へり

一、蒙江地方 蒙江又は孟江と云ふ那爾蘇界を距る西南約十里にあり土俗蒙江甸子と名づけ將來有望なる開拓地區なり近年吉林將軍一開墾局を置き該局現在の總理は干子龍(山東萊陽の人年齢四十餘歲にして部下兵丁百餘名を擁し銳意招民墾地に盡しつゝ、あるも同地方は由來馬賊挖金賊匪の巢窟に接近せるを以て治安意に任せず僅に那爾蘇に於ける韓登舉の代表者に通款して其位置を保てるのみ而かも早晚陞して縣治を置くの説あり此處郷約一人あり

て其下に團練を有す東方約七里を距る森林中に馬賊の窩藏地あり毎組二三百人よりなり皆連發銃を有し時に出て農家を劫掠するも農民等之と争ふて勝たず團練官兵共に彈壓の力なしと云へり

第五節 産業

韓邊外一帶の産業として先づ指を其挖金業に屈せざる可らず之に亞ぎ稍々盛んなるは伐木業及狩獵業及人參採取業にして農業の如き僅かに村邑の附近山窪谿溝の地に少數の耕田を見るに過ぎず其の牧業及工業等に至りては殆んど論ずるの價値なし要するに其經濟情態は極めて幼稚なる創始時代に係れり蓋し長白山の豊林は良材珍藥及獸禽等有ゆる天産を藏し松花江の流域も亦金鑛に富み到處自然の寶産充溢して人の採取を待ち住民未だ多からず是等を收めて以て裕に生活の料を得べし以下其重なる物産を摘記し最後に之れを市場に運搬すべき交通路に就て記する所あらんとす然れども各業に關しては既に第五篇に於て専述したるを以て茲には唯其順序上大略を述ぶること、したり

等一項 鐵 產

砂金は領内に到處之れを産し其稍々著名なるもの、みにても夾皮溝、頭道岔、二道溝、東南岔、溝、蜂蜜溝、子王八、脖子、金銀甌、石陰溝、大沙河、古洞河、黃泥河、子等あり其他那爾蘇、荒溝、梨子溝、頭道流河等殆んど枚舉に遑あらず苟も住民あるの處皆採金に従事せるものあり韓家の調査に依るも年産約六萬兩に達すと稱す而して採金者は成る可く收得額を少算して韓家に致すべき負擔の輕減を欲するを以て其實産額は之に一倍半乃至二倍すべし

是等採取せる砂金は多く吉林府に賣り又山東人從業者の大部を占むるにより竊に囊裡に藏して山東省に歸り芝罘に賣るもの少なしとせず故に吉林及芝罘の錢舖其他雜貨舖中砂金收買の看板懸列せるもの多く毎年舊正月前に際し其賣買額頗る巨額に達すと云ふ

第二項 林 産

長白山に屬する一帶の山中樹林に富み就中松、柞、樅、樺、楸、榆、曲立木等多く皆な抱圍六七尺乃至一丈二三尺高さ十餘丈あり故に娘々庫、那兒蘇、頭道柳河、二道溝、頭道溝

穆禽河、五虎石等専門伐木に従事するもの少なからず毎年春季長山屯附近より吉林府に至る松花江は如上々流各地より流下する木材を以て充塞すと云へり此他各住民地の附近之を採りて自家用に供せるものを擧ぐれば其額極めて巨額に達すべし

第三項 獵 産

前記山林中に獸畜群棲し娘々庫湯河口一帶の地より長白山頂に亘り所謂窩棚と稱するものに住居して之等獸の狩獵に任せるもの極めて多し窩棚は樹木を砍伐して木牆を作り表に一門を啓き門内の空地に斜に一坑を穿ち長寛約一丈餘として上蓋は樹枝を編み更に上より草幹木葉を覆ひ住居に充てたるものなり而して其獵産の重なるものを擧ぐれば虎、熊、豹子、驢子、狐、狼、豹、灰鼠、鹿、麝等とす

第四項 人參採取

山林中又多く人參を生じ住民皆な之れが採取に従事す就中娘々庫、花碓子、張家窩棚、砍木窩棚、三道白河、二道江、孫家窩棚、西崗上、柳鍾溝、頭道江、兩江口、頭道柳河、二道柳河、富爾河子、那爾蘇等皆な專業採參者ありて又之れが種裁に従事するもの少なか

らず殊に那爾蘇柳鍾溝附近盛んなり

第五項 農産

附近一帯の農作物は玉蜀黍、豆、高粱及粟の四を最とし蕎麥、大麥、小麥之に次がり一年一作にして春季四月清明節後播種し九月中秋節前後收穫す平年は其産糧漸く住民一年の食を支るに足ると雖ども少しく凶年なれば忽ち之れが缺乏を來し遠く吉林府に其供給を仰がざるべからず爲めに食絶えて草莽樹實を喰ふ如き稀ならずと云ふ然れども其煙草監に至りては稍々見るべきものありて毎年吉林府に送出するもの極めて巨額に達す所謂南山菸と稱するものは多く此地方の産出に係れり其最も盛んに栽培せる地方を金銀甍以北及以西の各地となす

第六項 漁産

松花江流未だ大魚を産せずと雖ども鯉、鯽魚、草根魚、細鱗魚等多く棲息し沿江の住民皆之を漁して食用とす其五虎石、寬街附近には專業者ありて漁獲高亦少なからず

第七項 商業

未だ之れを一の生業とせるものなく全城を通じて專業者數戸を擧げ得るに過ぎず住民自ら各種の産品獲物を河流又は車馬によりて吉林府に出し歸途綿布、綿、絲、燒酒、砂糖、石油、燐寸等の日用品を購ひ來るもの多く唯日用小雜貨類は之を肩にして來る地方の行商に供給を仰げり而して一般物價は土地僻邊に位するを以て比較的廉ならず殊に挖金業者が需要する酒、煙草以下の資澤品は頗る高價なりとす蓋し其業既に投機的にして收入を豫想すべからず且つ是に従事するもの、多くは賭博者流の無賴漢にして金錢を重視すること他の清人に比して薄ければなり

通貨は吉林銀元、吉林官錢帖、銅錢制錢を主とし日本圓銀、洋銀元等稀れに流通を見る但し小銀貨は其數極めて少なく住民其受授を喜ばざるもの、如し露國紙幣及留銀は戰爭前迄漸く流用を見しが戰時追次下落すると同時に韓家より其受入禁止を發表したるにより一時全く其影を絶ち戰後露人の侵來又頻繁となるに及び再び其流通を見るに到れりと云ふ

第八項 交通

從來韓邊外及之れと境域を接せる娘々庫其他の長白山中各地は他郷と離隔する別天地を爲し僅かに松花江上流の通するありて金銀甌河口より下流吉林府に至る約六十一里餘の距離を以て一道の交通系を有し夏秋舟筏を通じ冬春把犁の便あり又冬季凍氷の時に限り該地を中心として北敦化縣南娘々庫東局子街に三四頭曳の大車を通じ得るに過ぎず山城は森林蕪原相連り一部の開墾及砂金採取の如きも僅かに五六十年前の創始に屬し是迎馬賊及挖金賊の打手に係り交通施設の如きは固より彼等の企及すべきにあらざるのみならず却て遮斷を圖れる程なり今長白山主嶺附近の天然道を査するに長白山頂の北斜面より北に向ひ花礮子に至る約十四里餘森林稠密の間小道あり但た人馬を通するも車馬を通せず又山の東斜面を下る十餘里にして東派子に至る森林甚だ密に必ず東道者を要す林中所在窩棚の散在せるあり狩獵者の住居とす東派子又一に東娘々庫と稱す山南は樹木稠密ならず地質土石相半はし春夏綠苔滑かなり一條の棧道韓國胞怡山に通ずるものあり山頂より西派子に至る又約十餘里林木密茂せるも西の方小道ありて行人を通すべし

如上山麓花礮子及西娘々庫は共に吉林省敦化縣の所轄に係る此他山中を通過して四外各地に通申する道路に至ては殆んど見るべきものなく昔は一時交通の盛を極めしと傳ふる韓國茂山より松花江上流に出て吉林に通する一條の道路の如きも今や全然廢頽殘墟に委し單行騎馬の通過にさる堪へざる個所ありしが近年山中久しく平靜の情態を持続し土民亦相互住民地間の交通を必要とするに至り局部の道路は人馬の來往に支障なき迄に改修されし所あるも未だ重要地點を連絡する幹線道路なし

第六節 對外關係

第一項 對清關係

始め韓邊外の漸く勢を爲すや吉林將軍は屢々兵を派して之を窺はしめ或は私開の金場を査問せしめたるに常に副頭目李砲頭の爲めに利を啗はされ且つ山間僻遠の地にして容易に大兵を動かすべからず爲めに永く蹶過の裡に葬り居りしなり其後吳大徵自ら之に赴き韓効忠を説き吉林府に伴ひ歸り將軍副都統等に見え

しめし以來漸く韓家は吉林將軍に納税を約し其後二回清國の爲めに兵を出して都司の官職を得たり然れども敢て將軍の治政を享くるにあらず隨意に布令を發して自領の如くし住民も亦韓家を奉じて恠しまざるなり要するに韓家の吉林將軍即ち清國政府に對する情態は恰かも我國舊藩の貢を江戸將軍に致したるものに類似す而して韓家の納租は一年一回千餘兩の錢糧を吉林知府衙門に送致するを例とし其他毎年正月に知府及將軍に禮物を送れり今參考の資料として光緒三十年(明治三十六年)韓家より吉林將軍に送呈したるものを左に掲記すべし

- 一 死虎 一頭
- 一 死鹿 一頭
- 一 活鶴 一對
- 一 金 一箱

又毎年時期を定めず韓登舉自ら兵十餘人を率ひて吉林府に赴き將軍に伺候するを例とせるも其他に多く官人と交はることなく去る光緒二十七年(明治三十三年)梨子溝の孫姓を目して馬賊の兇魁と爲し部下劉永升に兵を附して該地に到らし

め終に孫氏を殺したるに孫氏の親戚等怒りて吉林府に赴き冤を訴へたる爲め將軍より小官を韓家に派して數回交渉したることありしが是等は極めて異例に屬し多く如此場合に於ても不問に付するを常とし毎年數回吉林府の官人等此地を過ぐることもあるも韓家に來るもの之なしと云ふ而して曩きの孫氏冤殺の如きも遂に曖昧裡に終り何事も生ぜざりしと以て其一般を知るに足るべし

最後に領内にある清國官衙に就き記せんとす
 韓邊外唯一の清國官衙は吉林將軍の分派に係る卡倫にして毎年舊十一月初に來り翌十一月末歸府するを例とし其駐在地は年毎に異にせり卡倫は占爺一人(旗人にして十人の頭目なり)部下三人乃至四人よりなり専ら商業通路を扼して他境より本領内に來るもの及本領を通過する麻煙草等の商品に對し一棧に付中錢二吊文乃至三吊文我約一圓二十五錢乃至一圓八十七錢五厘の割合を以て賦課徵稅するに止まり領内の住民に對しては何等收稅することなし

第二項 對露關係

光緒二十六年(明治三十二年)八月露兵吉林府に來り該地に居住せる本家の姪韓緒

堂外一名を捕へ去り頻りに韓邊外の情況を訊問したるに韓登舉之を聞知して大に怒り自ら精兵を率ひて馬烟大嶺に到り大に戦ひたるを對露國最初の折衝となす此役露兵始めに敗れて吉林府に退きしが後數日三百餘の露軍大舉して襲來せしかば韓の軍一戦にして敗れ多く戦はずして大鷹溝南岸に退き暫江水を隔て、對陣せしが數度の小戦を経て漸く敗衄し終に寬街に退く露兵直ちに追躡して攻來し連りに勝ちて捲土の勢を以て地陰子及樺樹林子に侵入し韓家の本據を悉く燒盡し掠奪蹂躪至らざるなく附近の民家寥として影なきに至れり漸くにして登舉は露兵の去るを伺ひ僅かに四五人の部下と共に地陰子に歸り再び家を建て衆を集むることを得たり而して當時登舉の率ひし兵丁等は四散して馬賊の群に投じたる者多しと云ふ其後光緒二十七年(明治三十三年)露兵再び韓邊外に來り韓家の火藥庫及兵器彈丸の數を檢査したることありしも敢て沒收する等のことなかりしと云へり之より暫らく其現來を見ざりしが近く日露開戦後光緒三十一年(明治三十七年)一月二十九日に至り露國士官一名騎兵六十餘人を率ひ吉林府より地陰子に來り兵を家外に駐めて士官は自ら通譯一名兵卒一名を伴ひ登舉を訪問す管

事徐福陸先づ逢て來意を搜りしに全く軍糧の徵買に盡力を請ふにありて他意あらざりしかば即ち登舉出で、之に接し懇談の後士官等を泊まらしむること三日其去るに臨み登舉より贈るに鮮魚一籠を以てしたりと此の如く露國の韓邊外を知る久しと雖も韓家は大鷹溝大敗と家屋を燒盡せられたる宿怨あるを以て表面の好意は兎に角露國に同情を寄する等のことなかるべしと云ふ

第三項 對日關係

韓登舉が始めて日本人に見えたるは彼の日清戦役に於て日軍と海城に戦ひ大に日本兵の爲めに敗られし時を以てす爾後登舉は屢々人に語るに海城戦争の談を以てし大に日本兵の精銳無比を稱し且つ當時遼東の人民にして日本に歸化したるものあるを聞き必らず日本人の慈仁なるが爲めなるべしと賞掲せりと云へり既にして明治三十七年一月彼れの郷里復州の住民五十餘家戦亂を豫避して韓邊外に赴くや始めて日露開戦の事を知り知人等に諭して日軍遠からず此地に進來すべし而して露兵等の亂暴は恐る可きも日兵は慈仁なるを以て決して危害を吾人に與ふる等のことなかるべしなと語れりと云ふ

第七節 韓邊外及長白山各山に於ける 露國經營

露國は夙に長白山一帯の地に自己の勢力を扶植し山中無限の利源を開發し據て以て滿韓二境を平歴する企圖を有し我國との戦争以前より戦後に亘り毫も其經營を閑却せず苟も機會あらば同山中に大に施爲する所あらんとして頗る勉めたるもの、如し即ち山中人心收攬第一策として馬賊大頭目劉單子を買収して遂に韓登擧を動かしたるが如き腹心の馬賊首領李翰臣を遣はして山中潜伏の馬賊を糾合し所謂花勝子隊を編成せしめたる如き其著しきものにして今や同山一帯に於ける露國の關係は益々密接となり諸般の經營は日を逐うて着々成功の途に向ひつゝあり而して從來露國が同山各地の施爲に就ては事多く暗々裡に附せられ世人多く知るものなし即ち左に近く調査の結果になりたるものを摘記すべし又以て其大勢を窺知するに足らんか

第一項 露國建築物

露國の所居則我主義は至る所に發揮せられ一地を占むるや必ず一屋宇を構へ中に耶蘇像を安置し以て神聖不可侵を標榜するを常とす

一長白山頂の建築物 露國が今より十七八年前に於て早くも長白山東南坡平阜の處を撰び建築したる二棟の木造房舎は四十餘室を有し窓戸の如き悉皆玻璃を用ゐ奥間の一室に耶蘇の像を安置せり而して建築の當初露人は爰に氣象を觀測する爲なりと稱し頓て露國人の木植公司を開くや該房屋は同公司に歸屬すべしと傳へられしが建築年あり破損塌壊せる所少なからざりしより昨明治三十八年末測圖班の來着と同時に稍修繕を加へたりと云ふ一説に右房屋は今後備馬賊を收容し以て同山中露國經營の掩護に當らしむる爲めなりとも云ふ

一花碓子の建築物 花碓子には夙に拳匪亂前に露人により樓房十餘棟を修せられ伐木淘金の業を開始しつゝありしが該事變に逢うて一時撤却歸北し一昨明治三十七年來再び開戸し戰時中屢々露兵の來りて宿營するありしが現下空屋に委し居れり

一夾皮溝の建築物 露人の同地方一帯に伏在せる金礦に朶頤せるや久し故に早

くより或は寛街方面より或は朝陽鎮方面より騎兵若干名を屢々來往せしめ居りしが終に夾皮溝の東方山谷中に磚房四棟を建築し明治三十八年一月頃一部の騎兵を派來して該房の監視に任せしめたり後同年二月中露兵吉林府に引揚げたるを以て吉林將軍より歩兵四名を派して之を保護守衛せしめ居れりと云ふ

第二項 露軍動作

露國や常に武力を示して無智の人民を威服せんとし又能く其効果を收めつゝあるもの、如く殊に韓邊外其他の長白山中の各地に對しては其必要と奏功を認むること大にして這般の戰前より常に歩騎數十を武装して或は西より或は東或は北より窺はしめ忽來忽去殆んど端倪に遑あらず以て事大的清人の頭腦に深く武力的印象を與へ漸次歸服するに至らしむ左に露軍出動の情態を摘記して參考の資に供せんとす

一 地陰子 明治三十八年二月二十九日露國青年將校一員通譯一名兵卒六十餘騎を引率し來り韓家を訪ひ居ること三日後寛街に向つて去る軍糧徵發の爲め

なりと稱せらる

一 穆禽河 明治三十八年五月十日露兵大舉して大鷹溝に來駐し屢々少數の騎兵を附近に分派して地圖を描寫せしむ當時該地方の駐兵は大鷹溝に歩騎兵六七百長山屯に歩兵五六百ありしと云ふ

一 大鷹溝 明治三十八年五月露軍一小隊寛街方面より來現し韓家の代表者鮑仁の督率に係れる護勇の銃器を取去りたり蓋し日本軍に其援助を與へんことを虞れたる爲めなりと

一 夾皮溝 明治三十八年四五月の頃露軍若干騎常に寛街方面より來往し後一二月に於て歩騎五六百朝陽鎮方面より來りて溝南の高地に延長數十里に涉り布幕を張りて宿營し頗る勢威を示したる後樺樹林子方面に引揚げたり而して爾來同地方に出動する露軍は總べて韓家に於て給養すること、なりしより従前若干の奪掠を免れざりし住民等は漸く安堵するを得たりと云ふ露軍と韓家の間は斯くの如くにして漸次密接を呈示し露軍は兵卒に命じて韓登攀を小王子と尊稱せしめ居れり

- 一、頭道柳河 明治三十八年六月中騎兵七八十南方より來り夾皮溝に向ふ該兵は
一青年士官の督率に係る又同八月十四日西方蒙江方面より歩兵一個中隊騎
兵一個小隊を帶同して來り該地の團練會房に占居し同月二十日二道柳河を
經て夾皮溝に向ひ去りしと云ふ
- 一、二道江 明治三十七年六月中通化縣方面より來りたる騎兵約六十此地を過ぎ
て吉林府に向て去る又明治三十八年八月頃騎兵五六十に掩護せられたる測
圖班來り附近の江岸を側圖して去れりと云ふ
- 一、崑沙河子 明治三十八年五月中騎兵二三十物資徵發の爲め海龍城方面より入
境し鷄豚野菜等を徵發して去る後幾もなく若干騎測圖の爲めに來りしこと
ありと云ふ
- 一、頭道江 明治三十八年四月露兵百餘騎該地を過ぎて南より北上す當時大應溝
に歩騎數百の來駐ありと傳へ住民皆騷擾したりと云ふ
- 一、萬里河 明治三十八年九月三日露兵二十餘騎測圖班を掩護して來り該地團練
會房に駐り測地描圖して去れりと云ふ

- 一、老嶺下 明治三十八年八月頃露兵三百餘此地を通過し禾穀蔬菜を蹂躪し牛馬
豚鶏を拉去したりと云ふ
- 一、西崗上 明治三十六年二月通化縣方面より露兵四百餘入境し馬賊討壓を名と
して同地方一帶の測圖を了り同五月頃通化縣方面に引揚げたり又同三十七
年二月露兵百餘吉林府より同地に一泊し南下すること約百四十里孟家附近
に至り頭道江上流難渡の故を以て再び引返して該地を過ぎ吉林府に向へり
と云ふ
- 一、娘々庫 明治三十八年九月中露兵十餘騎に掩護せられたる測圖班入境し民家
に舍營し毎日測圖に従事し約二十日を経て之を了り敦化縣方面に向て去る
又同年十一月中海龍府方面より歩騎一千餘該地に來り附近民家に分駐し所
要物資を徵發し同十二月初旬吉林府に向て去る右は長白山中將來の經營に
資せんとして地方民心を歸伏せしめん爲めの示威運動なりしと傳ふ

第三章 間島

第一節 概言

由來滿韓國境たる長白山一帯は森林深く入口稀薄にして山中は馬賊の住所たりしかば實地の事情を知るもの稀なり彼の長白山頭に樹立しある清韓界碑の如きも單に土門を以て界と爲すと記しあるのみ然るに韓國人は豆滿江は清人の所謂土門若くは圖門江とは同じ河にあらずとし永年兩國間に蟠る問題となれり蓋し韓國側にては原と豆滿江は六鎮中稔城以下の大河の稱にして清人は之を圖們稀に土門と稱せり此三稱呼は發音克く相似て文字に意義なく全く音譯なるべし女眞語「トゥマン」とは衆水の義にて數多き溪水の合流を云ふとの傳説あり而して韓國人の所謂豆滿江は流域中各所に於て名稱を異にし鐘城會寧及び茂山邊にては於伊後江若くは魚潤江と稱す而して左側支流は西に溯り支那人は之を佈爾哈通河と名く磨姑子に至り進んで局子街方向に至るものを本流とし西南方位に分岐し夾信子を経て黒勾嶺長白山の一支脈の水源に達するものを駭浪河又海狼河と

名く上流に一支流あり南に分る韓國人之を土門江(又分界江の稱あり)と稱す而して該土門江と於伊後江(豆滿色禽)とは共に源を長白山中に發し稔城に至りて合流す二江に夾まれたる大區域あり所謂間島之れなり而して長白山(支那人は白頭山又老白山と稱す)其物が韓領たることは劃然決定し由來境界上の問題となりしことなし即ち境界問題の要點は清人は豆滿江と土門江とを同水異名とし界碑を豆滿江(韓人の所謂)岸に設け従て間島の清領と認めたり之に反し韓國側にては豆滿江は稔城より下流の名とし別に土門江の(所謂分界江とせるも)ありて長白山頭の界碑に土門に記せるは即ち之れなりとし而して土門江以南にある間島は韓領なりとし論争絶へざる所なり然れども間島に就ては從來多く韓國側よりの研究に係り清國側に於ける探究を缺けるが如し乃ち這次平和克復後同地方より歸來したる多數の移住者に就て調査したる所を舉げ以て清國側の觀察如何を示さんとす

第二節 間島の境界及廣袤

間島とは同じく源を長白山に發する駭浪河(支流に韓人の所謂土門河あり)と於伊

後江(豆滿江)の上支流の二川流か合して一流となる間の地域の俗稱にして十數年前清國北洋協辦大臣吳大澂韓國委員李重夏と會して此問題を議したるも互に要領を得ずして止みたり現下の境界線は康熙五十一年烏喇總管穆克登の定めたるものにて豆滿江北岸に華夏金湯固河山帶礪長の十字の界碑あり然るに韓人は歴史上の事實と現に居住民の大部韓人なると古地圖に照し實地を踏査し實在せる韓人の勢力を根據とし且つ土民父老の口碑傳説に參照し近年清國に對して頻りに勘界の事を提議せしも清國は既定界碑の眞正を唱へ豆滿江は土門江なりとの説を固執し論争容易に屈せず遂に今日に至るも未だ決定するに至らざるなり

間島の地域は長さ百四十清里幅百清里面積大凡四百五十方清里あり土地肥沃にして穀物豐熟し古來より韓國六鎮の人民食を間島に仰ぐ故に六鎮の民男子二人を生めば其一人をして間島に移住せしめ以て其家計を助けしむ間島は實に六鎮と相離るべからざる土地なり現に韓國移民の間島に在るもの約十萬大抵小作農夫にして收穫の半を支那地主に納れ尙ほ清國官衙に對して相當の租税を拂ひたる上幾分の貯蓄をなし生産穀貨は之を六鎮に輸出して日常需要品と交換す而し

て六鎮は元來糧食不足の地たるを以て其住民は秋收の後各自糧食の不足分を豫算し(大抵三分の一は不足なり)食鹽醃魚雜貨等を自家の牛車に載せて豆滿江を渡り間島に來り雜穀と交換し去るを常とす

第三節 交通及産業物産

今や間島に繁殖せる清韓人口は大約十五六萬を有し清人は多く山東移民の土着せるものにして何れも地主の位置にあり韓人は之が小作人たり若くは帮耕者と稱し一定の地畝を限り組合を定め共同して農耕に衣食するもの多し地味概して豊沃なるも各地方に依りて又多少の差異あり今村落別に交通及産業物産の概況を調査したること左の如し

一、鐘城嶺子

此地韓國の慶源府城の西方約十里餘豆滿江の左岸にあり江を渡るには渡舟に頼る道の左右山勢崎嶇行人最も難む地味礪確にして五穀豐穰ならず地方住民多く中部間島の生産を仰げり此地其一輸出通路たり民家一二百戸あり韓人其

多數を占む

一、帽兒山前

光霽峪の西方約十里餘の所に在り光霽峪より西行約五六里間は道路平坦なるも之れより帽兒山前に至る迄は山嶺連り沿道貧村のみ此地又韓人約二百戸を有す

帽兒山前より二道溝に至る間馬車絡釋村落密なり之を間島中殷盛なる地方とす三十八年五月帽兒山後に露兵二百餘人を駐めしことありと云ふ

一、嘎呀河

此地嘎呀河の駭浪河に朝する所即ち間島の境界點にあり該河の水幅約六十米突木槽子を以て行人を渡す河東に高麗嶺あり韓人は是より下流を豆滿江と稱し上流は於伊後江と稱し又た魚潤江とも稱せり

土人は豆滿江を一に高麗江と稱し豆滿江に朝せる佈爾哈通河は一に交界江又夾信子江と稱す之れ間島問題の起源とす韓人土門子江と稱するは佈爾哈通河の上流にして清人の駭浪河と稱するもの、一支流を指す河南に一村あり嘎

呀河と名く清韓混合の村落にして皆農を以て業とす其住民數を擧ぐれば支那人八十餘戸韓人五十餘戸にして地方滿人を止めず何れも山東移住民なり光緒二十八年十月清國吉強軍局子街に駐屯せるもの約三十餘を此地に駐屯し地方彈壓に任す

一、烟筒礮子

局子街の西南約五里を距る局子街との間道路寬濶にして車馬を通行し地味沃壤肥土にして丘岡起伏せり此地方人家稍稠密にして皆農を業とす韓民尤も多く漢人之に次ぎ滿人に至ては寥々たり此地民家二百餘戸を算す皆生活富裕なるが如し

一、八道河子

此地帽兒山前より韓國會寧に至る道路上にある一平谷にして南北約三里東西僅に三四百米突とす又谷間を南北に流れ駭浪河に入る一小河あり八道河と名づく河岸田園少しく拓け民家十餘戸あり四境一二千米突を隔て、四五家の茅屋土房の散點せるを見る溝の東南に大礮子山あり南北一帯小山平陵疊々せる

も別に名づくべきものなく一般に丘地狀を成せり地味瘠瘦と稱すべし樹根盤
蝟せず故に開墾し易し土民は山東人韓人相半ばす

物産は高粱、小麥、大豆、玉蜀黍、黍、陸稻等あり就中小麥を以て主とす之等物資運送
の爲めには積載量千餘斤を有する車輛あり冬季は耙犁を用ゆ此地牛馬各二十
頭農家用とす豚七八十頭車輛五六輛あり

薪柴は高粱、柏落樹、茅等を以てし又耐食たる西瓜、甜瓜、黃瓜、香菜、蘿蔔、大白菜、俱全
せざるものなし貨幣は清國商人の私票を用ゆるもの尤も多く其種類は一吊二
吊三吊等あり

該地方の風土氣候等を査するに八月間初めて白露化霜を見十一月に至れば寒
氣漸く加はり翌年五月に至れば漸く暖氣を感ず六月末に至れば暑氣大に加は
る風雨時期を定めざるも風向雨量共に耕稼の障害となるもの少く又絶て天變
地妖と稱すべき現象なし氣候並に土地に特因せる風土病と稱すべきものなし
茅屋蓬門東面せるもの多し居民は高粱、玉蜀黍及粟等を常食し佳節に會ふ毎に
白麵粉、豚肉を加味せる餃子を食す

一、孔家燒鍋

局子街の西南約八里餘平坦なる大道にして山嶺少し住家密なり而も村落の整
正せるものなし此地富豪一家あり土壁を繞らし四周に土砲臺四座を設く土民
農耕に従て衣食す

一、萊陽店(一名山東店)

西崗の西南十三里餘を距る此間車馬の通行自在なるも山嶺多く居民少く此地
單に山東省萊陽人ありて旅店を營み行人を宿して生を營むもの一戸あるのみ
一、頭道溝(間島關繫地)

頭道溝は局子街の西南約十里の所に在り沿道車馬を行るべく頭道溝は間島と
清國延吉廳治の界にあり該地方稍大なる村落にして店舗三四家居民三十餘戸
あり多くは韓人にて農耕を業とす又春より秋に亘り出稼韓人少なからず
此地地方物資の小集散を支配し四外村民三八の日に於て開市貿易す又公會一
處あり團練三四十を有し自活に任じ民訟及び地畝の租税を掌る頭道溝より局
子街及二道溝は共に車輛を通す同地重なる商人を擧れば如左

天興永號 (油房)

裕昌恒號 (同)

裕盛恒號 (同)

孔家油房 (同)

正源興號 (燒鍋)

又興源號 (同)

三十八年六月中此地韓國方面より傷病露兵百餘人を收容し民家を臨時病院に充てたり又此地より西南約十里を距る王家營に至る間露兵道路を改修し車馬自在に通ず

此地三十八年九月頃露兵五六十民家に宿營したり

一、紅石礮子

萊陽店の西南約十三里餘を距る此間大道にして車馬を通じ山嶺起伏せるも沿道居民少なからず

此地店舗を營むもの四五家居民二十餘家多くは農を業とす又間島中の殷賑な

る地方たり

二、二道溝

此地頭道溝の南約七里を距る道路上の小村落にして頭道溝及び茂山間は舊來よりの大道にして車馬の便あるも其他此地より分岐したる小道は人馬を通ずるも馬車の便なし

此地住家三十餘戸小商人二三軒あり又行旅を宿すべき小旅店二家あり之れより西偏南行すること約一里半にして一札を越え之を五道楊岔嶺と云ふ該嶺より夾皮溝に至る間は道路狹少唯人馬の單行に妨げなきのみ

局子街より西南二道溝に至る間荒地七分耕作地三分位なり五道楊岔嶺以西南は荒地多く耕地は山坡上に散點せるのみ五道楊岔嶺の森林は東北より西南に亘りて數十里に延長し幅十餘里あり茂生の樹木を擧れば松樹五分柞樹三分椴樹二分に居り太さ八九尺より高さ七八十尺に及ぶものあり伐木者は林中に於て圓材を作り皆松花江上流に運び吉林に流下して販售す

二道溝地方の砂金廠を擧れば該溝谷の入口より東北に向ひ約三四千米突の幅

を以て十二三里の間砂金脈東北より西南に連り中間に一金脈あり現に淘金に従事せるもの八九百人あり一年の産額約一萬兩に及ぶと又該溝口より約三里を入り西向せる一支溝蜂蜜溝子の東頭にも一砂金脈あり淘金者約二三百人一年の産金額約三四千兩に達す又二道溝口より入ること二里許一支溝あり即ち東南岔溝にして約二千米突の寛さを以て三里餘に及ぶ溝内産金の區あり採掘者一百餘人年産額約四五百兩あり

沿道の溪谷地味肥沃にして農産物に適し就中小麥、玉蜀黍、高粱、大豆、粟、蔬菜、白菜、芹菜、大樹茄子、北葱、王瓜、元荖、蘿蔔、西瓜、甜瓜及諸種の果實皆出づ
試みに其收穫量を聞くに左の如し。

一响地に付

小麥	種子	三清斗	收穫量	六七清石
王蜀黍	同	二清斗半	同	七八清石
粟	同	四清升	同	九清石
高粱	同	四五清升	同	八九清石

大豆	同	三清斗	同	七清石
粟	同	鴉片二百五十兩		

三十八年七月頃同地方には馬賊の横行少からず路人其害に係るもの多し之れ戦線の危険を恐れ浦湖方面の山東商人等錢財を帶有して長白山中を横斷し歸南するもの少なからざりしに由ると云ふ

一、三道溝

歇場子の南約三里許の所に居民二三十家あり農樵を業とし妻子を帯ぶるものなし

團練十餘人あり會長は山東省萊州府人にして人呼で任當家的と云ふ此地方五穀生じ人參畑あり亦狩獵を業とするものあり之れより西南約十八里許にして娘々庫に至る間樹木森々天日を遮蔽し車馬の便なし一大嶺を越え山頂に一廟あり木板を以て作れり其傍らに獵場あり

一、四道溝

四道溝は局子街より韓國茂山に通ずる道路上にあり該地方は半山半嶺の地に

係り極平の處少なく且つ土地肥沃なりと稱す可からざるも亦善く小麥、粟、玉蜀黍、高粱、黃菸、罌粟等を主産とし、蔬菜、瓜類皆出づ各家耕地約八九晌を有し牛一馬二頭位を養ふて農耕に資す此地家畜豚鶏を養ふもの少からず

一、畝場子

二道溝の西方約七里此間深林翁鶴車馬絶跡し山坡溪谷時に一二家を見る土民狩獵により生計す又此地民家一戸あるのみ

一、一空房(間島關係地)

三道溝の西南約六里の所に滅家窩棚あり一窩棚全く青林中にあり土人狩獵を業とす

一、東娘々庫

三道溝の西南十八里民家二三十あり農樵及人參栽培を業とす娘々庫河は其前面にあり徒渉すべし

此地より横道子を経て半礮窩棚に至る約二百八十清里山間の小道にして人馬の單行に堪ゆ

横道子 小旅店 四五戸

半礮窩集 同 五戸

半礮窩集に至れば吉林に通ずる大道あり而かも概して人を載せず皆糧穀を運んで吉林に至るものとす

此地團練會長を干姓と云ひ山東省濰海人に係る年四十許、身小、面紅、下額尖れり小鬚を蓄へ言語明晰善名あり會勇五六十を有し克く馬賊の威壓に堪ゆ、三十八年五月頃露兵十餘人あり此地に侵入し居民を騷擾せし時會勇を放て露兵七名を斃し其有する所の銃器洋刀馬匹皆收めて會の所有に歸せり

一、王家蹙子

二道溝より西南行すること約四里半にして所謂土門江の上流を渉る道路狹少にして人馬を行るべきも車馬の便なし王家蹙子は間島と清國敦化縣界上に在り居民一戸狩獵を業とす即ち山東人王姓なり此地方は山嶺重疊せる樹林にして蹙子とは獵獸の網罟の意なり同地と二道溝間に一嶺あり古木重林以て伏兵を設くべし三十八年八月中露兵此地に於て清兵を招募し名を花勝子隊と稱し

之を露兵三十餘人の帶同の下に此地に伏し行人を惱せり後頭道溝團練會長劉姓の爲に逐はる

一、熱開街(間島關係地)

王家蹠子の西方約十一里にあり沿道山嶺樹木を密茂し險阻の處なきも山道にて車馬の便なし但だ人馬單行に堪ゆ小河溝少なからざるも徒涉の難きものなし春秋及冬季は行路に易きも夏季は草樹繁茂して行人惱む又下雨多ければ難行なり此地居民五六戸皆人參採取及農耕を業とす

一、土門子(間島關係地)

白頭山上の石碑には單に土門とありて或ものは土門江と稱する河流の名なりとし又或ものは土門とは地名なりと稱するものあり今本節を終るに臨んで土門子村の情況を記するも又蛇足たらざるべし

土門子村は局子街より額木索に通ずる道路上にあり地は土門子河の流れに沿ひて東南より西北に向ひ約十清里に涉れる廣濶なる地域なるも人家極めて疎散にして合して三百戸に過ぎず郷約朱元喜は年齢四十内外の農夫なれども處

事公平にして衆望重しと云ふ又村中の壯丁二十名を以て團練會を組織し每人銃を持す團練會長を潘洪徳となす年齢五十餘歳農を以て業とす家産頗る豊かにして事を處する公平果斷郷約と共に地方人民の信頼するところにして能く地方を治し數年來更らに馬賊の蠢動なく且つ村内の惡徒無頼と雖ども善く素行を謹み何等の騷擾を見ず團練會費は村人共有する地畝を按じて毎年二期に分ちて徴收す戦時中數々露兵の糧秣購買の目的を以て來るものありしも清語通事をして事を辦せしめ自ら帶ぶる處の露國馬車に塔して自運し未だ村人と事端を滋生せることなし

第四節 政治

間島の地は現下清國の治下に屬すと雖も元より完全なるものにあらず而して由來韓國人民は甚だ熱心に之を自國の所領として以て其富源を開墾せんと主張すれども韓國政府にありては果斷の處置に出づる能はず遂に清國政府の所爲に放任するに至れり而も光緒七年吉林將軍銘安が琿春知府李金鏞に開墾事

宜を命せし以前に在ては間島の統治は韓國咸鏡道の刺史に歸し當時間島に在ては開墾に任せる韓國民に地券を下附し簿冊に登録したるものありしが後遂に清國の爲に其地券を沒收せられ其統治又清國に歸したり今や間島地域内には村落相連り鶏犬相傳ふるの盛況を見るに至り清國は分防經歷及通商局を置き清韓陸路貿易を監理せしむると同時に力を招民墾地に盡し土民亦郷約團練の制に倣ひ自治體を組織したるを以て近年馬賊の蠢動少く韓國又前年間島監理として李範允なるものを派遣したるより土民は馬賊に代ふるに清韓官吏の勒索に苦めり今間島内にある清國官衙を擧れば左の如し

一、和龍峪經歷衙門

此地韓國會寧府より局子街に通ずる大道上に在りて古來より陸路貿易の要樞に當れるを以て光緒十一年通商總局を此地に設け商務督理委員一、隨員一、韓語通事一、差役六員を駐紮し専ら通過貿易を督理せしめ居りしが局子街に延吉廳を置くに及び此地に分防經歷を置き通商事務及同地方に於ける開墾事務を兼掌せしめたり

一千八百九十年清國官吏葉聯甲なるもの兵力を以て間島居住の韓民に辯髮を強ひ摺伏の餘所在に隱匿したる未執へられて薙髮されしもの或は遁れて露領沿海州に入り又は韓境に歸りしものあり現任分防經歷張兆麒の如きは就任後地方の韓民を誘招し且つ威嚇して金錢を勒索する等所謂官匪的行動を演じつゝ、あるは事實なるが如し

二、光齊峪通商局

光齊峪通商局は元和龍峪通商總局の分局にして司事一、通事一、差役四を置きたり
東方韓國鐘城府城を距る約一里餘北方芝丹城南營局子街佈爾哈通河の南岸中路左營を云ふに至る約十里とす

之れ清韓陸路貿易に於ける監查局とも稱すべきものにて間島より韓國六鎮の間に營まる、貿易品の課税を司るものとす一千九百二年頃同地通商局事業含芬なるもの當時地方の開墾事務を兼掌し居りしが間島内に於ける韓國民を驅逐せんとし四方に兵勇を放ち緝囚打伏し或は錢財を勒索し惡刑死罪に中るも

のあり

其後又馬賊數百間島に入り茂山附近に出沒し韓民を殺し學童を拉去し銀兩の勒索を迫る等頗る横暴の迹を止めしが翌年韓國間島監理李範允なるもの往來するに及び交渉の結果事濟みとなり以て這次の戦役に及びたり

第五節 間島の清露關係

間島問題は清韓多年の宿題にして從來交渉を重ねしこと數十回未だ確定せず其然る所以の者は實に清韓兩國勢力の盛衰に伴ひ且つ實在せる住民の勢力を根據とし論争せしに外ならず即ち間島問題は實地檢分に依らずして地名の云爲に在り歴史上の事實を無視して勢力の消長に依て動搖せり而して今日清國が千古不磨の鐵案とせる白頭山界碑の如き實に康熙五十一年五月の建設にして當時清國は新興の勢力を藉て韓國を藩屬國視し勘界の事一に任げて自國の利便に則り且駭浪豆滿二河を以て夾まれたる地勢平山夷陵起伏し分水脈の劃然たる者なきを幸とし境界を決するに方り幾多の好地點を擱き分界線の明晰を缺き以て今日に

至れり如斯間島は適歸未定の歴史を有し邊陲の地に屬するを以て苟もすれば閑却に附し去るを以て兩國の政治威力透徹せず久しく開黒の邊外に委し居りしを以て禍は境界論争以外に發生し露國は一千九百年拳匪の事變に乘じ露將「アイグストフ」の引率に係る一隊同年七月二十九日「ノーキエフスコエ」より進軍し來り環春を陥れ遂に兵を間島に入れ此地方を占領し局子街附近芝丹城(地所又は芝と稱する所に一俄營を設け以て他日侵入の地歩を作りたり)

而して昨年來同地より歸來したる支那人の言に依れば芝丹城の俄營は光緒二十七年時の清國吉強軍統領程姓なるもの渠れの統馭に係る局子街にある中路各營の露軍に占領せられたるものを妥協の上恢復せんとし街上紳商等と謀り釀金せしめ今の所をトし方圓約六百米突を劃して木柵を作り其柵中に前後二棟の兵營を作り毎棟約十二房を有し一房兵二十を容る可く高さ六米突長さ四十五米突幅七八米突あり全營約四百八十人即ち兵員二ヶ中隊に應ずるものとす

光緒二十八年五月工成る即ち露國に請ふて新營に移らしむ翌二十九年露國は一時撤兵の氣勢を示すの必要ありしより兵を率て「ノーキエフスコエ」方面に回る同

三十年五月に至り再び多數露兵の入境を見同地吉強中路諸營を一併占領したりしが同三十一年十月三日日露和約の結果兵を退けて「ノーキエフスコエ」に歸り戦時右俄營より各地に臨時急設したる電話電信等も亦一先づ皆撤去したるも露國は今尙ほ巨兵を邊境に有するを以て何時入兵を見るや測る可からず現に露兵撤退後は戦時中露國に趨りし馬賊間島に入り侵虐益々甚しきのみならず現に間島にある清國官吏の如き常に可憐なる我保護國の百姓を勒索して私囊を肥さんとする官匪ありて土民塗炭に苦めりと

今や我國の保護國民が如上の蹂躪を受けつゝあるは黙過するに忍びざるのみならず間島は由來清韓二國の歸屬遊移不定にして殆んど無主の境土に委せられ而して將來滿韓鎖鑰上必須缺く可からざる要地なるを以て早晚日清國に起るべき協定處分に就ては充分の用意を以てせざる可からず

第八編 滿蒙西伯利亞と山東人

第一章 概言

由來山東人は孔子の遺教管仲の化導を受け朴訥頑固にして外境に遷移し四裔蠻夷と接觸するが如きは人道に反するものとす殊に父母在世中遠遊四方に出づるは孝道に悖るものなりとして道德上郷里外に出づるを戒めたり其他康熙年間に於ては國法を以て山東人の北滿洲に入るを禁せしことあり然るに生活上自然の趨勢は確然なる山東を去て滿洲の沃野に就くに至る而して人參採取及行商は之れが導火線にして遂に拓地農耕主となり探金伐木は從となる滿洲に於ける所有利源は貧瘦なる山東人を誘動し其國法亦甚だ法紀を有せざるに及び滿洲移住者は澎湃たる潮勢の如く一たび動きて亦退む可らず殊に近年東部西伯利亞に於ける露國の經營は之等山東苦力に待つもの最も多く簇々として出稼者の北行するに至れり而して當時露國は滿洲に向て活潑なる進取的政略を試み遼東半島を占奪し東清鐵道を敷設し滿洲一帯の地を擧て之を自家の領有に歸せんとし赫奕た

る侵略的成功を収めたる他の半面に於て東部西伯利亞に於ける經濟的露國の勢力は毫も發展するに至らず其實權主として山東人の掌中に歸し砲臺の築造より礦山伐木の利通航運搬の業に至る迄盡く山東人の手を借らざれば能はず旅客の始めて夫の地に來るものをして誤て山東に至れるなきやを疑はしむるの感あり是れ山東人が社會團結力の鞏固にして秩序の整然紊す可からざるものあり且實業上に於ける一種の技能を有するの結果生存競争に於て露人を壓倒したる現象にして彼等は天然的精神克己勤儉の氣力を有して合同團結力に富み勞働者中互に氣脈を通じ商人は緩急相應じ恰も一大會社の如き觀ありて個々の商賈は支店の如く互に商品を補給するに止まらず金錢上融通自在にして如何なる競争者現はる、も勝を制する丈けの機關を具備し居るを以て至る所滿洲人露西亞商人は勿論獨逸人の如き商業に機敏なる輩も到底山東人と競争する能はず是を以て現下滿洲西伯利亞一帶の經濟上に於ける山東人の勢力は今や廣濶なる範域に亘り常に優強の地位を占得して他國民を凌駕し一般商業上の霸權を掌握し該地方に必要にして缺乏せる勞働供給者として將來益々擴大するの勢あり

殊に注意を拂ふべきは彼等の自存的生活力に富み強烈なる商工業の競争力を有せることに於て此點に於て曾て心ある一露人が支那人をして人烟稀少未開拓の西伯利亞に入る、は頗る危険の業なりと絶叫したるが如く又往年露國が滿洲條約締結の際李鴻章が他日西伯利亞が支那人の殖民地とならば露國は滿洲占領を悔ゆるの日あるべしとの苦言が今や漸次實現せんとしつゝ、あるに似たり之れ本篇に於て滿蒙及西伯利亞に於ける山東人を研究せんとする所以なりとす

第二章 滿洲山東の關係

前朝明時代に於ては柳條邊境内即ち今日の盛京全省の如きは山東都使司(山東省登州府に鎮す)の管轄に歸せしめたるを以て當時の山東地圖には盛京省一圓を挿入しある程にて歴史上關係最も密接にして地勢上又一葉帶水の連絡を有し帆船によるも一日程に滿たざる山東の遼東に於ける交通の頻繁は以て山東人の移住に便したるの内容を揣摩するに足り現に盛京省の人口は極めて少數の滿洲人及他省人を除くの外大部山東人なりと稱するも可なるを以て暫く之を擱き吉林及黑龍江二省に於ける山東移民の配布に關して調査する所に依れば事多く官營的拓殖と邊防に關連せるもの大なるに似たり

由來清國が滿洲内地の拓殖に留意するに至りしは夙に雍正乾隆時代に濫觴し居れり當時拓殖の方針は滿洲旗人にして北京に入り徒衣素餐職業者の増加し世運昇平に狃れ本來滿人が武力日に廢頹するを憂ひ之を出身本土に歸農せしめ以て本然の面目を濫養せしめんとせしにありしが如し即ち當年の上諭に依るに

乾隆二十一年正月(我寶曆六年)上諭に朕滿洲人の生計維難なるを患ひ拉林を開墾し房屋を建造し滿洲世僕を故土に歸し生計を充裕ならしめんとの主意にして從來の如く不肖犯法者の發往するもの、比にあらず每户需銀約百餘兩を給與し遣次三千の派遣者用銀數萬に下らず彼等宜しく朕の意を體して用度を節し以て開墾を勤め餘暇あれば騎射を勤習すべし若し恣に横行し或は彼處にありて生を安するを願はず潛に逃れて來京するもの、如きは拏獲して假借せざるべしと

綸言崇高論すに生民安分の道を周說せるも當時の滿洲人は既に秦平鼓腹の間に生れ都門軟弱の風化に馴養せられ又故土に歸農するを擇はず朔北の地彼等の永住に耐ゆべきにあらず一たび派遣せられし後續々事に托して北京に逆歸したりしと云ふ再び乾隆二十八年十一月(我寶曆十三年)上諭によれば

原來拉林阿勒楚喀に派遣したるものは永遠に居住せしむるものにして既に赴く時に於て一切の產業財産等變賣帶往せしめたり安んぞ亦餘剩あらんや然るに近來之等派遣者中其產業を辨理し墳墓を祭掃すと稱し休暇し北京に歸るも

の、如きは之れ本分に安んせざるの徒濫りに詞を籍るものとす以後告暇來京を永遠に禁止す云々

と尤も嚴勵なる命令を下して移民の復歸を禁絶せんとしたり而して如斯滿洲移民經營の初期に於ては極力滿洲旗人の移住を獎勵したると同時に其地面及一切の經理は皆官より分撥支給するの好待遇を以て迎へられたるも一般漢人の移住に至りては絶對的壓束を加へ如何なる事情の下にも山海關外に濫徙するを許さず其事由として見るべきもの乾隆四十一年十二月(我安政五年)の上諭に之あり曰く

盛京吉林は本朝龍興の地とす若し流民雜處を聽せば滿洲の風俗と關する所少ならず只泰平日久しく盛京地方山東直隸と接近し流民漸く集る若し一旦驅逐すれば必ず各々生計を失せん是を以て州縣を設立して管理す吉林に至りては原漢地と相接壤せず民をして居住に便ならしめず今聞く流寓漸く多しと即ち嚴究查明し永く禁止を行ひ流民をして境に入る事を許す勿れ云々

此に至て自然の趨勢は北京朝廷をして盛京一帯に於ける山東直隸移民の増大せ

せるを認め其條束を緩ふしたるなり而も吉林以北に至ては尙ほ嚴正なる禁封主義を把持せり

下て嘉慶初年(我寛政初年)に至り南滿洲の移民漸く播殖し人烟邊塞に横溢するに至り次第に沃土利境を逐ふて吉林、黑龍江省界に竄入鑽至し所在人參を採り野獸を狩り木を伐り野を拓き營生の道大に開けたると共に人口の増殖は日増月加し其結果三省固有の滿族は或は軍營に入るものあり或は北部に移住するもの多く歳を逐ふて純粹滿族の數は漸次に減縮したるが故に方今東三省に於ける人口約一千二百萬中に於て其固有純粹的滿洲民族は蓋し大約百分の五(即ち約十二萬)に過ぎざるべしと云ふ

斯くの如くにして遂に嘉慶十年七月(我文化二年)に至り東部蒙古郭爾羅斯地方(今の長春地方)に於ける流民幅濶の地を相し長春廳を設くるの止むを得ざるに至り同二十五年(我文政三年)北京政府始めて山東人が公然滿洲地方に移住することを認許したり蓋し列世の皇帝皆滿洲封禁を主義とせしに拘はらず口舌行文の封禁は自然の大勢を制するに足らず初めに禁じて後に開く拓殖事業の先鋒は所謂流

民と稱する山東直隸よりせる出稼者にして當時政府の禁制と滿洲土着旗人の壓迫に堪へて縦盜橫流遂に滿洲全土を擧げて山東人の蹂躪に委したり更に下て道光六年八月(我文政九年)の上諭を見るに

山東直隸地方よりする無業の流民始めは傭工となり遠く滿洲内地に投じ繼で旗人の小作人となる佃種既に増多すれば旗人咸な安逸を貪り習ひ漢人の俗をなし武健の風懷る若し亟に整飾を加へずして此弊を馴致するが如くんば朕列聖に對し責を辭する能はず必ずや驅逐を勵行すべし且つ東遼山(人參の產地)に近く西圍場(天子の封禁獵場)に按する地境の如きは斷じて竄入を許すべからず

爾後咸豐二年(我嘉永五年)に至て尙ほ山海關副都統盛京將軍等に命じて各部屬を嚴飭し舊例を按し各交通路に當れる要關に於て往來の行旅を稽查し無票(票は入境免許狀)流民の私往を禁じたり

如斯清朝初中期に於て經策し來りし滿洲内地拓殖の迹を尋ねれば常に旗人を復土せしめて永く武儉剛強の風を保維し中央集權の槓幹たらしめ以て萬一漢族の

反亂に破れ北京に駐する能はざれば即ち滿洲に退て再舉を謀らん爲めの用意を怠らざりき然れども斯る自然を排する政令の到底終始を透徹して山東直隸一帯より澎湃し至る移民を抑制壓止すべきにあらず竟に何等の効を奏せず其後支那政府は山東及直隸兩省の人民の飢饉後困難なるものを大に滿洲に移住せしめたるが故に移住民の數は滋々増進し爾來數十年の歲月は山東人を驅て山僻水阪苟も生を營むに足るの境土に流入播殖せしめ又驅逐するに由なく地方官の上奏となり現地の查勘となり地區の限定となり而して遂に山東移民の播殖する所を追て漸次州縣治を布置するに及びたり

下て光緒初年に至り咸豐以來露國壓南の勢力漸く邊疆に加はり來れり當時吉林將軍等の上奏せし所を見るに曰く

吉林省の東北一帯露國と接壤し水陸毗連し従前界を劃するや僅かに哨所を設けしのみにて更に駐防の兵を屯せず近頃各所の探報によるに露國沿海州の「ハロフスク」ニコリスク等の所兵隊を選練し營房を建造し竟に虛日なし夷情測り難し詭譎多端なり今や和議已に成るに因て稍々兵旅を鬆緩す可からず儻し

我れ處するに或は備防略ほ弛まんか彼れ露人必ず猖獗依然たらんと
如斯清國は急烈に邊防の要を感じ來りたると同時に邊境僻土の永く荒蕪に委し
置くことの不可なるを覺り今は勸滿排漢の主義舊例に顧慮するに迫あらず光緒
八年(我明治十五年)吉林將軍銘安は奏請して賓州廳五常廳敦化縣を添設し且つ時
の吉林分巡道吳大澂の議を用ひ邊防拓殖の事に當らしめ吉林邊境に吉林招墾局
なるものを設置し從來流民視し滿洲の風俗を毀壞するものなりとして排斥した
る山東直隸等の移民を歓迎せんとするの奏議は皇帝の嘉納する所となり中央政
府にありても亦盛京省に於て古來封禁の園場一帶を開放し吉林省にては首とし
て珲春佈爾哈通河流域寧古塔穆稜河流域黑龍江省に於ては呼蘭所屬通肯河一帶及茂
興方面に於て拓殖を企業し都魯河及漠河に於て金礦開掘を試み以て大に三省邊
防の皇張に資せんと企畫し戸部よりは年々一千百六十萬圓の軍費を支出するの
外滿洲一帶の收入及金礦迄も皆之に充て又地方の物産を増殖し兵の給養を豊に
せん爲め益々滿洲の移民を奨励するに至り如上の各地に招墾總局若くは礦務局
を置き尙ほ漸を以て松花江上流に於ける化外地及興凱湖一帶の露境に及ぼした

り此に於てか山東移民の之等開放拓植地に向て出稼移住するもの所在に横溢し
滿洲に於ける山東移民の地歩は昂上し拓殖事業上の新生面を開き後光緒十八年
(明治二十五年)頃に於ては又黑龍江省の北部愛琿附近一帶に植民し該地方の開發
を促し以て他日養兵の地歩を作し光緒二十五年には遂に同地の守備兵を步騎砲
諸兵約八千に増加し隔江一水直に露境を窺はんとするに至れり

如斯にして滿洲拓殖事業は主として山東移民の努力に依て成功し今や山東人の
勢力は滿洲全境に蟠踞し山東人を離れて滿洲なきの形勢を馴致するに至りたり
而も之を以て邊防に資せんとしたる清國の企圖は曩年露國の滿洲侵略の銳鋒に
觸れ一敗全挫し亦何等生起の狀なく其一たび哥騎の掩壓を破るや所在土崩瓦壞
し一人の爲めに一矢を露軍に酬ひんとしたるものなく邊防の諸軍靡然として露
軍の成を仰くに至れり而して之を辯するものは曰く露軍に破竹の勢あり衰廢無
力の清兵を以てして何ぞ之に當るを得ん勝算なきを知りて露軍に抗せは此土を
焦土にし斯民を塗炭に陥るゝを如何せん且彼等と雖も三軍の師奪ふべきも匹夫
の志は奪ふべからざるを解し人心收攬に出るや必せり抗して算なし寧ろ抗せず

して心服せざるには若かざる可しと
 是れ恐く三省の官民が露國の征服を被り其所爲に默從し同化するに至りたる最
 初の感念にてありたるなるべし而して由來他國侵略に經驗ある露國は早く這般
 の機微を洞察し從來各省將軍指麾の下にある各軍所携の兵器武裝の解除を敢行
 せしめ亦起つ能はざるに致し漸を以て人心の趨嚮を一定せんとしたるに此手段
 は數年ならずして着々實効を奏し兵力以外歸趨を定むべき標準を知らざる強者
 全能主義たる三省土民及山東人民は舉て露國の征服に服し所謂千里江山他人に
 付せんとしたるは歴々として戦前の光景に徴すべし就中平時に於て露國滿洲經
 營を歓迎し又戦時に於て所在鷄鳴狗盜の枝を演じ彼の軍務を幫助したるものは
 實に山東人たりしなり之れ又本章に於て殊に山東滿洲の關係に關し研究したる
 所以なりとす

第一節 黑龍江省

一 滿洲站地方

該地方に多數の山東出稼者を誘致したるは光緒二十三四年露國が鐵道經營を
 開始したる後にあり出稼者の重なる職業は始め鐵道工事に従事したる苦力な
 るが其或るものは露語に熟するを以て露國通事となり其或るものは多少の資
 本を得て露清人間に商業を營むものを生じ現に近年に至り益々隆盛に赴き、
 ルクーツク地方より同地方に輸入する貨物年額一百万銀に上り同地方より蒙
 古物産の輸出は如上輸入高に二三倍するを常とす而して之等は何れも山東出
 稼者の成功したるものにて其重なるものを擧ぐれば濟南府及登州府人にて福
 永昌六合長等の大商店及中小商舖四十餘戸を成せり此他山西人も亦少なから
 ず

此地方近年露國勢力横溢し地方馬賊の跡を絶ち平和を持続し且つ露人商業の
 漸次繁昌するを以て出稼者動もすれば歸るを忘れ同地方に永住を企圖せるも
 の少なからず而も未だ土民と結婚する者なく帶妻者は皆故郷山東より携行し
 たる者に係り其數多からず
 移民の最樂は蓄財歸郷し良妻を娶るに在り日常佳節に遇へば飲酒歌舞す早魃

疫癘共に恐るべきものなり。征税重からず支那官吏勢力なし先以て自由の安樂郷とすべしと云ふ。

二、興安嶺地方

興安嶺布哈多地方に山東出稼者の入境は光緒二十年五月にて其以前同地方は山西商人の己に入込み商業を營む者あり山東人は露國の鐵道敷設開始に方り數多の苦力集中せしを始とし其後年々歳々同地方に集り來り現に山西人を除けば山東人最も多し。

原籍は登州府、萊州府、及青州府屬のもの多し此外直隸省天津保定府のもの又多し而して之等の山東人中の多數は皆鐵道工夫として入込み其貯蓄を資本とし飲食店等を營むもの等にて未だ勢力あるもの少し布哈多開基人は山西人にして姓を邢と呼び同地方に今尙ほ邢家窩棚の名を留む又興安嶺の開基者は萊州府屬劉邦德なるものなりと。

一般生活の狀態は山西人に及ばず山東人中滿人蒙古人と聯婚するものなく其多くは毎年冬季に一回歸郷再行するを常とす。

同地方馬賊あるも小群にして且つ首領なく僅に小竊盜にて大害を及ぼさず一般に樂む所は蓄財歸郷し結婚するを以て人生の大快樂とし其他飲食賭博等を樂むもの多し看劇に至りては未だ同地方に入るものなし。

同地方には未だ爲替を取扱ふものなく送金を要する場合は海拉爾に於てす然れども概して毎年歸郷の時携帶するもの多きが如し。

三、齊々哈爾地方

山東出稼者の入境は今より四十年前姓劉なるものを先達とし歷年愈聚り愈多し之等農工商業を併有し山西其他各省の人ありと雖も山東人最も多し且つ勢力あり原籍は濟南府、登州府、萊州府及び青州府屬のもの多し其他直隸省保定府永平府及山西、湖南、湖北、山海關内のものあり而も大半は山東人なり此地にある山東人は滿洲人と結婚するもの多し結婚するには必ず結納として錢凡そ五六百吊を要するを以て儲財者にあらざれば能はず此他は毎年若くは二三年に一回歸郷再行を常とす。

地方馬賊あるも小群にして首領なく大害をなさず而して地方土民年中の憂と

する所は水旱にして疫癘は天災とし征稅又常事として憂ふる所にあらず一般に樂む所は看劇を以て第一とし慶事ある毎に必ず開演す飲酒吃煙各々所嗜に隨ふ此地山東への爲替取扱店あり

四、呼蘭城地方

山東出稼者の入境は今より凡そ八九十年前青州府人にして姓沈と呼ぶもの來りしを始めとし今尙ほ沈家窩棚と云ふものあり其後年を経て漸々集中し來り一般出稼者の原籍は登州府萊州府及青州府屬のもの多し而して之等の山東人は皆農夫なり又從來滿人にして多く土地を有するものも耕すに人なく爲めに空しく荒蕪に委し居りしが之等山東人の入境によりて漸次開墾せられ且つ滿人との間次第に接近し五六年前より結婚するものあるに至れり出稼者の送金は呼蘭城より直接山東に爲替の連絡あり

五、綏化府地方

該地方に山東人出稼者の入境したるは今より三十年前山東の凶歲に因り登州府人王松なるもの逃れて該地方に來り開荒農業を創め下て光緒十五年頃に至

り續々入境者を増加し後鐵道の開通するに及び益々山東人の移住を促し以て今日の優勢を來せり原籍は登州府萊州府青州府屬のもの多し其他は山西直隸省のものを交ゆ滿洲旗人あれども甚だ少なし而して之等山東人は農業者最も多く其餘は雜貨商又は飲食店を營むもの等にして儲財の度等しからず又近年漢旗人と聯婚するものあるも彼等の結婚には結納として銀二三百兩乃至四百兩を要するを以て其數未だ多からず且つ土着永住するもの少なく何れも毎年若くは二三年に一回歸郷す

地方馬賊多く白晝は良民を裝ひ晚に至れば馬賊となる殊に鐵山包地方には常に馬賊群をなせり一般に樂む所は蓄財歸郷し結婚するを以て最終の快樂と心得居れり征稅は重からず水旱瘟疫は天災とし愁となさず

餘慶街北團林子共に爲替取扱店あるを以て山東への送金に不便なし

六、海拉爾地方

山東出稼者の入境は今より二十餘年前にて其以前同地方は山西商人の已に入込み錢莊を業とするものあり山東人は露國の鐵道經營に方り多數の苦力の輸

入したるに始り最も盛に同地方に集中せしは光緒二十七年頃にて現に山西人を除けば山東人最も多く亦勢力あり原籍は萊州府及登州府屬のもの最も多し此他官場の縁故に依て湖南湖北及山海關内のものあるも其數少なし而して之等山東人は何れも鐵道工夫及店舗等に丁稚奉公するか或は稼ぎ溜めの小資本を以て飲食店を營むもの等多く富實の狀未だ山西人に及ばず又土民蒙古人と聯婚落戸するものなく何れも毎年冬季若くは二三年に一回歸郷再行するを常とす

地方近年馬賊の難なく適々之れあるも小群竊盜にて大害を及ぼすに至らず土民多くは牛羊を食し五穀を作らず故に水旱の患大ならず唯水草繁る所牧畜を逐ふて推移す疫癘及官鬻子又恐るゝに足らず征稅輕し一般に樂む所は貯財歸郷し結婚を以て人間の快樂と心得居れり此他賭博を弄し鴉片を喫する事流行し看劇慶祭等なし

出稼者の送金は山西錢莊に依て行はれ未だ錯誤ありしを聞かず

七愛琿地方

茲に愛琿地方として擧ぐるは愛琿故城及墨爾根布特哈等を合稱したるものにて同地方に始めて山東移民を誘招したるは光緒四五年頃齊々哈爾地方より漸次入境し開墾に従事し農耕の餘黑龍江嫩江等に漁業を營みしもの少なからず何れも山東萊州府登州府のもの最も多く此外には奉天府屬錦州邊のもの多し後ち清國が同地方の邊防に留意するに至り大に殖民を獎勵し拓殖養兵に資し以て地方の開発を企圖したるは明治二十五年頃にして其後三十二年中愛琿の守備兵を約八千に増加し之を同地の中心とし黑龍江岸約十二里餘の間に分布し出稼者の如きも一時の盛を極めたりしが三十三年拳匪の亂城と住民とは一併露人の燒夷を被り同年九月露國は該地方を擧げて露國陸軍所轄地と宣言し清人の撤去を命じ其居住を嚴禁し故城の殘墟は收めて平坦なる畑地となし現に荒漠に委し五千の冤魂鬼哭嗷々たり

如斯情態に陥りたるを以て一時移民の跡を絶ちしが近年に至り再び徐々に入境するものあり之れ元來同地方は清露國境に於ける陸路通商貿易通路に當れるを以て對岸「ブラゴエチエンスク」の繁昌は自ら出稼者を吸収すべき位置にあ

り殊に今後齊武鐵道の布設小興安嶺地方の伐木採金業の發達と共に益々出稼者の増加を見るべし山東人の同地方にあるもの主として交易に従事し三年乃至四年毎に其儲財を齎らして歸郷するを常とす地方滿洲旗人の落戸土着せるものあるも出稼者間に結婚關係なし而も之等旗人等も今や貧瘦衣食に窮せるものあり小盜草賊に群するものを生じたり

山東移民の主業は雜貨商及飯館子等にして鉅商と認むべきものなきも一般に風俗敦厚にして馬賊に投せるものを聞かず

移民の最樂とせるもの看劇結婚儲財等にして慶祭誕生等皆置酒飲宴す鴉片に耽るもの亦多し

出稼者の苦憂とせるは抽かれて兵丁たるに在りしが近年兵備全廢され又斯事なきを喜び居れり此他疫癘水旱共に患難視せず愛珮墨爾根布特哈の三城現下衰頽に瀕し商賈殷盛と稱す可からず山東出稼者の如きは皆齊々哈爾に至らざれば送金の途なし

第二節 吉林省

一、哈爾濱地方

茲に哈爾濱地方として調査したるは哈爾濱拉林城青山堡老營口阿什河城灘嶺田家燒鍋郝家溝老山頭黃山嘴子等を總稱したるものにして初め該地方に山東出稼者を誘致したるは今より七八十年前にして其目的は開荒耕種にありしが後光緒二十三年頃より露人の入境して諸般の經營を創設するに及び益々多數の出稼者を輻湊し現に同地方にある山東出稼者には萊州府掖縣昌邑縣平度州及登州府屬黃縣のもの其過半を占め此他濟南府青州府沂州府曹州府屬のものあり其多數は今尙ほ春往冬歸一年の稼溜を齎して越年の爲め山東に歸省するものにて變じて馬賊になり居るものには曹州府沂州府屬のもの其大半に居り稍々有名なるものは哈爾濱附近にては歷三省黑子福子城子俏皮大疙瘡等にて彼等は何れも若干の部下を有し平生江濱山林に住し時あれば出でて地方を劫掠す

出稼者の最樂とせるは儲財結婚するにありと云ふに一致す此他日常の快樂として看劇賭博等にて年中の苦憂とせる所は官鬚子即ち團練及官兵の狂暴なるもの及馬賊の跳梁を最とし天然の患難には旱魃と疫病を擧ぐべく征稅水害は恐るゝに足らずと云ふ

而して如上出稼者が毎年冬季蓄財を携へて歸南するもの、外郷里に送金するには何れも哈爾濱に至り爲替商店に就て滙兌送金す之等商店は山東内地大概の所には取引先きを有するものなるを以て送金は安全且つ確實に行はる

二 雙城堡地方

茲に雙城堡地方として調査したるは雙城堡、沙家窩棚、猪兒山等を併稱したるものにして初め該地方に山東出稼者の入込みたるは今より五十年前にして開墾耕種に従事し漸次員數の加はるに随ひ小商人及諸工匠を加へ後光緒二十五年頃露國の經營に係る鐵道工事に伴ひ益々多數の出稼者を誘致し又從來雙城堡に於ける鐵匠は皆山東人にして頗る勢力あり之れ等出稼業の原籍地を擧れば沂州府屬蘭山縣濟南府屬章邱濟陽縣人多く此他登州府萊州府の人等あり

下巻

而して他省出稼者の最たるものは山西、湖南、湖北人あるも員數に於て山東人最も優勢なりとす

該地出稼者の先聲とも稱すべきものは沂州府屬蘭山縣沙姓なるを以て自然に同地方人を集めたり現に出稼者の中己に定住者と化し滿人の婦女と結婚せしもの少からず之等は田圃を有し或は店舗を構へ何れも一方に成功したるものとす而も山東出稼者の定例として年末其儲財を齎して越年の爲め歸省するもの三分の二に居ると云ふ

同地方出稼者の苦憂とする所は馬賊を最とし官鬚子、水害、旱魃、疫病之に次ぐ其樂みとするものは儲財結婚及び年中佳節に際し舉杯歡飲するにあり又一般の通弊たる賭博鴉片を以て樂とせるものあり

如上出稼者が毎年冬季其蓄財を携へて歸省するもの、外郷里へ送金するには雙城堡より爲替の便あり

三 伯都訥

伯都訥地方に最初山東人の入境を見しは今より數十年前にして之等は家居す

るも生を計る能はざるより同地方に至り開荒に従事し農業を營み又は滿州旗人に雇はれ或は帮耕と稱し農業組合を以て漸次其地歩を進め遂に今日同地方の商業は大部山東人の手に歸するに至り居れども其初めは商業に従事するもの稀なりき其出稼者原籍地名を擧ぐれば山東省登州府平度州萊州府掖縣人等を主とし一部の河南人を交ゆ滿洲人の勢力は近年大に衰へたるも未だ其地主たるの位置を失はず又這次の戦時中は少數の韓國人露軍に従ふて此地に糧秣を辦せしも永住せる者なく山東人の土着せるもの約十分の一を除く外毎年歸郷するを常とし永住者にして滿洲人と結婚關係を有する者百中三五あるのみ良民の苦憂せる所は西南約四五里を距る蒙古界に窩藏せる馬賊にして之等は皆山東曹州府屬のもの多く其頭目は沂州府人にして放縱懶惰の餘り鬪匪に投じたるものとす戦時中露軍が糧秣資源としたる故を以て多數の守備兵を置きたるは却て馬賊の壓鎮として土人の歡迎せし所なりき該地に於ける之等移民の爲に芝罘を経て山東各地に爲替の便あり

四、賓州地方

山東人貧苦の餘出稼者として該地方に入りしは今より二十餘年前にて其目的は開墾農耕にあり又行商として來り漸次土着せしものあり山東人中濟南府屬のもの最も多く此他山海關内のものにして移民中土着せしもの十中一二に過ぎず又放逸無頼に陥り馬賊に投せしもの亦少なからず皆附近山林に巢窟を構へ頗る勢力あり賓州の清國官兵數々之を勦討せんとして能はず良民之に艱む該地方滿漢人間極めて圓満にして慶弔買賣皆往來し又結縁をなすもの少なからず然れども滿人の子女を娶らんには習慣上結納として錢數百吊を送るの例あるを以て儲財者にあらざれば能はず一般出稼者の行樂は年末貯畜を齎らして歸郷越年するにあり否らざる者は哈爾濱に至り爲替送金を常とす

五、長壽縣地方

此地方に山東移民を誘引したるは瑪延河流域平原の土壤佳良にして穀糧を出すこと盛なりしに因す初めて多數の出稼者を出したるは東清鐵道敷設後とす又既往農耕者にして多少の蓄財を得て同地方沃野を買估土着したるもの亦少なからず其出稼者の原籍を府縣別にすれば濟南府章邱縣長山縣及鄒平縣歷城

縣下のもの等其多きに居る之れ前往の成功者を辿りて漸次郷黨親族舊知等を招喚したるに依る現に十數年來の開墾地には一百餘戸の團集せる山東人村落を所在に見るに至り農業工藝に衣食せるも尙荒蕪の耕すべきもの多きを以て益々今後の開發を期待すべし

尙は四外山林は鬱茂天に冲するの巨材を藏するあり中に馬賊頭目黑手なるもの若干の部下を有して潜伏せるものあるも其害大ならず地方民は一般佳節に遇ふ毎に一家團樂置酒宴飲するを以て無上の樂とせり鐵道の便開けざる時代は家族を携ふるもの少かりしが近年に至り土着者は何れも山東の一家を引越し來るものあり又蓄財に成功せるものは滿洲旗人の子女に聯婚するもの漸次増加せり同地と山東との送金干係は吉林若くは哈爾濱に出でざれば能はず

六、五城廳地方

茲に五城廳地方として調査したるは五城廳、山河屯、蘭彩橋、大街、霍崙川、四合川、一面坡等を併稱したるものにして初め該地方に山東出稼者を誘ひたるは今より五十年前にして貧瘦零落の徒同地方山中に於て人參を發見し一握千金の冒險

的出稼を試みたるに起源す現に四合川一面坡の如きは今尙ほ採參を主業と爲すもの多く農業者は其半に居る又曩年東清鐵道の敷設は多數の山東苦力を鐵道線路上に持來したるも之等は居住不定にして隨來隨去の狀ありて地方一帯滿洲人以外殆んど他省人を混せず純然たる山東人の部落と見て大差なしと云ふ

該地方山東出稼者の先聲とも稱すべきは登州府海陽縣人于姓及青州府周姓なるものにて從て同地方に於ける出稼者は青州府及登州府屬のものを主とし膠州高密、即墨縣人等之に次ぐ如斯土着者は重に山東人なるを以て結婚は相互定住者間に於てのみ行はれ定例として錢百吊文乃至七八百吊文を結納とす又出稼者中毎年冬季其蓄財を携へて歸南するもの、外郷里へ送金するには吉林、阿什河に赴き爲替の取組を爲すにあらざれば能はず出稼者の最も怖る、所は馬賊にして同地方にて有力なる馬賊は總頭目鎮川、副頭目夏方欽等を推すべく其配下に四喜、四海、雙柳、劉姓、六勤、山東黃縣人、左來紅、老來幹、五僧、八僧、九僧等あり總勢八九百を擁して山中に潜伏し屢々掠奪を爲すも官兵之れを防ぐ能はずと云

七、長春地方

所謂長春地方とは長春府及萬發恒西北嶺北井托子、元寶窪、朱家城子、郭家店、五家子等を總稱したるものにて其初め耕種の目的を以て山東移民の入境したるは今より百年以前にて地方に依り各々出稼者の先聲をなすものあり例せば元寶窪に於ける于霖忠(山東濰縣人)呂文(山東壽光縣人)の如き之れなり之等は一地方の成功者として能く同地方に同郷人を吸集し村落を爲し市驛を興すに至りたり而して之等長春地方に於ける山東移民の府縣別を擧ぐれば登州府、黃縣、萊州府、昌邑縣、掖縣、青州府屬諸城、壽光の二縣、濰縣、即墨縣等のもの多く此他直隸、河間府及山海關内のもの亦少なからず出稼業者の主業は農業にあるも露國の鐵路經營以後大部は其苦力たり又同地方にては從來より織布業を營むもの多く又商人にて有力なるものを生じ既に土着永住の計をなせるもの少なからず而して土着滿洲人及隣接せる蒙古人との商取引及一般交際も圓滿にして慶弔相往來するもの多く合婚者亦少なからざれども未だ滿漢蒙を同團とするに至らず一

に快樂とする所は看劇賭博にして五穀豐稔なれば戸々釀金し劇場を開き觀樂優游す蓄財合婚を家樂とし鴉片及燒酎を飲むを私樂とす慶祭には親戚故舊を集め飲酒宴樂す

地方の苦憂は馬賊の兇暴にあり出名の馬賊は大武城、一馬、一人、一國、崑山、雙山、張天飛等にして之等は世襲的綽名を有し年來賊種を絶たず皆山東曹州府屬のものと及山海關内人に係る次ぎは水害と旱魃にして共に農産物を妨傷するも疫癘征稅の如きは以て苦憂とするに足らずとせり

之等出稼者中過半は今尙年末歸郷し蓄財を家人に示し以て郷党に誇るを普通とせるも其自ら歸郷せざるものは皆長春に至り爲替送金す曾て一回も誤謬を來したる例なし

八、農安地方

農安地方とは農安縣及元寶城、福隆泉、范家店、八家子、龍家灣子等を總稱したるものにして其初め耕種の目的を以て山東移民の入境したるは今より六十年以前にて地方に依り各出稼者の先聲をなすものあり例せば福隆泉西三十里の處に

梁雲山(山東萊陽縣人)龍家灣子盧某(山東萊州府人)范家店王比(山東萊陽縣人)の如き之れなり之等は一地方の成功者として各村落に名望あり而して農安地方に於ける山東移民府縣別を擧ぐれば登州府、黃縣、萊陽縣、海陽縣、萊州府、掖縣、昌邑縣、濰縣、高密縣、膠州、即墨縣、平度州、青州府等のもの多く其他山海關内のもの亦少なからず出稼者の主業は農業にして手藝者之に次ぐ同地方の商業は極めて小取引にして直接山東と連絡を有するものなし農民中土着永住せんを欲し滿人の子女に結ぶもの百人中二三十人あり土着滿洲人と商取引及一般交際も圓満なり一般に快樂とする所は看劇賭博にして蓄財合婚を家樂とし鴉片及燒酎を飲むを私樂とす慶祭には親戚故舊を集め飲酒行樂す地方人の苦憂は馬賊の兇暴にあり有名の馬賊は福隆泉にありては大武城、海紅、滿堂紅等にして皆清國武人の落武者なり范家店にては孔北、混海、大爺等にして之等は重に山東青州府萊州府人にして又直隸保定府人あり次ぎに水害を怖る大洪水、松花江、伊通河流域に溢れば農産物を掩没するを以てなり疫癘、征稅の如きは以て苦憂とせず之等出稼人中過半は今尙ほ年末に歸郷し蓄財を家人に示し以て郷黨に誇るを

普通とせるも其自ら歸郷せざるものは皆長春、農安縣、龍家灣子等の各所に至り爲替送金す

九、萬金塔地方

萬金塔地方とは哈哩海城及靠山屯等を總稱したるものにして山東人初めて開荒の目的を以て當地方に來りしは約百年以前にして今山東移住民の府縣別を擧ぐれば登州府、黃縣、萊州府、掖縣、濰縣、昌邑縣、平度州、青州府、壽光縣等の者多く此他直隸省人少なからず山東出稼者の先聲をなすものは初め同地方に行商したるに起り後農民と手藝者を誘ひ漸次家居するものを生じたり而も今尙ほ入籍者よりも毎年歸郷者の數多し而して此地に永久移住せんとし滿人と婚するものなきにあらざるも未だ其數を擧ぐるに足らざる程にて一般に快樂とする所は鴉片及燒酎を吃するを日常の樂とし蓄財合婚を家樂とし慶祭には親戚故舊を集め飲酒宴樂す

地方人の苦憂は馬賊の兇暴にあり同地方前年馬賊首領として掃北、氷石窪ありしが何れも相次で世を去り且つ露兵進入して馬賊を一掃したり其與黨近れて

蒙古界にありと傳ふ之等は皆山東省萊州府のもの多しと同地方にては水害と早魃共に憂ふるに足らずと云ふ之れ等出稼者中故郷に送金せんとするものは長春に至り爲替送金するを例とす

十、吉林地方

所謂吉林地方とは吉林及烏拉街、其台木、樺木、廠街を總稱したるものにして山東人の當地方に來りしは今より七十年前にして其目的とする所勞働及農業とす山東移民の府縣別を擧ぐれば登州府、萊州府、青州府屬のもの其大部を占め就中黃縣、蓬萊、海陽、諸縣のもの最も多し山海關内山西人亦少からず出稼者の主業は農にして手藝者之に次ぐ山東人の該地方に在りて蓄財成功せるものは歸郷せず此地にありて滿人と結婚家居するものあるも之等は百人中一二に過ぎず大部は年々歸郷す滿漢人皆聲氣を通じ商賣慶弔等俱に往來す山東人中毎年歸郷するものは小商人勞働者にして吉林と山東省間は商業上の連絡確實にして到る處分店を有し芝罘、濟南府、濰縣、黃縣等の各所には皆爲替取引の設あるを以て送金自在なりとす一般に快樂とする所は看劇賭博等にして鴉片及燒酎を飲む

もの多し慶祭には親戚故舊を集め宴樂し合婚を最後の至樂とせること所在一律たり同地方は吉林將軍の治下たるを以て馬賊官鬻子等の憂なし同地方の憂とするは水害なりと云ふ

十一、伊通州地方

此地方に盛に山東人を誘致したるは今より二十五年前にして其目的とするは之れ圍場開墾にあり山東移民の府縣別を擧ぐれば登州府、青州府、萊州府の昌邑縣、濰縣諸城縣にて他省人なく山東にして此地にあるものは初め自己の開拓せしものに係り比較的歸郷を想ふもの少し大概家居永住す年々歸郷するもの百中一二に過ぎず

該地方出稼者の主業は農耕にして巨財を貯ふるものなく大なる商樣取引を山東に有するものなし又馬賊の憂なし一般の快樂とするは看劇賭博蓄財合稼鴉片及燒酎を喝むこと等なりとす

十二、磨盤山地方

所謂磨盤山地方とは磨盤山、烟筒山、營城子等を稱したるものにして山東人の當

地方に來りしは今より二三十年前にして其目的とするは圍場(天子の狩獵場)の開拓及大半小商賈人等とす移民の府縣別を擧ぐれば登州府萊州府青州府屬の諸縣人多く其他天津及山海關内等のものに次ぐ此地山東人の入籍するもの少なく過半は年末に歸郷す山東人にして滿人と現今未だ結縁せしものあらず土着永住するもの稀なり此地方未だ各地と商賈上の連絡を有するものなし馬賊は附近の山林に潜伏せるも大害なし其項目に小線と稱するものあり

十三、敦化縣地方

敦化縣地方とは敦化縣、板石溝、大黃溝附近を總稱するものにして同地方に始めて山東人の入りしは將に百年以前のことと屬し重に拓殖に従事せり大黃溝の如きは目下數百の山東人あり其等は登州萊州濟南青州沂州府屬の者多數を占む農耕及伐木を主業とし採藥者及商人之に次ぐ此地方は滿人の勢力尙ほ盛にして奉天關内人又多し之等は皆山東人と和合し凡て喜慶喪弔俱に往來せるも其滿人との結婚關係に就ては地方の習慣として錢財を要する事大なるが故に結婚するもの比較的少し

此地方出稼人中永住居宅を構ふるもの少く年々歸郷するもの多し

此地方之等山東出稼人中放逸懶惰に陥り馬賊に投じたるもの少なからず十人一群或は二三十人一群をなし日中は林中に藏し晚は出で擄掠するを常とするも近年大帮のものなく從て大害を爲さず

此地方出稼者にして年末歸郷し得ざるものは何れも局子街或は琿春に出で山東に連絡ある商店に托し送金す

十四、寧古塔地方

茲に寧古塔地方として擧げたるは寧古塔、鐵嶺河、八里崗、密江屯子、驃駝、稽子、抬馬溝、穆稜河等を總稱したるものにて同地方に多數の山東移民を招致したるは光緒二三年頃吉林分巡道たりし吳大澂が邊防を策し地方拓殖を開始したる時に濫觴し出稼者の多數は登州府、萊州府、青州府、濟南府、東昌府屬の者にて其最初の目的は開荒耕種の業に在りしも後露國の鐵道經營は益々多數の苦力を輸入し其勢力寧ろ既往の農耕者を壓するに至り現に同地方に在て比較的成者として稱すべきものは前者にあらずして後者にあり同地方に山東移民以外滿人の勢力

尙ほ盛んに殊に年久しく朝鮮人の入境せるもの少からず之等は皆山東人と融解和合し喜慶喪弔皆互に往來せり而も其間に結婚關係の成立せるものは百中一二に過ぎず過半は毎年の貯蓄を携へて歸南し已に店舗家屋を有せるものは三五年乃至十年位に墓參の爲め歸郷するものあり
 移民中放逸懶惰に陥り馬賊に投じたるもの少からず其名を成せるものは佛爺溝地方に預長江劉方欽通溝に陣八頭雞子韓當家袁當家張當家橫道河子に東萊蒿習山等あり何れも山東人とす
 之等出稼者中貯蓄すること銀千兩以上に至れば地主又は資本主たる滿洲人の子女と合婚するを得之れ一般出稼者の榮譽とし快樂とする所にして此他年額の蓄積を齎らし歸郷越年するを以て年中の至樂とす苦患とする所は官鬻子の橫虐馬賊の襲來等とす
 地方出稼者にして年末歸郷し得ざるものは何れも寧古塔市に至り滙兌莊に托し送金す山東各地連絡を有す
 十五三岔口地方

茲に三岔口地方として擧げたるは三岔口、老黑山、佛爺溝、小嶺子等にして同地方に始めて山東人の入りしは同治二年頃にて愈々多數の移民を招致せしは今より二十七八年前にあり目的は始め淘金を業とし或は拓殖伐樹採參等より次て露人の鐵道敷設工事の爲め多數の苦力を輸入したり出稼者の多數は登州、萊州、青州等三府屬の者にして内最も多きは萊州府掖縣人多し此他直隸省保定府人を混す地方には滿洲蒙口韃靼人の居住者頗る稀にして若干の朝鮮人の外は山東人及び滿人のみ慶弔喜喪皆互に交通せり而も此間結婚關係は百中僅かに四五に過ぎず當地方山東人の集合多きを以て山東人土着者間結婚するを常とす同地方の山東人は店舗家屋を有せるものと雖ども大半は年々歸郷す同地方に於て成功したるものは登州府、寧海州人にして李文登、萊州府即墨縣人にして許永和と云ふものあり此地方出稼人の多くは日常飲酒を以て第一の樂みとなせり其合婚慶祭生誕皆飲宴を盛稼す最も憂ふるものは征稅と水害にして官鬻子馬賊に至りては近年大害なく又療疫早魃等は憂となさず
 移民中馬賊に投じたるもの少からず而も現時其名を成せるものなし昔時は劉

單子、唐當家等あり唐當家は二三年前死し劉單子は露人の買収する所となりしと云ふ出稼者の送金するものは三岔口に至り其爲替手續をなすことを得るも大概は自ら携帶するか親友の歸郷者に托するを常とせり

十六、額木索地方

額木索地方と稱するは通溝鎮、四方托子、沙河崖等にして同地方各省人の集合せる所なるも山東人の多きに及ばず山東人の開基者は七八十年前にして重に拓地農耕を目的とし四方托子地方は若干滿人朝鮮人居住するものあるも地方一圓山東人の勢力横溢せる如き觀あり蒙古韃靼人等なし山東多數の出稼人は登州萊州二府屬のものにて殊に昌邑、平度、掖縣、卽黑縣人等最も多し獨り通溝鎮附近には沂州府人の集合せるを見る是等出稼人にして成功せるものは大概田圃七八十畝を有せるを以て重なるものとす

移民と土着滿人との結婚關係は十中四五に居り朝鮮人を除き何れも親和相通し喜慶喪弔互に往來す此地近年頗る和平靜穩の樂土と稱せられ入籍永住者に限らず一般出稼人も年々歸郷するもの少數にて五六年乃至八九年目に展墓の

爲め歸郷するものあるのみ郷里に送金せんとする時は或は其歸郷者に委託し若くは額木索敦化縣に至り山東に連絡ある商店に就て送金す其他は歸郷途次自ら携帶す

同地方出稼者の最も樂む所のものは看劇とす五穀豐收合婚或は積財等の事ある必ず老幼男女相聚り劇を觀る喫煙飲酒賭博等は皆其好に任し常習とせり又従前官鬪の勒索馬賊の混亂を最大の苦憂とせしも露兵の入境以後斯害次第に減少せり水旱疫癘の如き憂ふるに足らずとせり

十七、三姓地方

三姓地方は松花江岸富克錦圖斯克等を總稱したる者にて初めて山東人の此地方に到りしは百餘年前なりと其初は伐木狩獵を業としたるもの、如し多數出稼人入境せしは僅々二三十年前の事に屬す現に三姓地方にある山東人は登州府黃縣人最多く萊州府掖縣、昌邑縣人等之に次ぐ之等山東人は今尙ほ店舗家屋を有する者少なく十中の九は年々歸郷す山西人山海關内人の土着せる者多し概言せば同地方に於ける山東人の勢力比較的大ならず滿洲人最も多し少數の

鞆粗人あるも定住者甚稀少なり結縁關係は山東人と滿人と百中の一二に過ぎず同地方に於ける各地人とも商賈交渉慶予の事に至りては相互に往來せり同地方に於て從來山東人にして馬賊に投せしもの少なからざりしも數年前露兵の爲めに勦捕せられ勢力微弱なりと云ふ出稼者は送金を欲するも爲替を取扱ふものなきを以て自ら常に携帶するの外なし

十八、琿春地方

此地方初めて山東人の入りしは今より八十餘年前登州府人姓王なるもの同地方へ流浪し來り遂に此地に留りて鍛工を業とせるに初まる其後登州府萊州青州府屬のもの漸次入り來りぬ就中黃縣、昌邑、掖縣人最も多し又湖南湖北直隸各省人等官吏の緣故を以て來往せるものあり山東人中此地方に於けるもの、職業を擧ぐれば商農工を併有せるも工業其一に居る當地の土人は本と滿洲旗人に屬し其他朝鮮人あるも工業に至りては山東人を待たざるを得ざるに依る如上山東人は滿韓人等と喜慶喪弔俱に往來す而未だ聯縁混婚者あるを聞かず又山東人中土着永往せるもの少なく其多くは一年の收得を携て年末歸郷す

るを常とす

出稼者中馬賊に入りしもの亦少からず稍名あるものに王頭牌虎及劉姓等あり各々部下數十を有す

此地方より山東各地に送金せんと欲するときには琿春に至り爲替を組むべく山東の市邑皆通せざるなし

該地方人の最も樂とせるものは儲財合婚とす飲酒喫烟賭博の如きは各好む所に任して樂となす最も憂ふるものは馬賊の闖擾にあり水害旱魃瘟疫の如きは天災とし征稅は重からず憂ふるに足らずとせり

十九、延吉廳地方

茲に延吉廳地方として擧げたるは局子街、土門子、南崗、北崗、大平川、銅佛寺、朝陽川等を總稱したるものにして同地方に山東出稼人の入りしは已に五十年前なりと皆墾地以て農に従事せり其原籍は濟南、青州、萊州、登州各府屬のものにして殊に歷城縣、掖縣、諸城縣、日照縣の人最も多し其他朝鮮人極めて多く何れも農夫なりとす又滿人あるも其勢力微々たり

出稼者中成功したるものは少數にして最も有名なるは萊州府昌邑縣人にして韓光武及景川なるものを推す可く田圃數百响錢數萬貫を有すと稱せらる朝鮮人滿人山東人間の結婚關係は甚だ寥々にして百中一二に過ぎず

此地方に於て馬賊中名あるものは紗一縷草上飛等にして露軍に買收せられ餘り騷擾するを聞かず

出稼者の最も樂む所のものは飲酒とす次ぎは畜財合婚看劇等とす喫煙賭博の如きは各其嗜好にあり最も愛とするものは馬賊の掠奪と官鬚子の勒索とす水旱疫癘征稅等は皆憂ふるに足らずとせり地方出稼者にして年末歸郷するものは皆大概自身携帶するを常とす歸郷し得ざるものは局子街に至り山東に連絡ある商店に托し送金をなす此地は大商家なき故に山東省中僅かに芝罘に連絡あるのみ

二十間島地方

茲に間島地方として調査したるは八道河子、四道溝、嘎呀河、和龍峪、光霧峪、帽兒山、前土山子等に就てなしたるものにして山東人の盛んに間島内に入込みたるは

今日より三十年前にして其原籍別は登州府屬の各縣人及萊州府屬昌邑縣平度州萊陽人等多く膠州人も亦少からず出稼者の目的は荒蕪を拓き農耕に従事するに在り同地開墾の先聲者として土民の暗疾に上り居る者は光緒の初年敦化縣知縣趙敦顯なるもの銳意拓殖を獎勵したる結果頓に出稼者を集中し竟に一時動もすれば移住韓國人の勢力に壓せられんとしつゝ、ありしを挽回し之と拮抗し得て遂に今日の盛をなすに至りたりと同地方は韓人の勢力旺盛なるを以て隣家郷黨相往來し慶弔喜憂を共にす如上山東移民は毎年歸郷するもの其一半に居り土着するものは極めて寥々たり近年久しく馬賊の聲を聞かざりしが露人の入境に睡て馬賊の跳梁を見るに至れり而も地方に依りては太平の境と稱し桃源の夢に睡れるあり出稼者の樂みは佳節越年に値ふて置酒宴飲するに在り苦患は旱魃及疫癘とす爲替送金は琿春に至れば山東各地への送金自在なり

二十一、興凱湖畔地方

興凱湖の北岸より穆稜河下流右岸に沿へる一帶の地方は光緒二三年の頃より

漸次流民の騰集開墾する地域となり此等多數の移民は穆稜河に沿ひ東西に亘れる一大溪谷の間に集團して蜂蜜山子なる村邑を形成せり該村は興凱湖畔を去る十五里餘三姓の東南約百里を距り穆稜河の下流に沿ひ東四十里にして烏蘇里江に出で西約六十五里にして穆稜河を経て寧古塔に通じ何れも車馬を通ずるの大道にして實に四通八達の便を占む

地勢南四里半にして東西に走れる蜂蜜山を控る北穆稜河を渡りて完達山大山脈の餘脈を受くるの外東西殆んど數十里穆稜河河域の平原は地質黒土にして頗る膏腴麥穀豆粟高粱一として適せざるなく移民の八分は生を耕地に求め其二分は薪材の伐採に勉め其他は山中に入りて種參を事とし住戸約一千二百蜂蜜山子を中心として四方に散布せり

穆稜河ハ蜂蜜山子を距る北の方僅に十丁の地を流る河幅約六七米突餘深淺不定にして「ジャンク」の航行をなすに至らざるも能く木槽子を通ず可く其河岸に散點せる各移民の交通を助け南方ニコリヌク街道と共に露境に通ずる要路にして住民の往來最も頻繁と稱せらる

此の如く蜂蜜山子は穆稜河平原開墾地の重鎮たるのみならず露境より三姓寧古塔を衝くの二路交叉の要地たるを以て露人の此方面を窺察せしこと再ならず曾て拳匪事變の際「カメルイバロフ」支那入は紅土崖と云ふ方面より來りたる露兵の一隊地方を劫掠したることあり又光緒二十九年五月烏蘇里地方露國通譯清國人某を通して馬賊討伐の爲と稱し多數の武器を交與せしことあり之に反し清國政府は只穆稜河分局の管轄地域に屬するも事實上此方面は流民の所爲に任し居たるが移民漸次増加し加ふるに露國勢力の此方面に伸びんとするに驚きたるもの、如く光緒二十六年に至りて吉林將軍は茲に開墾局を新設し該地方一帶の移民を督し開荒事業を監理せしめたり然るに當時總辦蔡某は露人の侮辱を受け續て二十八九年間吉林より派遣せられたる吳某も露人の爲めに拿捕せられ毫も其成績擧らず爾來大爺と稱する流氓の頭目によりて僅に地方の治安を掌りたるが去る光緒三十一年七月に至り吉林より官吏を派し滯中の一地を卜して開墾局衙門を新設したるも未だ何等の施設をなすに至らず移民の大部は山東省濟南府屬歷城章邱縣人なりと云ふ

二十二長白山中

長白山中に於ける山東移民の増加したるは最近の事に屬し其初入參の採取に起り續て伐木淘金に従事し近時平丘夷谷田園漸く開け殊に二道江右岸の如きは地味豊沃にして砂金人參の採取を除くも尙ほ農業地として多數の人口を收容するに足るを以て今後の開發を期待す可く且つ我韓國とは隣接の境區たるを以て山中各地に分割して出稼者入境の情況を記述すること、したり

(一) 帽兒山地方

山東出稼者の同地に入りしは今より四十年前にして其多くは登州、沂州二府のものに屬す就中海陽縣、莒州、費縣のもの大部を占む其業とする所は農耕伐木種參採金等とす

該地には滿洲人三四家朝鮮人五六家ありて其他は皆山東人なり山東人は朝鮮人を除き地方滿人等と慶弔を共にす

(二) 夾皮溝

山東人の初めて此地方に入りしは今より約七十餘年前挖金賊首韓效忠なる

ものを先聲とし爾來今日に及び漸次多數の移民を集合したり其大部韓姓の故土たる登州府屬のもの近年山海關内天津人及び若干湖南人を加ふ

此地移住者は重に韓姓の金廠に従事し一部のものは農業又は種菜圃に従事す商業工業等は微々たるものにして擧ぐるに足らず該地方は韓邊外と稱し滿洲人若くは朝鮮人を交へず但し二道江左岸には滿人朝鮮人あり當地土民皆商賣其他凡て交渉往來せり

山東出稼者中韓姓の腹心者を除く外此地に永住の構へをなすもの百人中二三十人に過ぎず

此地移住者従前は惡質のもの多く殆んど其全部を擧げ挖金賊と稱すべかりしが近時採金農耕伐木等正業に歸する多く土民の最も樂む所のものは蓄財合婚するにあり居常別に行樂なく飲酒吃煙賭博は其嗜好に従ふ土人皆韓姓に歸服し地方靜肅憂ふべきものなし疫癘水旱又懼る、所にあらず

(三) 娘々庫地方

此地韓人の所謂「ロロンブ」と稱し廣濶なる山中の沃土にして今より六十年前

にありては人家稀少山東人始めて此所に來り人參を採取したるは道光十六年頃にて其後山東人以外の移民は山西湖南湖北直隸人等にて陸續相踵き此地の沃土を占むるに至れり山東移民を地方別にすれば海陽蓬萊福山濰縣黃縣棲霞等の諸縣人にして重に農事を業とし年久滿人と親み其間結婚するものあり結納として大錢三百吊文以上を費すと云ふ

此地馬賊の頭目には往年西施閻王唐老總劉單子ありしも劉は露人の爲めに買收せられ其他は死滅し近時其影を見ず

地方組頭に王老總なるものあり登州府出身にて年齒六十餘歲德望善く郷黨に長たり

(四) 大沙河地方

此地始めて山東人の入境せしは同治三四年頃にして其當初は狩獸伐木を業とせり後山東移民の盛んに此地方に入り開荒に着手せしは光緒二十年七月頃時の敦化知縣の誘掖獎勵に依り漸次隆盛を致し山東人以外山西人及山海關裏の人を加ふ山東人は萊州府青州府屬の人多し其開荒以來今日に至る迄

農業者其大半を占む次きは狩獸伐木等とす

此地方數年前より多數朝鮮人入境し皆採參農耕を業とす現下之等山東人朝鮮人は相往來し喜慶喪弔を共にし頗る親密の狀あり而して出稼山東人の土着者と歸郷者とは大約相半せりと云ふ

此地馬賊五六年前劉單子唐老營等ありしも之等二三の頭目等露人に服せし後尙ほ小盜鼠賊あるも大群なく地方有力なる團練會あるを以て自衛鞏固にして大害をなす能はず

此地方よりの爲替送金は局子街琿春若くは吉林に行くに非ざれば能はず此地土人年中最も樂しとするものは過節即ち陰曆正月十六日五月五日及八月十五日等の祭日にして此日群集飲酒するを例とす積財合婚は一生の至樂にして山中看劇の事なし

(五) 西域場地方

此地方の創開せられたるは光緒二年にして山東人の始めて至りしは劉姓外二人とす同治年間中と雖も採參者入境せしものありしも未だ拓地農耕者を

見ず何れも山東人のみ就中青州府安邱臨淄及沂洲府日照縣屬の人多し移民の開基は時の敦化縣知縣趙敦顯(山東省登州府棲霞縣人)なり
該地方現に山東人は工人多く農民之に次ぐ入籍するもの十中に三四あり他は春往冬歸するを常とす

此地方にては山東出稼者が滿人の子女を娶るには必ず先づ新夫より豚二頭酒六十斤銀塊三個布十六匹衣服首飾等を贈るの例あり

此地一團練會あり連莊會と名づく團勇三四十を有し専ら馬賊に備ふ故に附近馬賊の禍を聞かずと云ふ

移民の最樂は鴉片を喫するにあり看劇の樂なし合婚生誕等に至りては多く山東の故土に於てす憂ふる所は早魘瘟疫にあり官鬚子馬賊征稅等は意とせざるもの、如し

此地に劉姓なる家あり年五十餘歲奉天省錦州の人にして地所三百晌を有し同地方の豪農とす

(六) 老頭溝

山東人の初めて此地に至れるものは探參業者にして大約三四十年前より農業を開き移住者は全部殆んど山東人にして就中登州萊州二府のもの其多數に居れり専ら農耕に力め探參者之に次ぐ有錢者は滿人と結婚することあり當地方近年馬賊等の患なく極めて靜肅なり地方自治體をなし組頭莊啓富なるもの尤も聲望あり人皆呼んで莊大爺と爲す齡已に六十歲山東沂州府莒州の人なり

該地の快樂は慶祭に際し村民相聚りて飲酒するにあり又憂苦とする所は水災瘟疫にして馬賊官鬚子の恐れなし

有錢者として管起盛を擧ぐべく山東諸城縣の人最も名望あるもの莊啓富と相並で地方の名望家たり

(七) 披州地方

此地に山東人始めて入りしは今より二十餘年前にて萊州府濟南府の人最も多く其他山海關内南清人あるも其數甚た少なく出稼山東人は多く農及伐木を業となす山東人此地にありて入籍するもの極めて少なく他は毎年歸郷再

行を常とす滿人と結婚するものなし
一般土民の樂む所は貯財結婚を主とし飲酒喫烟賭博等は其好む所に從ふ此
地は僻遠にして未だ征税なし亦馬賊官鬍子なく瘟疫旱魃を懼れず唯だ懼る
るは水害なりとす

(八) 輝發河地方

此地始めて山東人を見るに至りしは今より十五六年前にして膠州及卽墨縣
人尤も多しとす其業とする所は拓地農耕にあり土人及山東人間相親睦し慶
弔共に相往來す近年又聯婚するもの多し地方小群の馬賊あるも大群のもの
なし出沒時なく甚だしく苦憂するに足らず

第三章 蒙古に於ける山東人

順治帝は清朝草創の英主なり當年曾て重臣洪承疇に蒙古邊防を諮りしことあり
曰く朕西北の邊塞を見るに我蒙古部落の居る所は極邊則是露國にして其地勢延
長して我國境に達し刻下邊方無事なるも須らく遠慮せざる可からず但た經國の
道は長久の計ならざる可からず若し露國我と釁を構へは必ず道を蒙古に籍らん
蒙古にして閉關絶市せば必ず干戈を起さん其時に當て何を以て保全すべきや承
疇答て曰く戰へば未だ能はざるべし唯守るの一方あるべし
帝又曰く蒙古部落は専ら騎射を事とし生を爲すも又城廓宮室倉庫等無し以て守
るべきは豈其難しとする所に非ずやと承疇對て曰く臣前に逆め料りて此に及ぶ
是を以て稼を教へ織を教へ亦當に力勸施行したり而も築壘增城豈に之を不問に
置く可けんや之を總ふるに地運不轉の區なく人民不滿の地なし亦王者の得て之
を私する所にあらざるなり當今邊塞未だ嘗て城堡烽墩無く惟ふに烽火傳へ難し
敵騎猝に至らば人民畜牧必ず擄掠一空ならん我兵至る比には敵は已に境を出て

ん征伐を名とするも實は行を送るに同じ若かず蒙古諸部落をして地勢を相度して無事の時に於て多く城堡烽墩を築き城堡の中兵を設けて屯守せば萬一敵至れば即ち傳火して相聞へ人畜の類悉く收めて堡に入れ壁を堅ふして野を清め敵をして剽掠の計を遂げしめず城堡犄角し又邀擊の虞を恐れしめ且つ各處に精兵を派往して征殺せしめば必ずや敵人をして畏懼を生じ驚惶進まさらしむべきか矣斯を萬里の長城となす可しと蓋し承疇の智略善謀を以てして尙ほ且つ蒙古に於ては守計を策し僅に百年の小苟を保障したるのみ帝は更に今北方諸蒙古王公は朕と皆手足にして親臨天下一家と謂ふべし然かも百年不散の筵席なし北面の藩屏之を如何せば可なるやと問ふに至りては承疇沈默容易に答へざりしが漸くして對て曰く北方三百年背叛の患なきを保す可し但た北方生齒日に繁多にして遊惰に安んず將來の禍源特に貧字の上より起らんと果せる哉建國創業の明君賢相の慮る所一々暗符せるものあり

熟ら現下蒙古の形勢を見るに王民皆無智昧にして各藩王其他の貴紳に至るまで徒に宴安を事とし毫も國歩艱難を覺知せしものなく土民は唯口腹の慾を充たし男女別を失し家族混亂し唯其生を竊み姦爾たるのみ是を以て貧弱日に甚しく時事日に非にして殆んど底止する所を知らず昔日世界を征服したることありし蒙古人は今日修身齊家の事すら之を克くする能はず所在支那人の指斥を受けつつありし蒙古人が今日の貧弱に陥れる所以のものは敢て智力の空乏せるにあらずして之を發展せしむる所以の道を講せざるに坐するの罪のみ現勢に依れば蒙古人にして多少の教育あるものは百中僅に一二人に過ぎず如斯にして二三十年の後に至りては蒙古人には讀書者を絶滅するに至らんと

夫れ東部蒙古の地たる海拉爾齊々哈爾伯都訥より南方熱河に達し近く北京に接近し東方深く滿洲の中腹に突入し地勢上人事百般の干係は其進退を滿洲と共にせざるはなし殊に滿洲に接近せる地方に至りては數十年前より滿洲に山東出稼者の充溢せると同時に漸次山東人の侵蝕を被り殊に之が魁をなしたるものは蒙古藩王及喇嘛等か需用する綢緞其他日用諸雜貨の供給者として入蒙したる山東行商なりとす而して今や内蒙古即ち其東北諸部は益々山東人の移住者を誘促し到る處山東語を通じ各般の關係又山東人と密接なるに至れり元來蒙古地方に赴

くものは歴年黄河の汎濫に遇ひ田宅の流蕩を被り外移すべく餘儀なくせられたる濟南武定東昌曹州諸府のものは陸路天津に出で古北口喜峰口張家口等を通して入蒙したるもの多數に居り從て拓野に牧業に湖鹽採取礮山採掘等至る所土着的傾向を有し滿洲及烏蘇里方面に於けるが如く春往冬歸を例とすることなく彼等の勤勉力行は克く蒙古土着の懶惰漢を壓倒し所在勢力を増進しつゝあり殊に近年其東北部中露國勢力に壓迫せられつゝある郭爾羅斯阿魯科爾沁杜爾伯特及土默特科爾沁右翼旗札賚特等の諸部の如きは露國が滿洲占領以來齊々哈爾伯都訥長春方面より猿臂を伸し戰時巨額の兵站資料が如上蒙古諸部より徵發補給されたるは尤も顯著なる事實にして就中長春は其要路に當り其大部の受負者は紀鳳台及土民王小辨(共に山東)等を始め如上蒙古土着の山東人に係り當時蒙古語を解する故を以て一攫巨金の利益を占めたるもの多く深く露國勢力の侵染を被り且つ自家の位置勢力を利用し一時に數千の馬匹及び秣草等を買收し其歩合に中飽したる蒙古藩王及び喇嘛僧等と結托し清國政府の局外中立論の如きは馬耳東風の有様にて清廷の威令毫も行はれず今や戰雲收まり結局日本に朝鮮を與へ露

國は蒙古を收めて事濟みとなりたりとの狡獪なる露國の揚言は毫も是れ等蒙古土着者の怪疑する處とならざる由同地方より歸南せる山東人の齊稱する所なりとす

然り地理上より云は、東部蒙古と雖も今尙ほ支那の一部にして驕傲なる露國も未だ其地圖上蒙古の色を自國の彩色に改むるに至らざるも事實に於て清朝創業者の先憂今や其識をなさんとし蒙古土着者は蒙古王を以て自己の君主となし恰も清帝を知らざるの觀あり而して蒙古藩王等の積衰無能なること右の如し露國の之を窺察する所以のもの蓋し偶然にあらず而して由來我國人士の蒙古を觀察するもの往々今尙大部が發達したる遊牧種族の集合に過ぎずとなすに至りては誤りの甚しきものにて其間に年久露人の勢力に依附し露蒙兩者間に介在して巧利之を漁せんとせる山東人あることを忘るゝが如きは頗る危険なる觀察と言はざるを得ず之れ本章に於て蒙古に於ける山東人の情況を紹介せんとする所以なり

第一節 雙龍鎮地方

雙龍鎮は東部蒙古扎薩克圖王旗の所領にして地洮見河(又洮兒河と云ふ)の流域に屬し肥沃なりと稱す可からざるも開墾耕種するに足り鄭家屯より比較的最近徑路たる東部蒙古を横斷して齊々哈爾に至らんとせば必ず此地を過ぐ此地は從來蒙古にて砂磧茅土と稱し喇嘛沁蒙旗の土民初めて墾地移住し十餘戸を爲し四邊草道を以て阿爾科爾沁齊々哈爾伯都訥鄭家屯等の要地に交通を有せるを以て夙に世人の注意を惹起せし地なりしが先年擧匪の亂露軍一下して農安長春懷德地方を壓迫するや同地方の避難民子女を携へて西走し此地に入りたるもの多く爲めに俄に一大部落を形成し蒙古土民と輯睦し或は墾地耕種し或は開店鬻貨し始めて同地方の情況世間に紹介さるゝに至り光緒二十九年に至り奉天將軍增祺の上奏に依て招民墾拓すること、なり行局總辦試用知府張沁田及該地蒙古人協理台吉等と協同踏査せしめ洮見河岸に於て南北約百三十清里東西約一百清里を限り開墾地域と定め現に懷德鄭家屯方面の舊移民及山東人の新移住者を併せ漢人

二百餘戸を集團し東部蒙古の中腹に盛京省屬の新開地を作し遂に光緒三十一年陞して府治を置き洮南府トナフと名け元奉天交涉局總辦孫葆瑨(福建の人夙に我國人に親昵し前後二回日本に來れり)を移し該地に知府たらしめたり即ち近來に於ける蒙古開發に先鞭を附したる所にして尙ほ進んで阿爾科爾沁扎賚特地方を開拓せんとし目下調査中に係るもの少からざる由なり

雙龍鎮地方は所謂砂漠中の河岸に瀕せる地にて從來は荒寒疲土にて耕種不可能の如く見えし所なるか實地踏査に由れば地味は一樣ならざるも概して農耕に堪へ其地以北砂磧茅土に至る迄を下等とし砂磧茅土より北洮見河に至る迄を中等とし同河以北を上等とせり即ち北進するに隨ひ土脈膏腴なるは最も注意すべき現象にして蒙古利源の伏藏せる世人未知の内にあるものならんかを思はしむ而して現定開墾地内の拂下料は上等地一响に付銀四兩四錢下等地銀二兩二錢とし以て該地畝の上に永久所有權を設定し得るの規定とし初めは之に依て官府の收入一百萬兩以上を得るの豫算なりしも今日迄の收額僅に六萬兩に上らず經營當局官吏は戸部より叱責せられたりと云ふ

然るに昨年来我軍奉天に勝ち露軍を追ふて長驅せんとするや曩に拳匪亂時の故智を襲て懷德鄭家屯奉化地方の避難民陸續該地方に集合し物價暴騰且つ露軍の數々糧秣徵發に來往せしを以て同地と齊々哈爾及伯都納間は車輛の通行頻繁を極めしと云ふ

此の如く此地は前後二次戰亂に因て一時の盛況を現し遂に一市鎮となりしを以て土民呼て逃難府と稱す現に商家の重なるものは質店三軒燒酎釀造所三軒製油業七戸雜貨店三四十軒を有し土着者總滙すると同時に商店を増し商況亦般販し將來東部蒙古の貿易市場として蓋し有望なる地點とす

物産は高粱粟大豆麥等を主とし該地の四外蒙古部落には盛なる牧畜行はれ牛馬羊豚に富めり又現市街の東北約一千二百米突の所を東流せる洮見河は河幅約六十米突水深約一米突を有せるを以て局地間の交通を資くべきのみならず河中鯉鱒白魚胖頭魚草根魚邊花魚敖花魚李魚黑魚等を産するを以て漁利土民の營生を助け諸般發達の要素を具有せり現に一隻の渡船あり行人を渡す

又露軍が同地方に用ひたる車輛は大型二輪の輻重車にて道路と稱すべき者なき

も地勢平坦にして草野澤畔四外に達するの便あり通常毎年車馬八九頭を要す此地々方保安の爲めには知府に屬せる巡捕隊約二百餘の歩騎兵あり未だ團練郷約を設けざるも各地移住者間には自然的組合を成し人望あるもの之が組頭たり而して該移住者の原籍地を擧ぐれば山東省濟南府及青萊二府のものを主位とし直隸河間府のもの之に次ぐ其主位已に山東人にして何れも土着の傾向を有し且つ苦憂少き天然の樂境なりと稱し居れば今後山東移民の輻輳想見するに堪へたり斯くして東部蒙古も亦山東人を以て充滿するに至らんか

第一節 多倫諾爾地方

多倫諾爾地方は現に直隸省に組入あるも土民の大部は蒙古人にして山西人之に次ぎ山東人は第三位に居るの有様なるか數年前迄は此地山東人僅に四五戸を有し有名なる該地喇嘛廟の開廟期に於て餽餅を鬻くを業とするか如き極めて可憐なる状態にありしに近年に至り蒙古内地に於ける金礦石炭白蠟青鹽等の露人若くは獨乙人等に依て探見せらるゝに及び漸く山東苦力の需用を増し殊に戰時中

は是等山東人は露國後方勤務の幫助に任ずる希臘人猶太人等の手先となり多倫諾爾を仲繼地として天津方面より軍需諸物資を輸入して海拉爾に送り比較的重利を收めたるものあり之等は山東西部武定濟南府地方の苦力上りの商人にして戦後尙ほ同地方に止りて開店を繼續するもの次第に増加し今後は煙草布疋綢緞等を輸入して蒙古土産の羊毛等の外輸に任せんとしつゝあり同地方より山東間の送金手續は北京天津を経て行はれ些の不便なしと云ふ尤も同地方にて流通貨幣は重に銅鐵若くば碎銀を用ひ稀には清國鑄造の龍形銀圓を用ゆ

第三節 庫倫地方

此地露清陸路貿易の要衝にして開市頗る古く貿易殷盛現に滿漢民商の居家店舗大約一萬を下らず露人の開店者中重なるもの七八戸あり一般商業の重なるものは綢緞茶布疋の輸入及毛皮類の輸出に在り商人中有力なるものは山西人にして人數に於ては直隸人首位に居り山東人に至りては人員富力共に第二位を占め居るが殊に登萊二府のもの多く山東商人の主業は日本雜貨煙草鴉片等の輸入及飲

食店旅人宿を開業せるもの多し該地居住者は其滿蒙人乃至露人の別なく皆親睦往來す居常穀を食せず牛羊の肉を屠り其乳を飲み年節佳日に於て稷米を食す蒙古人は近年漸く奢靡に傾き紬緞の賣行盛に殊に黄色の羽織を喜ぶ冬夏帽を釋かず男女兒童騎馬を善くし人情は樸實粗野にして太古の風あるも男女の別亂脈にして一般漢人の侮慢する所とす

第四節 甘吉廟地方

甘吉廟(露人は「カンジ」云ふ)は東部蒙古車臣汗部二十三旗中の大廟にして海拉爾の西南約三百清里我四十二里餘の所に在り廟は康熙帝の勅建に係り其規模多倫諾爾の喇嘛廟に及ばざること遠しと雖も大殿堂及び左右兩廊客廳庫房數棟の大建築物を有し山門前には大影壁を設け大殿には筆畫の喇嘛像を掛け門前八本の大旗桿を樹て結構莊嚴四邊砂漠中に在るを以て殊に燦然たる光景を備へ愚味の蒙古土民をして至大なる尊敬と迷信を拂はしむる價值あるが如し然も同廟の人口に啗突する所以のもの實に廟宇の壯麗にあらずして毎年陰曆八月一日より同十五日

に至る開廟期に於て蒙古人が念經禮拜の爲め參集するもの五六萬の多きに上り露領後貝加爾地方庫倫恰克圖地方は固より南は遠く北京張家口多倫諾爾地方より開廟を當込み幅濶する各地商人に依て蒙古貿易の大取引行はるゝに在り平時廟内には比較的多數の喇嘛僧在るも四外索寞たる該廟附近が一朝右大貿易期に至れば俄然四五百基の幕營商店を現出し蒙古人の主要貿易品として家畜毛皮類にして就中精良なる馬匹の集合を以て顯る

該地方未だ山東人の入住土着せる者なきも多倫諾爾及び海拉爾に根據せる山東商人は綢緞玉器麵粉酒茶砂糖等を齎し來り交易するもの近年益々盛にして以前は商取引の大部が山西人の手に歸し居りしが今や山東人の勢力は漸次上進し來りつゝあり之等山東商人は重に濟南府歷城縣青州府周村鎮のものに係ると云ふ但し該開廟市場に於ける交易の大宗は牛馬にして其最良なるものに至りては一匹つゝ論價するも其大小若くは良惡混合のものに至つては繫留區域に由り數を以て買賣するを常とす通貨は露貨及吉林黑龍江省鑄造銀圓又は兩銀タムルを用ゆ

第四章 露國後貝加爾州以西に於ける山東人

該州は貝加爾湖にて東部西伯利亞と境を接したる一區域にして今や殆んど其全體を開墾して農業に適する地と爲せり此地方はヤヅロノウォイ山脈の爲めに二分され其西北部は重に森林多く西南は概して曠原にして此地方一帯は河流多く其流域は平原なり彼の「セラランガ」「インゴタ」「オノン」「シルカ」「ヘルトシヤ」「アイグン」「ウイジム」等の溪谷は合計約二十二萬平方吉魯露米突の平野を有し其氣候中和最も農業に適す且つ鑛物に富み就中砂金銀錫鉛銅鐵水銀石炭鹽等を以て重なる産物とす

該地方に於ける山東人の多數入境は西伯利亞鐵道開通後にあり其多數は礦夫行商鐵道工夫等にして比較的多數山東人の入住せるは「イルクーツク」「ウエルフネヂシスク」「ノーウイセレンスク」「恰克圖チタ」「ボロチンスク」「カイダロボ」「ネルチンスク」「ボルジャ」「ストレチンスク」等の各市邑及「コルピチヤ」「ウスカラ」等の金礦地なりとす

第一節 露都「ペテルブルグ」地方

山東商人が露本國に入込むに至りたるは東清鐵道の完成に依て歐露と極東を連絡したるに依り綢緞を行商して蒙古及び西伯利亞に在りしもの進て露本國に入りしものにて由來山東萊州府下昌邑縣は多數の行商を出すを以て名あり之等商人間には年來の團結連絡ありて露領に入るものは久しく同地方にありて露軍に熟せるもの行商を擔當し別に恰克圖庫倫若くは哈爾濱に向け貨物を携行するものあり彼此呼應連絡するものにて其綢緞を撰みたるは嵩さ小にして價格貴く且つ相當の需用あるに因る此他尙は行商に有利なるもの多きも携帶に不便なるを以て未だ試むに至らずと之等綢緞行商者たる山東人は一昨年來日露戰爭中日本の間諜嫌疑を以て押拿せられたるもの少からず一時十餘人の入牢者ありしも疑解け釋放せられたり之等商人は露清銀行に依て哈爾濱恰克圖を経て山東に送金するを常とす明治三十九年一月「ペテルブルク」より歸來したる山東商人は今や日露和約し露本國人皆日本品を好尚使用するの傾きあるを以て再行の際には日本

製綢緞を携行すべしと云へり

節二節 莫斯科地方

莫斯科地方に山東行商者の入込みたるは今を去る數年前にして即ち光緒二十五年冬山東萊州府昌邑縣人山東物産の大宗たる繭綢を携へ鐵路イルクーツク方面より露本國に入りしものに初まる近年陸續として同地方に入り皆同一行商をなす之等は皆山東萊州府人にして同地方に永住せるものには茶商として山西人及び蒙古人等あり繭綢商としては山東昌邑縣人あり而も該地にある多數山東人は概して永住することなく在留僅かに一二月或は三四ヶ月にして鐵道に依り歸郷す該地との送金干係は露清銀行に由る

節三節 「ウエルフネヂンスク」地方

同地及「ノーフエシエレンスク」地方は元來山西商人の先鞭を附し根據ある商店を有するもの少からず山東出稼者は初め之が被傭者たり乃至齊多地方金礦苦力

及び鐵道工夫の落武者此地に落戸在留し小商業を重なるものとし一部の行商者あり土着せる山東人を擧ぐれば登州府黃縣萊州府掖縣の者多く何れも露清陸路貿易に従事し彼等の取扱ふ輸入品の大宗として茶布疋綢緞マツチ石油、蓆、鴉片、絲紙等にして此他諸種の日用雜貨は皆天津北京を経て輸入せられたる日本品其大部に居ると云ふ同地方に於て露國が支那商人に對する課税は特富者を除くの外銀三留の人頭税を以て年額とし保護周刺にして馬賊の侵奪官吏の勒索なく何れも儲財歸郷して良婦を得るを樂み勤儉力行せり送金は同地及恰克圖庫倫よりす

第四節 齊多地方

同地方に於ける山東人出稼者の入境は光緒十一年頃にして貧寒の餘出郷北行せるもの齊多地方に於て露人の掏金業に投じたるもの之が魁をなせり原籍は登州府萊州府府屬のもの多し後掏金にて若干の貯蓄を得しもの小商賣を初め年を経るに従ひ受負業又は苦力募集等に依て成功せるものあり今や同地方山東人の勢力侮る可からざるに至れり其多數は未だ落戸するものなく何れも毎年歸郷再行

するを常とす然れども此地に在るものは露國宗教を信仰せざれば露人に親昵する能はざるを以て漸く信徒を生じ自然慕郷心を失ひ歸郷するに及ばずとなすに至れり

地方近年馬賊の難少く之れあるも小群にして一群僅かに三五人或は五六人且つ首領なし此地方に於て山東出稼者の最も懼るゝは旱魃にして水害征稅等は憂となさず一般に飲酒看劇を最樂とし貯財合婚者皆開演歡樂す其他吃煙賭博等なり齊多には山東省內濟南烟臺黃縣濰縣等に爲替取扱をなす支那錢莊あり送金自由なり

第五節 「ストレナンスク」地方區域

「ストレナンスク」地方に山東出稼者の入境したるは今より約二十餘年前李鴻章の計畫に係る漠河金廠開始當時より多數の勞働者を輸入したるを始めとし其後同地方に於ける露國の鐵道經營及び「コルピチャ」ウスカラ地方に採金を開始し盛に同地方に集中せしなり現に移住者中山東人最も多く又勢力あり其原籍は登州萊

州青州府屬のもの多し此外山西湖北四川等のものありと雖ども甚だ少し而して之等山東人が現下從事しつゝある主業は鐵道工夫及採金等にして此他蔬菜を栽培し又は獵鹿伐木石工等を業とするものあり彼等は未だ土民及蒙古露國人と聯婚せず何れも永住するものなく毎年歸郷するもの凡そ十分の五以上其他は二三年或は五年に一回歸郷再行するを常とす地方馬賊あるも小群にして聚散一定せず大害なし一般に樂む所は貯財歸省し結婚を以て大快樂とせり其他鴉片賭博等なり送金は直接爲替の便なし「チタ」よりす

第六節 「コルピチヤ」地方

コルピチヤ及ウスカラは由來砂金産地にして現に同地方に在る山東人は今より十餘年前露人が同地方の金廠を開きたる當時從來「レイノワ」支那人連陰と稱す及漠河金礦に在りしもの漸次轉入したるものにして萊州府濰縣のもの尤も多し多數採金者中には貯材に成功し同地方に落戸土着して商業を營むものなきにあらざるも其大部は數年の困難に堪へて勤儉蓄財し齎して門里に歸るを常とす出稼

者は「ストレンチンスク」「ネルチンスク」若くは齊多に出て山西人の營める錢莊に托して爲替送金するを得

第七節 「カイダロボ」地方

此地方従前山東人を留めず光緒二十一年頃に至り初めて客民として入境し小貿易を營むものありしが露國が鐵道經營を創むるや多數の苦力を輸入し其府縣を擧ぐれば萊州青州二府のもの多數を占め何れも勤儉の資を積み大部は他に移轉し若くは歸郷したるも一部は留りて行商若くは小貿易を開始するものを生じ現に同地は後貝加爾線分岐點に方り年一年股販の區となり將來益々山東人の輻輳を見るべし地方馬賊の聲を聞かず這次日露戰爭は益々土着者の懷中を温め漸次故郷の親戚知人を呼集するの狀あり

第八節 恰克圖地方

同地方には元來山西人を先鋒とし山東人は之が後殿として入境したるものにし

て尤も近年の事に係る現に茶、綢緞、糧米等を商ふ山東人約一百餘戸を有し蒙古人及び露人間に貿易す蒙古人は居常穀糧を仰がず全く牛羊肉を食し其乳汁を飲むも年節佳會に遇はゞ稷米を食す殊に山東人を同地方に招致したる第一原因は蒙古中流人士以上は黄色の綢緞を以て襦袢(羽織)を作るの習慣あるを以て山東商人は之が供給者として進入し以て今日の地歩をなしたるに由る

同地方に於ける山東人の原籍は萊州府及青州府屬のもの多く茶商には山西人多し成功者にして落戸營業せるものを除くの外は毎年仕入の爲山東に歸る昔しは周村鎮地方にて綢緞を集め陸路張家口に輸送し來りしが近年に至り芝罘を経て南清産を引くもの漸く増加したり之等商人の爲替は恰克圖及庫倫に於て山東と連絡す

第五章 露領黑龍州に於ける山東人

黑龍州一帯は概して山脈多く北方及東方に「スタノヴオイ」「ヒンガン」「ブライスキ」山脈ありて此地方を限り「ゼーヤ」「プレーヤ」の溪谷に沿ふて南下すれば漸々平原となり虎豹等の猛獸多く深林の間に棲息し平原の地と雖ども人間の丈より高さ雜草繁茂し沼澤の地は黑龍江の汎濫すること頻繁なる爲め農業に適せず江畔の高地「ゼーヤ」「プレーヤ」の兩溪谷の山地に於てのみ農業の發達を見る可く又開墾に適すと云ふ

黑龍州一帯は農事に適する區域比較的狭少にして約十一萬平方吉魯米突に過ぎず然れども殖民の數増加するに従ひ年々深林を開拓して平地となすを以て將來此地方の全面積の半分即ち約三十萬平方吉魯米突の開墾地を有する望みあるに至れり而して四十年來此拓殖地の漸次開發し人烟増加せし爲め該地方の氣候上に大變動を來したりと云ふ

地方最も砂金に富み石炭の大炭田あり殊に「レイノワ」支那人は連陰と稱し故雅克

薩城の上流にあり「ゼーヤ」所謂「ゼーヤ」河の流域にして支那人は黄河又は精奇里烏喇と云ふ及横溝等を著名なりとす現に山東人の集團せる所亦如上三金礦を最とし此他「ブラゴエチンスク」に於ける商人及び露人に雇はれて狩獵に従事するものあるも其數少なし近時又「ブレーヤ」河畔に大炭田を發見したりとの説あり

第一節 「ゼーヤ」河金礦

該地方に山東出稼者を持來したるは今より五六十年前にして入境の目的は砂金採取にあり現に同地方にあるものは山東省登州府屬招遠縣黃縣萊州府屬掖縣昌邑縣平度州のもの尤も多く此他直隸省山海關内のものあり出稼者は砂金採取を專業とし別業なし此地近年多數の朝鮮人あり山東人と聲氣相通じ採金業者相手に小商賣を營むものあり此地方未だ田園を耕種せざるを以て出稼者の土着を見ず露領なるを以て大群の馬賊なし出稼業者は概して壯年者多く佳節吉祥に值ふ毎に群聚歡飲し慶祭の典看劇の樂共にあることなし而して結婚善財は彼等最項の至樂なりとす苦憂とする所は水質の惡毒なるにあり此地農種せず故に水害旱

魘は意とする處とならず馬賊官鬻子共に勢力なし

第二節 「レイノワ」金礦

之れ黒龍江上流雅克薩城下の一金礦支那人の連陰と稱するものにして「ブラゴエチンスク」より約一百餘里を距る江の右岸に在り礦脈は「ゼーヤ」河及對岸漠河に連ると稱せらる該金苗の發見は今より三十年前に於て初め清人の採掘に係りしが一朝露人の專佔に移りてより多數の山東人を吸收し全脈に互りて現下千五百人餘の淘金者を使用せり聞く該礦は露國皇室財産に歸屬し監工の露官支那人を遇すること厚く何れも其業に安んじ其淘金に就ては月額を按んじ工銀を支給す地偏偶に在り財を散するの途なく而して工銀豊に尤も蓄財に利便なるを以て多數出稼者の輻輳を見るも元來同地方に出稼の先聲をなしたるものは登州府招遠縣人なるを以て殆んど該縣人の專屬に歸せるものなるが如く唯先聲の緣故ある一部萊州府屬濰縣人を容れ居るのみ壯年者は數年の貯財に依て結婚の快を樂み老年者に至りては専ら鴉片を喫するを以て無上の快樂となすを以て鴉片の輸入年

年増加しつゝ、あり又之等出稼者の砂金竊盜に就ては嚴密なる監視あるに拘はらず種々の陰秘手段は輕微にして貴價ある砂金を拉藏する上に行はれ「ブラゴエチ」ノスク「浦潮」哈爾賓、及芝罘迄之等出稼者の盜竊したる砂金買受所なるものあり如斯一部の収入は各自携行するも一般の送金は「ブラゴエチ」ノスクより爲替送金するを常とす

第三節 「ブラゴエチ」ノスク地方

山東出稼者の入境は光緒二十年頃遷移して此地に來り淘金を以て業となす同二十三年露國の東清鐵道敷設開始に方り商人陸續として集中す原籍は沂州府屬及莒州のもの多し而して之れ等の山東人は商業を營むもの多く之に亞で淘金者なり其他蒙古印度人居るも甚だ少し此地に山東人は其數五百餘人ありと云ふも永住者少く皆年々歸郷再行を常とす
地方に馬賊なし農業なく爲めに水旱を懼れず征稅瘟疫等を意とせず一般に樂む所は貯財歸郷結婚吃烟を人生の快樂とす

第六章 露領烏蘇里州に於ける山東人

烏蘇里州は一面は黒龍江及烏蘇利江の間にありて他方面は日本海なり山脈あるも大概低くして大森林なく如上雨江の蜿蜒たる流域は悉く平原なり氣候は北方亞細亞中最も好良なる地方と稱せらるゝも海岸線に近き邊は稍々寒く中部山脈の「スコツクル」の東方は霧深くして農業に適せず

此地方は開墾に適する約十九萬五千平方吉魯米突の面積を有するも平原を擁すると同時に森林及沼澤を開くの望あり鑛物は銀鉛鐵を産し南方には大炭田あり薩哈連島は農業に適せず其近海は漁業の好區として有名なりとす該州各地に播殖せる山東人は大約六十餘萬に達し農民は興凱湖畔、刁畢河腰子河流域及蘇城、密井泡、三號鼈等の地方に散在し商人苦力は「ニコライスク」「ハッロフスク」「スバスカヤ」「ニコリスク」「浦潮」斯德等に集中し此他海産物の採集の爲め「アレキサンドル」ノスク「支那人は窩勒幹」と云ふ「インベリヤトルスカヤ」「支那人は因拔斯克」と云ふ「ボセツト」支那人は波西圖又は摩淵歲と云ふ地方等何れも山東出稼者の在住せるを見る

第一節 「ニコライフスク」地方

該地方に山東出稼者の増加したるは浦港開港以後に係り殊に浦潮、ハッロフスク間に烏蘇里鐵道の完成を見たる後は前往者を趁ふて同地方に出掛くる山東商人相踵き夏秋海上航通の便あるの日に於て常に數隻の汽船に依て百貨を該地に集むるに方り其南清地方よりの積荷の大部分は實に山東商人及廣東人の辨ずるものにして其支那人向きの日用雜貨等の近年激增するを見ても益々黒龍江下流一帯に支那人殊に山東人の増殖せるを知るに足る可く其府縣別を擧ぐれば登州府招遠縣、蓬萊縣、萊州府掖縣、萊陽縣、黃縣、武定府、浦臺縣のもの其多數に居る。出稼者の生業は伐木、漁獵を主とし商業に従ふものは其成功者の後身なりとす何れも舉家携眷せるものなく儲財を齎して歸南し良妻を迎へて郷黨に誇るを以て最頂の至樂とせり日常の快樂として慶祭の典佳節の會遠隔せる土境にあるも皆山東内地の例に違ふ苦憂すべきものなく其歸郷せざる出稼者の貯財は上海を経て露清銀行手形に依て安全確實に送金するを得

第二節 「ハバロフスク」地方

該地方に山東人の始めて出稼をなしたるは今を去ること三十年以前にして多くは山東の貧瘦にして生活に苦むより移遷し來る苦力にして勞働を目的とし多少の資本あるものは露清人間に小商賈をなし漸次今日の盛運に及びたり同地に於ける山東出稼者の先聲者は前者にあらずして後者にありとの説あり

山東移民中就中登州、萊州兩府を最多とし此他直隸、山西人を交ゆ蒙古人、滿洲人、朝鮮人、韃靼人ありと雖も到底山東人に匹敵するに足らず各國人互に相往來して商業を營み盛に取引をなせり露國の最も親近せるものは山東人にして信用篤しと謂ふ然れども此地にて成功せるもの甚だ多からず何れも浦潮、ニコリスク等の轉住者なりと云ふ

此地の移民には蓄財歸家良妻を娶るの外樂事なしと稱す

該地より山東へ向け爲替の取組み自由にして送金は全く露清銀行に由る

第三節 烏蘇利地方

茲に烏蘇利地方とは烏蘇利「イマン」窟井泡「ビキン」等を合稱したるものにて山東人の初めて此地に移來せしは光緒二十年後にして濟南府章邱縣王金爐と云へる人最先に此地に至り露國鐵道敷設に際し伐木を以て成功し次第に鄉黨親族を招致し以て今日に至る故に同地方出稼者多くは濟南府屬のものにして萊州府屬のもの之に次ぐ此他登州府屬のものあるも多からず又土人の傳ふる所によれば烏蘇利に於ける最初の開拓者は吉林三姓の滿洲人雀連と稱するものにて現に農を業とし露語に通じ露官の信用篤しと云ふ該地方は滿人及撻靼人の組織せる團練あるを以て馬賊の患を知らず

地方山東人の快樂は飲酒又は賭博をなすのみ其愛ふる所は旱魃にして水害征税疫癘等皆懼る、所なし郷里山東には直接送金の道なく浦潮ニコリスクに至るにあらざれば用を便せず窟井泡に一豪商あり姓は李長福と云ふ原籍は三姓にして當年五十餘歳家産五六萬吊を積み田園四十餘晌を有し同地方に德望高し

第四節 「ニコリスク」地方

該地に山東人の創めて移住せしは今より五十餘年前にして當時の目的は農業にあり後烏蘇里一帶に於ける露國經營は益々山東苦力を需用し遂に今日の盛況に達したり移民の原籍は登州府及東昌府屬のもの多く就中昌邑縣濰縣蓬萊縣掖縣棲霞縣萊陽縣黃縣のもの最も勢力あり山西湖南湖北の各省人及び奉天山海關内關外の人あれども多からず山東移民の多數は春來り冬去る恰も鴻雁の節を違へざるが如し其比較的成功者にして永住せるものは百中僅かに二三に過ぎず此地方一群の馬賊あり手下一千餘人を有し其頭目を長大爺と呼ぶ山東省の出身なり性兇惡ならず現に蜂蜜山子叢林間に窟居せりと同地方山東人中無懶放逸なるもの皆之に従ふ

移民の最樂は蓄財歸郷するにあり佳節に遇へば飲酒歡樂する事尙ほ山東内地に同じ

該地芝罘間爲替の便を有し大商店は各地に支店を有するもの多きを以て送金の

便あり

第五節 浦潮斯德地方

茲に浦潮斯德地方と稱するは「ウラジミロフカ」ラズドリノエ「ウ」畢河地方を併稱す該地方に多數山東人を誘致したるは光緒十三年頃にして其目的は初めは海産物採集にありしが後露國諸般の經營に對する需用に應じ目下は重に商業を營むに至れり然れども今尙「ウ」畢河一帶にあるものは開墾を業とするものあり出稼者は萊州府登州府人其大部に居り其他は到底及ばざること遠く朝鮮人韃靼人蒙古人及直隸省河間保定永平等の三府人及少數の南清人あり其勢力山東に及ぶものなし土人の言に依れば始めて該地方開墾の先聲者は韃靼人寛永なるものなりと云ふ該地方氣候甚だ寒烈にして從來冬季は結氷封海し業務閑散となるを以て結氷期に至れば出稼者悉く財を集めて故郷に歸るを例とせしも這次戦争後の影響により冬季も碎氷開港し航通を取行し大なる支障なかりしを以て今後同港の價値は一進化をなし從て山東人の去來も變化すべしと云ふ

該地出稼者の最も恐るゝ所は寒氣にあり最も樂みとする所は擔財歸家にあり浦潮芝罘間に於ける爲替は各錢莊大概之を取扱ふを以て其手数料又低廉にして確實安全に送金するを得ること戰時中尙ほ送金の行はれたるを見て明なり

第六節 「アレキサンドルフスキー」地方

茲に「アレキサンドルフスキー」地方と稱するは同地及腰子河（アレキサンドル）の北約五百清里（北約五百清里）等に就て調査したるものにて同地方は荒寒無主の地土に富み谷間耕すべきの地亦少なからず爲めに今より二三十年前浦潮方面に横溢したる山東出稼の一部は進で之等の地方を侵占し既住の韓人及魚皮韃靼人等と同協一和して耕耨に生活するに至り漸次地味の肥沃を探りて進入したるものにして現に麥鈴籐麥玉蜀黍等は如上移民を養ふて尙餘剩を生じ粟及麥の如きは他郷に輸出するの盛況を呈せり又樹木牧場に富み利源甚だ厚し山東人には登州府招遠縣及萊州府掖縣のもの多く又近年に至り「アレキサンドルフスキー」及對岸樺太島に石炭坑開掘の爲多數の出稼者を持來したるを以て之等農民は蔬菜を作るもの多く又昆布採取を業とす

るもの漸く増加せり地方平穩にして馬賊なく風俗朴野にして郷黨和合せり年中の行樂は佳節飲酒するに在り其數年の勤儉克く帶妻に堪ゆるの財を貯へて歸郷するは彼等畢生の希望なりと云ふ爲替送金は浦潮斯德に出でざれば能はず

第七節 「ボグラニナヤ」地方

此地方に初めて山東人の入境せしは烏蘇里鐵道の敷設工事時代にあり現に山東人の此地にあるもの尙ほ苦力を脱せず皆露人の爲めに勞働を目的とせり近年少數の小商人あるも未だ勢力なし移住者の大部は登州府萊州府屬のもの多く此地方には朝鮮人滿人韃靼人等多く出稼山東人は年々收得を以て郷里に歸るを常とし永遠居住の目的なきが如し山東人と各種人間慶弔往來なく結婚に至りては全く聞かず出稼人にして未だ成功者と稱すべきものなし
該地爲替送金の途なく出稼者は一年の收得を携帶して歸郷するを常とせり

第八節 「ボセツト」地方

該地方には「ボセツト」「ノークエフスコエ」「スラウヤンカ」「バラバシ」等を總括調査したるものにて同地方は元來韓人が拓殖の先聲を附したる地方にして山東人の同地方に至りしは光緒の初年にして珲春方面に清國の招民墾地の事業起り漸次商業を營むものを生じ次で彼等は韓人部落の需用に應せん爲行商をなし同地方に赴き後露國の同方面に對する經營に參與し潤利を得たるものにして一部は殆んど土着の状態をなし居れども未だ純然たる韓人の如き歸化人を見ず其原籍の府縣別を擧ぐれば萊州府掖縣平度州登州府萊陽黃縣膠州卽墨縣人等とす
該地方露兵の駐紮以來地方靜穩行旅村落共に馬賊の侵害を被ること稀に出稼者は皆壯年者にして蓄財歸家娶婦を樂み苦憂として擧ぐべきものなし日露戰爭は之等山東商人を多大の利潤に浴せしめたりと云ふ